

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
1	令和6年6月24日	令和6年12月16日	1 登記所の独立行政法人化を求める(2 英国のように司法書士の登記業務に廃業を求める)	企業や個人が、登記申請をしようも、登記所(法務局)側が、本人申請を済り司法書士を通さないと登記できないシステムになっている。特に銀行側は直接登記すら重大な秘密漏れ事務の一環で損害を受けている。 (東京高裁判決平成11年11月29日判決【本来の司法書士の職域に登記業務は一切含まれていない】) 司法書士とは、本来は訴訟(司法)手続きをする仕事であり、行政手続(登記)をする職業ではないから【目的外使用】され、司法書士の登記業務を全廃しても構わない。その結果、司法書士に報酬をはらうことで、日本国民は毎年2千億円の国家的損害を受けている。登記所を独立行政法人化して登記行政手続を簡素化する必要がある。(司法書士が日本経済の阻害要因になっている 同趣旨 昭39年の政府の行政改革) 昭和39年臨時行政改革調査会の内閣での指示書どおりの司法書士の登記業務廃止の実現を求める。	登記所を独立行政法人化すれば、登記行政手続きが簡素化され、司法書士に流れる手数料が無くなる。国家的利益が2千億円となる。	個人	法務省	司法書士は、司法書士法の定めるところによりその業務とする登記、供託、訴訟その他の法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命としています。	司法書士法(昭和25年法律第197号)第1条、第3条	対応不可	法務局の所掌する登記事務は、国民の権利関係に密接に関係するものであり、全国統一した運用を確保するため、国が担う必要があることから、登記所を独立行政法人化することは困難です。 国民の権利を擁護するには、制度の概要欄に記載の法律事務を適正かつ円滑に行なうことが不可欠であるところ、國民にとっては、自らこれを適切に行なうには困難を伴う場合があります。 そこで、司法書士法は、これらの法律事務の専門家として、国民の権利を擁護し、もって自由かつ公平な社会を形成することを使命とする司法書士の制度を定め、その業務の適正化を図っております。國民がこの司法書士制度を利用することによって、その権利の擁護を図ることを可能としています。 したがって、御提案のように司法書士の登記業務を廃止することは相当ではありません。	
2	令和6年6月24日	令和6年7月19日	国立大学附属学校における授業料以外に必要とする費用の公開について	平成16年文部科学省令第16号、国立大学等の授業料その他費用に関する省令で、授業料や検定料について定められている。現在、義務教育の授業料は徴収されていない。 全国にある?国立大学附属学校に対して、省令や規則で授業料以外で徴収する費用の公開を義務付ける。通常に必要な費用の概算や用途について、受験を検討している保護者への情報提供を行い、透明化を図る。	方、教育充実費、生徒会費、教材費、後援会費等の様々な費用が必要であるが、ホームページ等でこれらの費用に関する情報が公開されていない学校が多く、入学時の配布資料で初めて判断することもある。それに加えて、任意加入などの強制加入であるか不明な会への入会、入会金などの負担を求められることがある。 国立大学法人が徴収する費用については、各国立大学法人において、関係法令等を踏まえた対応を行なっているところですが、国立大学法人が自ら規定として定める国立大学法人ガバナンスコードにおいては、その原則4-1において「法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るために透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められています。 注:「大学」については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第8号において「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」の情報公表が義務づけられております。	個人	文部科学省	学校教育法第43条、49条、49条の8、62条、70条、82条において、学校による積極的な情報提供について定められておりますが、これら条文は学校からの情報提供の必要性・重要性を概念的に規定したものであり、具体的な情報提供の内容はそれぞれの学校や地域の状況等に応じて、各学校で判断するべきものとされています。 「国立大学法人が徴収する費用については、各国立大学法人において、関係法令等を踏まえた対応を行なっているところですが、国立大学法人が自ら規定として定める国立大学法人ガバナンスコードにおいては、その原則4-1において「法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るために透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められています。 注:「大学」については、学校教育法施行規則第172条の2第1項第8号において「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること」の情報公表が義務づけられております。	学校教育法 国立大学等の授業料 その他の費用に関する省令	その他	国立大学等の授業料その他費用に関する省令を含む現行の法令等では各国立大学法人に対して情報の公開を義務付ける制度は設けられておらず、各学校で判断するものとされています。そのため、附属学校における費用に関する情報の公開については、今後とも各国立大学法人の権限と責任の下で判断した上で対応していくものとなります。国立大学法人が自ら規定として定める国立大学法人ガバナンスコードにおいては、その原則4-1において「法令に基づく情報公開の徹底、及びそれ以外の様々な情報の分かりやすい公表」を定めており、各国立大学法人においては、多様な者からの理解と支持を得るために透明性を確保し、丁寧な情報発信が求められているところです。	
3	令和6年6月24日	令和6年7月19日	文書閲覧窓口制度	「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づく文書閲覧窓口制度を廃止すべき。	デジタルの時代に、各行政機関の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設けるのは時代錯誤。ホームページの充実度、対応者への丁寧な対応で問題ないはず。	個人	総務省	文書閲覧窓口制度については、「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解)に基づき、その整備・充実を図ってきたところ、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」といいます。)の施行を踏まえ、「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)に基づき、情報公開法第42条(現:第24条)に規定する行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るために施設の一環として、各行政機関(人事院及び会計検査院を除く)の本省庁、ブロック機関、府県単位機関等及び試験研究機関に、目録を備えた文書閲覧窓口を設け、国民の利用の便に供することとされています。	・行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第24条 ・「情報提供に関する改善措置等について」(昭和55年5月27日閣議了解) ・「文書閲覧窓口制度の運営について」(平成13年3月6日情報公開に関する連絡会議申合せ)	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、文書閲覧窓口制度は情報公開法第24条に規定する「行政機関の保有する情報の公開の総合的な推進を図るために施設」の一環として設けられており、同条においては、行政機関の保有する情報が適時適切な方法で国民に提供されるよう、施策の充実に努めることとされています。 情報提供施策の充実のために、御指摘のホームページの充実を含め、様々な方策が考えられるところ、文書閲覧窓口についても、対象者によっては、例えばインターネットを利用できる環境がない等の理由により、直接往訪する方が簡単な場合もあると考えられ、国民にとって利用の便に供することとされているものです。	
4	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240406ST22[2/3]改正不動産登記規則を改正する 05ノ旧姓/現在登記名義人で1人1個にする	不登記規158条の34第1項は、所有権登記名義人は「その一の旧姓」を記録でまとると規定する。「その一の」にて何?、読み方としては、毫、申請できる旧姓が「山田[佐藤][加藤]」ではなく「佐藤か加藤の1個であるという意味」と、式、1番登記名義人「山田[佐藤]」、2番登記名義人「山田[加藤]」ではない、1個の登記記録全体で登記できる旧姓が1個であるという意味である。/まず、毫の条件が満たされなければ、の旧姓は実現しないから、各氏名の後に「記録できる旧姓は1個だう。/この反対解釈として、「一の」制限がないローマ字併記規定では、二重国籍者のローマ字表記が両国で異なる場合は複数併記ができるわけですが。→	一では、式はどうか? /変更前の事項がすべて抹消される商業登記では、式の意味でも「一の旧姓」が貫徹される。/他方、変更事項についてのみ変更前の事項が抹消される不動産登記では、式の意味と矛盾する記録方法も可能である。すでに旧姓が登記されている場合を「変更」と呼んでいない、旧姓を更新する場合の抹消規定がない以上は変更前の旧姓は抹消されないはず。/しかしそうすると、「所有権の登記名義人の識別性を向上させるという観点から、こうした措置も織り込んでいます」(R6.3.1法務大臣会見)としているのに、各持分について併記された旧姓が統合されず、各持分の登記名義人の同一性がますます分からなくなる。/「一の不動産」「山田[佐藤]」「山田[加藤]」が両方記録されれば、同じ名字の者を名前のカッコ書きで区別するように、旧姓で区別した別人であると判断されるだろう。/したがって、最新以外の旧姓を抹消するか、すべての旧姓を書き換える手続にすべきである。/旧姓併記が任意である以上、過去の旧姓は履歴事項で過去の氏名を調べればいい。/これは「通称である旧姓を変更する場合はそれ以前の旧姓に遡るはずがない」という制度設計とも整合的である。/すなわち、1人の登記名義人につき併記できる旧姓が1個だから「一の旧姓」であり、「一の旧姓」だるから「当該登記記録に記録されている旧姓より後に称していた旧姓でなければならない」という制限が機能する。/法務省としては要約書に統合された旧姓が「効力ある旧姓」という認識かもしれないが、現に効力がある登記名義人について抹消記号が付されていないければ「効力のある旧姓」ではないのか?	商業登記センター	法務省	所有権の登記名義人は、登記官に対し、その一の旧姓を登記記録に記録するよう申し出ることができます。(ただし、当該旧姓が登記されている氏と同一であるときは、この限りではありません。)この申出をする場合において、当該登記記録に当該所有権の登記名義人の旧姓が記録されているときは、当該申出に係る旧姓は、当該登記記録に記録されている旧姓より後に称していいた旧姓でなければなりません。 また、登記記録に旧姓が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧姓の記録を希望しない旨を申し出ることができます。 登記官は、この申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するとともに、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧姓を抹消する記号を記録しなければならないとされています。 (1)登記の目的 (2)申出の受付の年月日及び受付番号 (3)登記原因及びその日付 (4)所有権の登記名義人の氏名	不動産登記規則第158条の34第1項、第2項、第158条の35第1項、第2項、第158条の36	対応不可	所有権の登記名義人の旧姓は、登記名義人による任意の申出があった場合にのみ併記されるものであり、飽くまで登記名義人の氏名を補足する事項であることを踏まえ、所有権の登記名義人に併記された旧姓については、所有権の登記名義人から変更又は終了の申出がされた場合のみ変更又は抹消することとされており、所有権の登記名義人の申出がない場合に旧姓の変更又は抹消を行うことは相当でないと考えます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
5	令和6年6月24日	令和6年7月19日	ExcelフォーマットをMacで使用できない	出入国在留管理庁が作成している届出書(特定技能における支援実施状況に係る届出書)のExcelフォーマットについて、マクロを使用した機能が追加され、Macで届出書の作成ができない。これまでMacで届出書を作成していたが、突然それができなくなり、著しい不利益を受けたため。	個人	法務省	出入国在留管理庁電子届出システムを利用して届出を提出する際に、複数の対象者がいる等として繰り返し入力が必要な場合、「一括申込用EXCELツール」をダウンロードし、利用することで一括申込が可能となります。		検討を予定	「出入国在留管理庁電子届出システム」に関するQ&A(特定技能所属機関・登録支援機関届出用)(URL: https://www.moj.go.jp/isa/content/001344715.pdf)のQ5のとおり、一括申込用のExcelファイルについてはMicrosoft Excel 2016のバージョンを前提としております。MacにてExcelを利用の場合、バージョンがMicrosoft Excel 2016 for Macとなりますので、動作の保証をしておりません。ツールが正常に使用できない原因として、様式の差し替えを行った令和6年3月29日以前の様式を使用されていることや、ソフトウェアがアップデートされていないことなども考えられます。今回いただいた御意見については今後の検討課題とさせていただきます。		
6	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST37[1/3]改正不動産登記規則を改正する10./旧姓併記／旧姓併記終了の添付書類	旧姓併記の抹消申出を規定する不登規158条の36は第2項で、単独併記申出の158条の35の諸規定を準用しているけれども、旧姓を証する戸籍謄本を添付する8項2号は除外している。／これでどうやって本人確認するんですか？赤の他人が抹消申出をして現在併記されている旧姓を使用済みにすれば、登記官の職権調査権限がなく、五、その手続は任意であるという条件を満たす制度は、他に登記法はないのですか？／同様の手口が可能な制度を他の法律から探せば、ストーカーさんによる虚偽の婚姻届や、虚偽の転居届を見て保証書で不動産詐欺を擧げることができる。／戸籍も住民票も、当初は本人確認手続がなく不正手続が容易だったけれども、そのセキュリティの甘さを突いて社会問題になった結果、徐々に本人確認が制度化されていった歴史がある。／そして、今回の旧姓併記制度も本人確認手続を省略している。／なぜ過去の失敗から学ばないのか？／現行制度は、本人の意思を尊重して手続を簡素化すること〔動的な利便性〕と、本人の意思を尊重して虚偽の手続を防止すること〔静的な安全性〕との区別がついていない。／それなら抹消旧姓の再使用を認めるべきですよ。	商業登記部門	法務省	登記記録に旧氏が記録されている所有権の登記名義人は、登記官に対し、当該旧氏の記録を希望しない旨を申し出ることができます。登記官は、この申出があつたときは、職権で、次に掲げる事項を所有権の登記に付記する方法によって登記記録に記録するとともに、従前の所有権の登記名義人の氏名及び旧氏を抹消する記号を記録しなければならないとされています。 (1)登記の目的 (2)申出の受付の年月日及び受付番号 (3)登記原因及びその日付 (4)所有権の登記名義人の氏名	不動産登記規則第158条の36	対応不可	所有権の登記名義人の旧氏は、登記名義人による任意の申出があつた場合にのみ併記されるものであり、駆け込みでも登記名義人の氏名を補足する事項であることを踏まえ、旧氏の併記の終了に係る添付情報は、登記の申請に比して簡便なものとされており、添付情報を追加することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
7	令和6年6月24日	令和6年11月13日	240420ST39[3/3]改正不動産登記規則を改正する12./国内連絡／国外連絡先の抹消と汎用化	不登規156条の5は、国外に居住する所有者に国内連絡先が所有者の承諾を得て申請するにせよ、所有者は国内連絡先が国外に転居したことを把握しているから、所有者の責任で新たな国内連絡先を登記させるべきである。／仮に国内連絡先である者が国外に転居した事実をもって登記を抹消しようとしたけれども所有者が拒絶する場合は、承諾書などで手続できるようにすべきである。／代わりの者が見つからなければ、どちらも「国内連絡先なし」にすればいい。／そもそも所有者への連絡手段を確保することが目的であるなら、国外に居住する所有者に限らず、すべての登記名義人について、電子メールアドレスを申出せるべきである。／政府がメール転送サイトを開設し、本人確認をした者のみが所有者の登録メールアドレスへ送信できるようにすれば、迷惑メール問題は起こらないし、住所氏名を公開するプライバシー問題も生じない。／四、同じく内連絡先という中途半端な制度を導入するなら、破産者に対する破産管財人を登記すべきである。／政府は官報のネット公開については登記記録を永久公開してますよね。／現行制度の主登記として離れた順位番号で記録するよりも、破産した所有者に付記したほうが公示技術としても優れている。／五、同様に、長期入院や服役中、認知症などの理由で第三者に不動産の管理や処分を委ねている場合に、任意に連絡先の登記ができるようすべきである。／お、登記官は、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所についての変更の登記又は更正の登記をする場合において、変更後又は更正後の住所が国内にあるときは、当該国内連絡先事項を抹消する記号を記録しなければならないとされています。	商業登記部門	法務省	所有権の登記名義人が国内に住所を有しないときの所有権の登記の登記事項は、不動産登記法第59条各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項とされています。 (1)所有権の登記名義人の国内における連絡先となる者(以下「国内連絡先となる者」という。)があるときは、次に掲げる事項 ア 国内連絡先となる者の氏名又は名称並びに国内の住所又は国内の営業所、事務所その他これらに準ずるもの所在地及び名称 イ 国内連絡先となる者が会社法人等番号を有する法人であるときは、当該法人の会社法人等番号 (2)国内連絡先となる者がないときは、その旨 また、所有権の登記名義人は、上記(1)及び(2)の事項(以下「国内連絡先事項」という。)に関する変更の登記又は更正の登記につき、単独で申請ができるとされており、他方で、国内連絡先となる者は、上記(1)の事項についての変更の登記又は更正の登記につき、所有権の登記名義人の承諾を証する情報を提供することにより、単独で申請ができるとされています。	不動産登記法第73条の2第1項第2号、不動産登記規則第156条の5、第156条の7第1項、第156条の8第1項及び第2項、第156条の9	対応不可	国内連絡先事項についての変更の登記又は更正の登記は、所有権の登記名義人又は国内連絡先となる者からの申請に基づいてするものであることを踏まえると、国内連絡先事項が登記されている所有権の登記名義人の住所を国内住所へ変更又は更正する登記をする場合を除き、国内連絡先事項を職権で抹消することは相当ではないと考えますが、御意見については、今後の検討の参考とさせていただきます。		
8	令和6年6月24日	令和6年7月19日	押印廃止	財務省はいまだに出張計画書に押印が必要なのを押印不要にするべき。	個人	財務省	出張計画書は、システム(SEABIS)で作成することが可能であり、押印不要によるペーパーレス化が図られているところですが、一部、紙により作成している現状があります。	なし	現行制度下で対応可能	事務の効率化及び押印不要によるペーパーレス化の推進のため、システム(SEABIS)の利用拡大を推進して参ります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
9	令和6年6月24日	令和6年7月19日	全国転勤のある職種について、地域手当を見直す。	地域手当は7級地に分けられており、3%～20%が加算されて支給される。一方、該当しない地域においては加算される支給がなく、同じ役職、同じ俸給表において最大20%程度の給与格差が生じることになり、同一労働同一賃金に反しているではないか。 職種によっては頻繁な全国転勤があり、異動先によって業務内容や役職が変化しなくとも、給与が大きく変動することになり、生涯賃金に大きな差が生じる可能性がある。加えて、全国転勤のある職種は遠隔地への定期的な人事異動があることが、受験者や子育て世代に不人気の理由ではないか。理由のない格差は、是正されるべきである。 業務の困難度などを基準とすると、霞ヶ浦にある中央省庁勤務の職員に対して、本府省業務調整手当等を増額すれば良いのではないか。	個人	人事院	国家公務員の地域手当は、地域の民間賃金水準を適切に国家公務員の給与に反映するため、民間賃金水準が高い地域に勤務する職員に対して支給される手当です。 また、地域手当の支給割合が下がる地域に異動した職員に対しては、異動保障により地域手当の支給割合を2年間保障（1年目は異動前の100%、2年目は80%）しております。 さらに、定期的に全国転勤する職員につきましては、広域異動手当により賃金水準の調整を行っており、異動距離に応じて俸給等の最大10%の手当を支給しているところです。なお、広域異動手当につきましては、地域手当が支給されない地域間を異動した場合であっても支給されます。	一般職の職員の給与に関する法律第11条の3、第11条の8、人事院規則9-49、人事院規則9-121	検討に着手	地域における民間賃金水準の差を反映させるため、地域手当によって、国家公務員の給与に一定の差を設けることは適当と考えております。 一方、現行の地域手当制度においては、地域手当の支給割合は市町村を単位として決定していることにより、近隣の市町村との関係で不均衡が生じているとの意見があることなども踏まえ、現在、最新の民間賃金水準の反映と併せ、級地区分の設定を広域化することを検討しており、本年夏の勧告に向けて立案作業を進めています。		
10	令和6年6月24日	令和6年12月16日	240427ST40[1/3]／3万円以上の印紙納付で事前照会を不要にする。会社設立ならないのか？	登録免許税法施行令29条2号は、登録免許税として印紙納付できる場合を「3万円未満の端数の部分に限定する。」法務省のQ&Aでも「登録免許税は、原則として現金で納付することになります。」とする一方で、「登録免許税の額が30,000円以下であるなどの場合には、その登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することも認められています。」と説明しています。「しかし実際には、登録免許税額にかかわらず印紙納付が認められており、法務局の窓口で納付方法を質問すれば、「収入印紙を購入して貼つてください」と回答されるだろう。」この矛盾を解消するために3万円制限を撤廃すべきであー	商業登記ゲンロン	法務省	登記を受ける者は、当該登記について課されるべき登録免許税の額が3万円以下である場合その他政令で定める場合には、登録免許税額に相当する金額の印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記官に提出することにより、納付することができるとしています。	登録免許税法(昭和42年法律35号)第21条、第22条 登録免許税法施行令(昭和42年政令第146号)第29条	現行制度下で対応可能	登録免許税は現金納付を原則としていますが、申請人の都合や利便性等を考慮して、全ての登記所において、登録免許税法第22条及び登録免許税法施行令第29条に基づき印紙納付も認めているものと承知しています。		
11	令和6年6月24日	令和6年7月19日	補助金交付停止基準の運用統一化	各府省の補助金交付停止基準の運用を統一化して、省庁側の恣意性を排除し、補助金交付停止処分内容の甘い、厳しいの差が出ないようにすること。	個人	財務省 経済産業省	各省各府の長は、その所掌の補助金等に係る予算の執行に当たっては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従って公正かつ効率的に使用されるよう努めなければならぬ（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十一年法律第百七十九号、以下「法」という。第3条第1項）、こととされており、補助金等の執行は各省各府の長において適切に判断すべきこととされています。 従って、補助金交付停止基準については、それぞれの補助金等を所管する各省各府において法の趣旨、目的を踏まえ、適切に策定されているものと承知しています。 また、経済産業省における補助金交付等停止措置については、「経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約による指名停止等措置要領」（以下「要領」という。）に規定する措置要件に該当する行為を行った事業者に対して措置を行っております。御指摘の案件を含め、措置の内容については、要領において事業類型ごとに定められている範囲の中で、当該行為の性質、規模や事業の重大性、社会的影響の大きさ等の観点から情状に応じて総合的に判断しているものになります。	経済産業省所管補助金交付等の停止及び契約による指名停止等措置要領	対応不可	制度の現状欄に記載のとおりであり、また、補助金等はきわめて多種多様にわたることから、財務省において、統一的な基準を設けることは困難です。		
12	令和6年6月24日	令和6年11月13日	行政改革ホットラインの提案に対する返答についてもレビューする	現状では、規制改革ホットラインについては、提案事項に対する各省庁の返答について、規制改革推進本部の各ワーキンググループでレビューして、各省庁が「対応不可」とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループの検討を行っている。 これに対し、行政改革ホットラインでは同じような取り組みが行われている明確な形跡がない。 これを改め、行政改革ホットラインでも同様に提案された内容について、行政改革推進会議や開催する会議でレビューして、各省庁が「対応不可」とした案件でも必要に応じて再検討の要請やワーキンググループでの検討を行つたらどうか。	個人	内閣官房 内閣府	内閣府規制改革推進室及び内閣官房行政改革推進本部事務局では、「規制改革・行政改革ホットライン（総割り110番）」を設置し、規制改革・行政改革について、広く国民の声を伺い、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結び付けるため、個人、企業、団体等からの提案を受け付けています。 規制改革に関する提案及び回答の取扱いについては、規制改革推進会議の決定に基づき、各ワーキング・グループに報告を行い、再検討要請事項など処理方針の決定を行っています。	なし	その他	行政改革ホットラインについては、規制改革推進会議の各ワーキング・グループに該当する場が存在しないため、そのような場において処理方針の検討を行うことはしていませんが、国民本位で、時代に即した合理的かつ効率的な行政を実現するため、各所管庁において前向きな検討をしていただくとともに分かりやすい回答となるよう要請してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する国家資格試験のうち多肢選択式で回答するものの正解肢の迅速な公開	マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているので、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等) 国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選択して回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。 このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。 従って、このような試験については、合格発表等を待たずに、速やかに正解肢を公表することを提案する。 試験の実施主体が、外部団体の場合は、その団体に対し上記を行うことを検討させることを求める。	マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているので、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等) 国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解を選択して回答する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。 後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不適当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験) このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのには、事務処理及びコストの増大につながると思われる。 仮に、合格発表日等を待たずに試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開したならば、発表日までの段階で、外部からの指摘に対応し、合格発表日等までに正解肢を見直す対応は十分に可能であったと思われ、適切な発表により事務処理のコスト削減につながると考える。 現状、合格発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。 提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。	個人	金融庁 こども家庭庁 法務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 国土交通省 環境省	【金融庁】 (公認会計士試験) 公認会計士試験のうち短答式試験はマークシート方式により実施しています。正解の公表は合格発表日に併せて公認会計士・監査審査ウェブサイト上で行っています。公認会計士試験の試験問題については、試験日前に公認会計士試験委員による確認を行い、試験日以後は、試験の実施に際し出題範囲の検討などをう公認会計士試験実施検討小委員会メンバーが検証を行うほか、受験予備校が行う解答速報等を含めた関係者の反応も参考に精査を行っています。このように正確を期した上で採点を行い合否を決定していることから、試験日翌日に直ちに解答を公表するよりも事務処理及びコストが発生しない対応がとられており、ご提案の趣旨に則ったものであると考えられます。なお、公認会計士試験において試験問題に不備があつた場合は、合格発表と併せて必ずその旨の公表を行っています。 【金融庁】 (公認会計士試験) (貸金業務取扱主任者資格試験) 貸金業務取扱主任者資格試験の試験問題の正解肢の公表は、試験合格者の発表と同日に実施しています。 【こども家庭庁】(保育士試験) 保育士試験においては、児童福祉法により都道府県知事が行うこととされており、保育士試験の実施に関する事務(以下「試験事務」という。)は、適正かつ確実に実施することができると言められるものとして当該都道府県知事が指定する者(以下「指定試験機関」という。)に行わせることでできるものとされています。このため試験に関する具体的な事務の進め方等については、実施主体である都道府県及び指定試験機関において検討されています。 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 司法試験においては、原則として短答式試験成績発表時に、司法試験予備試験においては、短答式試験合格発表時に、それぞれ短答式試験の正答肢を公表しています。 【財務省】(通関士試験) 通関業法第27条の規定に基づき財務大臣が委嘱した試験委員が行うこととされています。なお、通関士試験においては、試験実施後、試験委員による採点を経た上で、合格発表と同日付で正解を公表しております。 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 公認心理師国家試験について、公認心理師法(平成27年法律第68号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(一般財団法人)公認心理師試験研修センターにおいて、公認心理師国家試験の実施に関する事務(「心理師試験事務」と略します。)の全てを実施しています。 本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。	【金融庁】 (公認会計士試験) 制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま解答を公表すると、却って受験者に混乱をもたらし、それに対する問い合わせ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。 【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可 【金融庁】 (公認会計士試験) (貸金業務取扱主任者資格試験) 検討を予定 【こども家庭庁】(保育士試験) 対応不可 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) なし 【財務省】(通関士試験) 対応不可 【財務省】(通関業法第27条) 【財務省】(通關士試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可	【金融庁】 (公認会計士試験) 制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま解答を公表すると、却って受験者に混乱をもたらし、それに対する問い合わせ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。 【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可 【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可 【こども家庭庁】(保育士試験) 対応不可 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 対応不可 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 対応不可 【財務省】(通關士試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可	【金融庁】 (公認会計士試験) 制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま解答を公表すると、却って受験者に混乱をもたらし、それに対する問い合わせ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。 【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可 【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可 【こども家庭庁】(保育士試験) 対応不可 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 対応不可 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 対応不可 【財務省】(通關士試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可	【金融庁】 (公認会計士試験) 制度の現状欄に記載のとおり、解答については十分に精査を行ったうえで公表しております。精査を行わないまま解答を公表すると、却って受験者に混乱をもたらし、それに対する問い合わせ等が増加し、事務処理コストが増大することになります。 【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可 【金融庁】 (公認会計士試験) 対応不可 【こども家庭庁】(保育士試験) 対応不可 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 対応不可 【法務省】(司法試験、司法試験予備試験) 対応不可 【財務省】(通關士試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可 【文部科学省・厚生労働省】(公認心理師国家試験) 対応不可

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考							
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要								
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日				個人		<p>【厚生労働省】 (医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、言語聴覚士、救急救命士に係る国家試験) 上記の国家試験においては、試験実施後、有識者による会議において、問題内容の妥当性について検証し、妥当ではなかった問題については採点対象から除外する等の取扱いをする仕組みが既に設けられています。 上記検討を経てから合格発表を行うため、国家試験は合格発表の時期と合わせて正答肢を公表することとしております。 なお、本会議での検討前に、問題作成時の正答肢を公表することとした場合、不適切問題があった際に、受験者に自己採点による点数の計算上の混乱を招く、それに伴う受験者からの個別照会等、合格発表までのわずかの間に過剰な労力が発生します。</p> <p>(製菓衛生師試験、調理師試験) 製菓衛生師及び調理師試験実施主体は都道府県であり、正答肢の公表について、国が決定・実施しているものではありません。</p> <p>(管理栄養士国家試験) 管理栄養士国家試験においては、試験実施後、各問題の選択肢の選択状況を踏まえ、問題の適切性を多面に確認・判定する会議を行っております。 仮に、当該会議での検討を行わないまま、問題作成時の正答肢をそのまま公表することとした場合、不適切問題があった場合、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応に労力が必要となるおそれがあります。 上記理由により、管理栄養士国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしております。</p> <p>(理容師試験、美容師試験) 理容師試験及び美容師試験に係る試験事務については、理容師法(昭和22年法律第234号)第4条の2第1項及び美容師法(昭和32年法律第163号)第4条の2第1項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)理容師美容師研修センターが実施しています。 理容師試験及び美容師試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果等を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正答肢についても併せて公表しています。</p> <p>(建築物環境衛生管理技術者試験) 建築物環境衛生管理技術者に係る試験事務については、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第8条第3項の規定に基づき、厚生労働大臣の指定を受けた(公財)日本建築衛生管理教育センターが実施しています。 建築物環境衛生管理技術者試験では、筆記試験終了後に、筆記試験の結果等を踏まえた合否判定基準を決定し、合格者の受験番号及び合否判定基準を同センターのHPにおいて公表しており、筆記試験の正答肢についても併せて公表しています。</p> <p>(薬剤師国家試験) 薬剤師国家試験においては、試験実施後、問題内容の妥当性について確認する会議を行っております。 仮に、当該会議での検討前に、問題作成時の正答肢をそのまま公表することとした場合、不適切問題があった際に、受験者の混乱を招く上、それに伴う対応コストが発生します。 上記理由により、薬剤師国家試験においては合格発表日と同日に正答肢を公表することとしております。</p> <p>(社会保険労務士試験) 試験の正答については、全国社会保険労務士会連合会試験センターの社会保険労務士試験専用サイトにて、合格発表日に公表を行っております。</p> <p>(安衛法関係免許試験) 試験の正答については、安全衛生技術試験協会の専用サイトにて、試験実施後、公表可能な試験問題の回答を速やかに公表を行っております。</p> <p>(社会福祉士国家試験、介護福祉士国家試験) 社会福祉士国家試験及び介護福祉士国家試験については、社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号。「士官法」と略します。)第10条に基づき、指定試験機関として指定された(公益財団法人)社会福祉振興・試験センター(「試験センター」と略します。)において、両国家試験の実施に関する事務(以下「士官・介護試験事務」と略します。)の全てを実施しております。 両試験ともにマークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p> <p>(精神保健福祉士国家試験) 精神保健福祉士国家試験については、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第10条に基づき、指定試験機関として指定された試験センターにおいて、精神保健福祉士国家試験の実施に関する事務(「精神保健福祉士試験事務」と略します。)の全てを実施しております。 本試験は、マークシート形式の試験として実施しており、試験実施後、改めて正答の精査を行った上、合格発表時に併せて正答を公表しています。</p>											

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考										
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要											
13	令和6年6月24日	令和6年7月19日	試験後に問題文を公開する 国家資格試験のうち多 くの正解肢の迅速な公開	マークシート形式の国家資格試験は各省庁で実施しており、その試験の性質上、試験を実施する段階で正解肢は確定しているので、試験日の翌日に正解肢を公表することは十分に可能であり、実際に試験日の翌日などに速やかに正解肢を公開している試験もある。(不動産鑑定士短答式試験、弁理士短答式試験、計量士試験等)	国家資格試験のうち全部または一部について、複数の肢から一つの正解肢を選択する形式の試験は、様々な分野で各省庁が実施している。このような形式で実施する試験は複数の肢から一つの正解肢を選ぶ形式である以上、試験を実施する段階で既に正解肢は確定しているはずである。	後者のように合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない場合、発表日に公開した正解肢が明らかに不適当であった場合、外部からの指摘により採点をやり直し、場合によっては追加合格者を出す対応が必要になるケースがある。(例として平成30年の司法試験予備試験短答式試験)	このように外部の指摘で初めて不備に気づき追加合格などの対応をとるのではなく、合格発表日や結果発表日まで正解肢を公開しない試験では、事務処理及びコストの増大につながると思われる。	試験、合規発表日等まで正解肢を公開しない試験においては、正解肢と合格点等を同時に発表するケースが多い。このような試験では正解肢は試験日の翌日に発表し、採点の結果によって変わる合格点等については、別途発表することも十分可能である。	提案が実現した場合の最大の効果は、不備があった場合のコスト削減である。	【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師国家試験については、正解肢を合格発表の翌日に公表しています。 (愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師国家試験については、正解肢を合格発表日に公表しています。 (土地改良換地士資格試験) 土地改良換地士資格試験におけるマークシート形式の試験(知識試験)については、「土地改良換地士資格試験事務処理要領(昭和48年8月9日付け49構改B第2441号農林水産省構造改善局通知)」の別記「土地改良換地士資格試験受験案内」の5(3)において、「合格者の公表の際に、農林水産省ホームページにおいて…正解を公表します。」としており、合格者の公表の際にその正解を公表しています。 (林業普及指導員資格試験) 林業普及指導員資格試験は、筆記試験及び後に実施する口述試験により行っており、筆記試験のマークシート形式の問題及び解答は、公表時期を定めていません。 問題及び解答の公表は、マークシートの採点が完了後、問題ごとに選択肢の選択肢と正解率などを確認し、誤問、誤答の有無の分析を行い、採点を確定した上で筆記試験の合格通知の時期と併せて行っているところです。 【国土交通省】 (管理業務主任者試験) 管理業務主任者試験は、マンションの管理の適正化の推進に関する法律(平成12年法律第149号)第57条に基づき、管理業務主任者として必要な知識について、毎年1回以上、国土交通大臣が行うこととされており、同法第58条に基づき、国土交通大臣は、「指定試験機関」を指定し、その者に管理業務主任者試験の実施に関する事務を行わせることができるとされています。 現在は、一般社団法人マンション管理業協会が、指定試験機関として試験を年1回実施しています。試験形式はマークシート方式を採用し、合格発表と併せて正解肢を公表しています。 (浄化槽設備士試験) 浄化槽設備士試験は、学科試験(50問)と実地試験(3~4問)に分かれています。 正解の発表については、試験問題の公表と併せて、試験の2日後に試験実施機関のホームページで行っていますが、その対象は学科試験のみであり、実地試験の正解の発表は行われておらず、	【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法 (愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師法 (土地改良換地士資格試験) 土地改良換地士資格試験 (林業普及指導員資格試験) なし 【国土交通省】 (管理業務主任者試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条 (浄化槽設備士試験) 浄化槽法第43条 【国土交通省】 (管理業務主任者試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律第57条及び第58条 (給水装置工事主任技術者試験) 水道法第25条の6及び第25条の12 (マンション管理士試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第8条 (給水装置工事主任技術者試験) 指定試験機関に対し、令和7年度試験より速やかな選択肢を公表できるかを検討させています。 (浄化槽設備士試験) 左記のとおり、学科試験(50問)については、既に正解の発表を行っております。 一方で、実地試験(3~4問)については、受験者により正解が異なる問題が存在し、正解が一つに限られないことから、今後も正解の公表を行う予定はありません。 【国土交通省】 (管理業務主任者試験) マンションの管理の適正化の推進に関する法律施行規則第8条 (給水装置工事主任技術者試験) 指定試験機関に対し、令和7年度試験より速やかな選択肢を公表できるかを検討させています。 (マンション管理士試験) 試験日翌日の正解肢の公表について、令和7年度以降の試験より対応する方向で検討を進めています。 (自動車整備士技能検定) 試験日翌日の正解肢の公表について、令和7年度以降の試験より対応する方向で検討を進めています。 (衛生管理者試験) 学科試験及び実技試験にて実施しており、短答式の学科試験の問題文は公開していますが、解答については公開していません。 (救命艇手試験) 学科試験及び実技試験にて実施しており、短答式の学科試験は正解肢を公表していません。 (全国通訳案内士試験) 全国通訳案内士として必要な知識及び能力を有するかどうかを判定することを目的として毎年1回以上、観光庁長官が実施し、通訳案内士法第十一条に基づき、独立行政法人国際観光振興機構が試験事務を代行しています。 なお正解肢については、合格発表日後、速やかに公表を行っています。 (測量士・測量士補国家試験) 測量法及び関係法令に基づき、測量士としての専門的学識や応用能力及び測量士補としての専門的技術を有するかどうかを判定するため、毎年1回、企画・実施しており、測量士試験はマークシート方式+記述式方式で、測量士補試験はマークシート方式で実施しています。	【環境省】 (臭気判定士試験) 正答番号の公表については、試験結果の発表時(試験日から1ヶ月後)に協会のホームページに2ヶ月間掲示します。また、協会機関誌「においてかおり環境学会誌」にも掲載します。 合否判定基準については、試験終了後の臭気判定士試験委員会において決定します。 また、決定した合否判定基準は、受験者への合否通知に封するとともに、協会ホームページで公表します。	参考: 令和5年度の合否判定基準 (1) 総合得点率 70%以上 (2) 各科目別最低得点率 33%以上。ただし、「臭気指数等の測定実務」については、問31~38の8題(A: 文章問題)は33%以上、問39~44の6題(B: 計算問題)は66%以上	【環境省】 (愛玩動物看護師国家試験) 愛玩動物看護師国家試験については、正解肢を合格発表日に公表しています。 (浄化槽管理士試験) 浄化槽管理士試験の正解肢は合格発表と同時に行っています。 正解肢は問題作成時に判明しております。	【農林水産省】 (獣医師国家試験) 獣医師法 (愛玩動物看護師国家資格) 愛玩動物看護師法 (浄化槽管理士試験) 浄化槽法第46条等							

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
14	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240511ST46[1/3]合併による移転登記の申請書には承継会社代表者の登録印を押させる	R3行政改革139提案は、所有権や抵当権などの合併による移転登記では存続会社の登記事項証明書のみが添付書類となっているため、消滅会社と同一商号同一本店の会社を設立して吸収合併すれば、当該存続会社が自身の登記事項証明書を添付して合併による移転登記が可能であることから、存続会社ではなく消滅会社の登記事項証明書を提出されるべきであるとしたものである。これに對て法務省は、「申請人に過重な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランスを考慮して、慎重に検討すべきものと考えます。」として通達を変更していない。／所有権では会社法人等番号を記録し、消滅会社の会社法人等番号を調査すれば問題が解消→	一するけれども、抵当権のリスクは変わらない。／また別の問題として、申請人の本人確認がされない合併による移転登記では、第三者が存続会社代表者のふりをして合併による移転登記を申請し登記識別情報を詐取ることが可能である。／第三者に盗み見られないような方法で本人が厳重に管理しているという前提が必要となるどころか。」R3行政改革152回についてなんですか？／このようないスクをなすため、合併による移転登記の申請書に会社実印を押させる規定を新設し、本人確認手段とすべきである。／消滅会社の登記証明書を提供せざる者は「申請人に過重な負担を課すこと」とあるならば、代表取締役の辞任届等でフランクに押させてい社会実印を、不動産の合併による移転登記の申請書に押せても「申請人に過重な負担を課すこと」にはならない。／そもそも登記証明書の添付を要しない登記申請手続は三文書類を提出する前提で、地面師さんから登記証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、それぞれ提供することが必要とされています。	商業登記部門	法務省	法人の合併による権利の移転の登記の申請の際には、登記原因証明情報として、法人の合併を証する登記官その他の公務員が職務上作成した情報の提供が必要とされています。具体的には、新設合併の場合には新設合併設立会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、吸収合併存続会社の登記事項証明書又は当該記載が確認できる会社法人等番号を、それぞれ提供することが必要とされています。	不動産登記令(平成16年政令)第7条1項、別表第22の項、第30の項	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、法人の合併による権利の移転の登記の申請には、登記原因証明情報の提供が必要となります。現行制度においても、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由がある場合には、登記官は、不動産登記法第24条の規定に基づき、本人確認をすることができる。登記官に過重な負担を課すことと実態を反映した登記の担保とのバランス等を考慮して、慎重に検討すべきものと考えられます。	
15	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240511ST47[2/3]虚偽の合併による移転登記を職権抹消するようにする	合併による移転登記では、存続会社の登記事項証明書が登記原因証明情報とされている。／しがこの方法によると、登記名義人たる消滅会社が合併により消滅した後に同一商号同一本店の会社を設立し、別の会社に吸収合併することで虚偽の移転登記が可能になる。／そのため、存続会社で登記証明書を提出せず、権利取得時に登記名義人たる消滅会社は直接に自己への移転登記ができる。／そのため、登記名義人たる消滅会社は直接に自己への移転登記をするには、一旦虚偽の移転登記を抹消する判決を得たうえで所有権抹消登記申請をしなければならない。／商業登記記録上、無効な登記であることが明らかであることは、それを裁判で明らかにするにはコストが掛かる。合併による移転登記は義務ではなく、長年放置していくこともこうした問題は起こりうる。／そもそもその原因は「申請人に過重な負担を課すこと」を避けるために存続会社の登記証明書を提出するにあたってある。／真正の権利者からの申出による職権抹消が、それができない場合を除いては、登記官には虚偽の合併による移転登記であることが明らかであったとしても、登記官には抹消権限がないことになる。／しかし、不登法71条の職権抹消は抹消すべき登記の申請人が申請権限を有しない場合を除いては、登記官には虚偽の合併による移転登記であることが明らかであったとしても、登記官には抹消権限がないことになる。／しかし、商業登記記録を精査すれば、登記名義人と記録されている者が真正の権利者でないことは明らかであり、法務省は拒否した。／その一方で、改正不登規により所有権登記名義人に会社法人等番号を記録する際には、当該会社が権利取得時の本店商号が同一であることを証明せよとい。／なぜ会社法人等番号の記録には権利取得→	一時の証明が必要であるのに、合併による移転登記では合併時点での本店商号の同一性で足りるのか？／この欠陥を悪用して虚偽の合併による移転登記がされれば、真正の権利者が合併による移転登記をするには、一旦虚偽の移転登記を抹消する判決を得たうえで所有権抹消登記申請をしなければならない。／商業登記記録上、無効な登記であることが明らかであることは、それを裁判で明らかにするにはコストが掛かる。合併による移転登記は義務ではなく、長年放置していくこともこうした問題は起こりうる。／そもそもその原因は「申請人に過重な負担を課すこと」を避けるために存続会社の登記証明書を提出するにあたってある。／真正の権利者からの申出による職権抹消が、それができない場合を除いては、登記官には虚偽の合併による移転登記であることが明らかであったとしても、登記官には抹消権限がないことになる。／しかし、不登法71条の職権抹消は抹消すべき登記の申請人が申請権限を有しない場合を除いては、登記官には虚偽の合併による移転登記であることが明らかであったとしても、登記官には抹消権限がないことになる。／しかし、商業登記記録を精査すれば、登記名義人と記録されている者が真正の権利者でないことは明らかであり、法務省は拒否した。／その一方で、改正不登規により所有権登記名義人に会社法人等番号を記録する際には、当該会社が権利取得時の本店商号が同一であることを証明せよとい。／なぜ会社法人等番号の記録には権利取得→	商業登記部門	法務省	登記官は、権利に関する登記を完了した後に、当該登記が、不動産登記法第25条第1号から第3号まで又は第13号に該当することを発見したときは、登記権利者及び登記義務者並びに利害関係を有する第三者に対し、1月以内に定め、当該登記の抹消について異議のある者がその期間内に異議を述べないとさは、当該登記を抹消しなければならないとされています。	不動産登記法(平成16年法律第123号)第71条	対応不可	登記官の職権による登記の抹消は、登記が無効であり、その無効が登記記録そのものから明白である場合に限ってされるものです。仮に御指摘の「虚偽の合併による移転登記」がされたとしても、その無効が登記記録そのものから明白であるとはいえないため、御提案については慎重な検討が必要です。なお、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な事由がある場合に、登記官は、不動産登記法第24条の規定に基づき、本人確認することができるており、御指摘の「虚偽の合併による移転登記」がされないための仕組みが設けられています。	
16	令和6年7月19日	令和6年8月20日	e-Gov法令検索で民事訴訟規則・刑事訴訟規則が閲覧できるようにして頂きたい	現状では、e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できない。法律実務上、両規則は非常に重要な規則であり、e-Govを用いて簡単に調査できないことは極めて不便である。従って、「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」をe-Govで閲覧できるようにしてほしい。	e-Gov法令検索で「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」は閲覧できない理由は、上記規則は最高裁判所規則であることにによることが推測される。しかしながら、法律実務上は非常に重要な規則であり、e-Gov法令検索の対象にする需要は相当高いと思われる。そもそも、最高裁判所規則であることが、e-Gov法令検索登録法令の対象外である理由から、そのような理由は、最高裁判所事務総局(情報政策課等)とe-Govを運営するデジタル庁等という所管の違いによるもので、典型的な縦割り行政によるものである。この現状は、縦割り行政によるものであり、国民にとって知る権利が阻害されて不利益である以上、それを改善し、国民の便益を追求する必要性は高い。従って、最高裁判所規則であっても「民事訴訟規則」「刑事訴訟規則」について、最高裁判所事務総局とデジタル庁が連携し、e-Govで閲覧できるようにしてほしい。	個人	デジタル庁 法務省	e-Gov法令検索においては、現状、「民事訴訟規則」及び「刑事訴訟規則」のデータは提供していません。	なし	検討を予定	まずは行政機関が所管する法令等のデータをe-Gov法令検索において提供するため、令和6年度は告示データの整備に向けた検討を進めているところです。その上で、最高裁判所が制定する民事訴訟規則及び刑事訴訟規則についても、e-Gov法令検索における提供の要否も含め、検討を行う予定です。	
17	令和6年7月19日	令和6年8月20日	自動車登録申請書の鉛筆書きの改善	自動車登録申請書はOCRシートと呼ばれ、国土交通省の窓口でスキャナーにより読み取りを行っている。読み取りの為に、他に手書きを依頼する際には、この鉛筆書きでは書き換えるのがあるため、ボールペン書きの委任状を新たに作成する手間がかかる。非効率なので、改善すべきである	自動車登録申請書は印鑑証明を提出する厳格な手続きである。しかし、この申請では、氏名住所はボールペン書きであるが、肝心の自動車登録番号は鉛筆書きを求められる。これは、機械読み取りの為と説明されたが、より多種多様の手紙を扱う郵便局でさえ、ボールペン書きの読み取りが出来ている中で、時代後れもいいところである。さらに、他人に手書きを依頼する際には、この鉛筆書きでは書き換えるのがあるため、ボールペン書きの委任状を新たに作成する手間がかかる。非効率なので、改善すべきである	個人	国土交通省	自動車登録申請書であるOCRシートの記入については、鉛筆で行わなければならぬと定められておらず、ボールペンやプリンターで印字したものでも申請することができます。なお、運輸支局においては、ボールペンで記入されたOCRシートに万が一誤記があった場合は、申請者の方に最初から記入し直していただく手間が発生することから、鉛筆での記入をご案内する場合もあります。	自動車登記令(昭和26年政令第256号)第14条第1項第3号、第15条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおり、OCRシートについてはボールペンで記載いただいている。なお、国土交通省のwebサイトである「自動車検査登録総合ポータルサイト」では、電子的に情報を入力し、OCRシートを作成・印刷することができ、印刷したOCRシートを申請に利用できます。また、自動車登録のオンライン申請システム「自動車保有関係手続ワンストップサービス(OSS)」をご利用いただければ、OCRシートを作成することなく電子的に情報を入力することで申請することも可能です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
18	令和6年7月19日	令和6年12月16日	240518ST49[1/3]嘱託登記の登記完了証を送付する場合は法務局が郵送料を負担する	不登記182条は、登記完了証の交付方法を規定している。申請についての3項は55条8項を準用し、送付費用は申請人が負担するとしているのに対し、嘱託の4項には費用負担の規定がない。したがって、嘱託登記については、法務局が費用を負担して登記完了証を送付することにならざるに至る。これによって裁判コストが下がり、「民事裁判手続のデジタル化」と同じ意味で裁判手続へのアクセスが容易になるだろう。法務省はR4行政改革12回答で「嘱託登記に限りオンライン申請を義務付けることは、地方公共団体等に対する過度な規制にもつながりかねず、慎重な検討が必要なものと考えます。」とするが、世界最先端なデジタルガバメントを宣言する政府が、全国統一した業務を行っている国の機関についてまで「慎重な検討」をする意味が分からぬ。「嘱託者ごとにオンライン嘱託率を算出して、低い機関については上級行政庁に代行せられればよいのですか?」法務省は登記完了証の意義について「申請に基づき登記がそのとおり完了したかどうかを申請人が認識するための通知として機能しているものであり、必要な制度である」(R3規制改革599回答)とするから、嘱託者は法令遵守として登記完了証を受けるべきだ。そして、その送付費用は法務省が負担するとしている。そこで、その送付費用を負担させていた結果として、裁判所が債権者に送付費用を→	一転嫁していると推測できる。法務局から裁判所への送付費用は、国が負担すべきである。それが省令の規定するところだから。法務省は「民事裁判手続のデジタル化」というパンフレットで民事裁判手続のデジタル化をアピールしているけれど、国民からのアクセスを容易にする前に、行政機関、裁判所の手続をデジタル化すべきではないか?裁判所がオンライン嘱託すれば登記完了証もオンラインでの交付が可能となるため、片道分のみならず、往復の送料を債権者が負担する必要もなくなる。これによって裁判コストが下がり、「民事裁判手続のデジタル化」と同じ意味で裁判手続へのアクセスが容易になるだろう。法務省はR4行政改革12回答で「嘱託登記に限りオンライン申請を義務付けることは、地方公共団体等に対する過度な規制にもつながりかねず、慎重な検討が必要なものと考えます。」とするが、世界最先端なデジタルガバメントを宣言する政府が、全国統一した業務を行っている国の機関についてまで「慎重な検討」をする意味が分からぬ。「嘱託者ごとにオンライン嘱託率を算出して、低い機関については上級行政庁に代行せられればよいのですか?」法務省は登記完了証の意義について「申請に基づき登記がそのとおり完了したかどうかを申請人が認識するための通知として機能しているものであり、必要な制度である」(R3規制改革599回答)とするから、嘱託者は法令遵守として登記完了証を受けるべきだ。そして、その送付費用は法務省が負担するとしている。そこで、その送付費用を削減する手段として、国の機関オンライン嘱託を義務付けるべきである。	商業登記部門	法務省	登記完了証の交付は、登記の申請人(嘱託者を含む)の申出により、登記完了証を送付する方法によることができ、その送付に要する費用は、申請人が納付する必要があります。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第182条第1項、第2項、同条第3項において準用する第55条第8項、第192条	事実誤認	制度の現状欄に記載したとおり、送付の方法により登記完了証の交付を求める場合における当該送付に要する費用は、申請人(嘱託者を含む)が納付するものであり、法務省が負担するものではありません。なお、御指摘の行政機関によるオンラインによる嘱託については、地方公共団体等の実情に配慮しつつ、引き続き、その促進に努めてまいります。	
19	令和6年7月19日	令和6年8月20日	いじめ対策の強化のため、教員、学校や教育委員会から独立した第三者機関を創設する	いじめによる事件が、近年も相変わらず多発している。これは報道等でも明らかである。その一方、学校や担当教員は知らない、いじめは無かったと主張する場合が多いようである。実際はどうか不明であるが、現状の制度では学校や担当教員による探知や対応も遅れがちであり、事件が起ってしまうのではないか。また、原因や事実関係の解明も一部の教員や加害者の妨害により、適切に行われず、進展しない事例が報道でも散見される。また各地でいじめ問題に関する訴訟も起っている。	個人	文部科学省 こども家庭庁	いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)において、以下のとおり定められています。 (関係機関等との連携) 第十七条 国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体との間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。	いじめ防止対策推進法(平成二十五年法律第七十一号)	現行制度下で対応可能	いじめ防止対策推進法第28条において、学校の設置者又は学校はいじめの重大事態が生じた際には、当該事態の対処および再発防止に資するため、調査組織を設け、調査を実施することとされていますが、その際、調査委員を全て当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者である第三者とすることも可能であり、現行制度下において提案内容のような対応が可能であると考えております。 提案者は「学校や担当教員は知らない、いじめは無かったと主張することや「学校や担当教員による探知や対応も遅れがちであり、事件が起ってしまうことを防止し、「公平かつ迅速ないじめ対策が可能」となるための手段として、第三者機関の創設をご提案いたしておりますが、こども家庭庁・文部科学省としては、現行の法律や基本方針、ガイドラインに記載されている内容が未だに徹底されていないが故に「指摘の様な事態が生じていると考えており、引き続き、関係省庁とも連携しながら、調査組織など調査実施時における公平性・中立性を確保することの重要性を含め、教育委員会等への丁寧な説明を行うとともに、制度の現状欄に記載の実証事業を通して得られた成果や課題を整理し、全国の自治体に拡げてまいります。		
20	令和6年7月19日	令和6年8月20日	国土交通省における押印手続きの見直し	省庁の職員ですが、省内の会計関係や人事関係の手続きにおいて、今だに押印を求められる場面が多くあります。コロナ禍を経て押印手続きの見直しがなされたはずですが、旧態依然であり内閣府から働きかけていただきたい。	押印が必要であることにより必然的に紙でのやり取りも生じ非効率になっていきます。また、本来は然るべき部署が音頭をとるか職員からの改善提案が反映されることが望ましいが、そうしたことができていないから。	団体	国土交通省	人事関係の押印手続きについては、「各府省等の内部手続における書面・押印・対面の見直しについて(依頼)(令和2年9月14日付内閣官房行政改革推進本部事務局事務連絡)を踏まえ、廃止が可能な手続については全て見直しを行ない、省外の求めに応じて押印をする場合などを除き、原則、押印不要となっております。 また、令和2年12月に財政会計法令に規定されている書面・押印・対面の会計手続きについては見直しがなされ、財政会計法令に規定されている各種様式における押印省略は可能となっています。(契約書への押印、小切手法上の要件となる小切手(振出・裏書)への押印、日本銀行等における照合用の印鑑の提出・押印を除く。)	予算決算及び会計令第118条第2項等	対応	左記のとおり、人事関係の手続きについて、原則押印不要となっております。 また、既に財政会計法令に規定されている各種様式における押印省略も可能となっております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
21	令和6年8月22日	令和6年9月17日	大学生が裁判員に選ばれた場合に配慮を求める通達を出してほしい、	裁判員裁判における裁判員については、選挙権を有する者から選ばれる以上、大学生が選任されるケースは充分に想定される。 しかしながら、大学によっては、在学している学生が裁判員に選ばれた場合、出欠や試験についての配慮を教員任せに大学としての対応は全くしないケースもある。 このような現状は裁判員を国民から選任する趣旨に反するので、文部科学省から、全国の大学等高等教育機関に対し、裁判員に選任された学生の裁判員裁判中の出欠や試験などに段階的配慮を求めるような通達を出すべきである。	裁判員裁判において裁判員に選任された場合、裁判員として参画することは国民の義務とされているが、大学によっては、裁判員に選任された学生に対し何らの配慮をしていないところもあり、裁判員裁判のため、試験が受けられなかつたり単位認定に不利益を被る学生が存在しているようである。 確かに、学生であることは裁判員を辞退する事由の一つになってはいるが、裁判員を国民から選任する趣旨は様々な考え方を持つ市民を司法に参加させることである以上、学生であっても裁判員に選任されたら、辞退せざる参加することが制度の趣旨にかなうことである。 高等学校等の生徒が裁判員に選任された場合は文部科学省から「高等学校等の生徒が在学中に裁判員等に選ばれた場合の留意事項について」という通達で配慮を求めるようとしているが、より年齢が高く、従来から選挙権を有している者も多い大学生が裁判員に選任された場合に同趣旨の通達がないのは不適切ではないか。 裁判員裁判に参加し国民の司法参加という政策に従った学生が単位取得に不利益を被っている現状は、文部科学省の裁判員制度に配慮した対応をしていないという意味で、文部科学省と司法行政といった縦割り行政の弊害によって学生が不利益を被っていることにほかならないといえる。 従って、文部科学省は提案内容の趣旨の通達を早急に発出すべきである。	個人	文部科学省 法務省	裁判員制度は、特定の職業や立場に偏らず、広く国民に裁判への参加を求める制度であり、裁判員に選ばれた場合、原則として辞退はできませんが、学生については、学業を優先することを可能とするため、制度上辞退が認められています。 また、高等学校の校長は指導要録(出欠の記録を含む。)の作成しなければならないことが学校教育法施行規則において定められているところ、大学については、授業における出欠の取扱いに関する法令上の定めはなく、各大学において自主的・自律的に対応すべき事項と認識しています。さらに、単位の授与についても大学設置基準により、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものと定められていますが、具体的評価基準や評価方法については各大学が自主的・自律的に定めるべきものになります。	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 大学設置基準	検討を予定	裁判員制度は、特定の職業や立場に偏らず、広く国民に裁判への参加を求める制度であり、裁判員に選ばれた場合、原則として辞退はできませんが、学生については、学業を優先することを可能とするため、制度上辞退が認められています。 また、一般論として、大学の授業における出欠の取扱いは、高等学校と異なり、法令上の定めはなく、各大学において当該大学の教育研究上の目的や教育課程等に照らし自主的・自律的に定めるべきものと考えておらず、各大学において適切に対応されるべきものと認識しておりますが、裁判員法等関係法令の規定や裁判員制度への大学生の参加実態等を踏まえ、要否を含め関係省庁と連携して対応を検討してまいります。	
22	令和6年8月22日	令和6年9月17日	官報情報検索サービスの後継データベースをe-LAWSシステム内からアクセス可能とすること	現在、閲覧期限を過ぎた官報情報について、各省庁の担当官が内容を確認及び検索するためには、国立印刷局の提供する官報情報検索サービスを契約する必要がある。 官報情報検索サービス又はその後継として検討されていると思料される電磁的官報記録の全部を記録したデータベースについては、当該データベース内を検索する機能を含めe-LAWSシステムからアクセス可能とすることを検討いただきたい。	行政実務では、法令所管部局をはじめとして、告示の制定・改廃も法令事務の一割合を占めている。そうした事務を実施する上では、過去の告示の参照や他省庁の告示の検索が必要であるが、e-LAWSの法令データベースにおいては告示はその対象とされていない。 そのため、官報により検索を実施する必要があるが、前述の通り各部局において官報情報検索サービスアカウントの調達を行う必要があり、事務負担が生じている。 行政機関同士の調達行為により無用な事務コストを生じさせていることは問題であり、今後官報法に基づき構築する電磁的官報記録データベースについても、告示を含むその全部に対してe-LAWSから検索が可能となるよう改善いただくことにより当該事務コストの削減を実現できると考える。	個人	デジタル庁 財務省 内閣府	現行e-LAWS/e-Govでは閲覧期限の過ぎた官報情報についてアクセスすることはできません。	なし	検討に着手	官報情報検索サービスについては、独立行政法人国立印刷局が、財務省及び官報の発行に関する法律を所管する内閣府の方針等を踏まえて検討するものであり、現時点において、御指摘のような見直し等は予定されていません。 なお、官報の発行に関する法律の施行後においては、同法及び同法に基づく内閣府令の規定により、プライバシーへの配慮等に支障がない告示については、閲覧期間経過後も引き続き内閣府のウェブサイトで公開することとしています。 また、行政実務における告示の制定・改廃等に係るデータの参照に関して、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)において、「官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係府省庁が連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す」としており、運用上の課題や費用対効果等も踏まえて検討を進めてまいります。	
23	令和6年8月22日	令和6年11月13日	240601ST55[1/3]【列挙式の法定相続情報一覧図の様式をスペースで階層化する】	法務省は法定相続情報一覧図の様式として、線図方式のほか、列挙方式を公開している。しかし、多数の様式が公開されている線図方式に対して、列挙方式は「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がいる場合」の1種類しかない。しかもその説明では「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の存在の有無が分からなければ、相続手続を確実にする機関において相続分を確認する必要がある場合は、その機関から再度戸籍謄本を求められることとなる」との注意書きがある。しかし、これは「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹がいる場合」の注意書きであり、列挙方式そのものの注意書きではない。なぜ、特殊な場合のみに生じる不都合を、列挙方式全文→	→一体について表示しているのか?／このような水際作戦を発動するくらいなら、「父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹」を含まない列挙方式の見本も公開すべきである。／そして列挙方式全体の様式についても、線図方式から線を除いて、スペースで段落を表示すればよい。／R5行政改革62回答で、テキストファイルでは「被相続人を起点とした相続人の関係性の把握を一見して行うことが困難である」とするけれど、技術的な表現方法を改めただけでその利便性は格段に向上升る。／たとえば、こんな感じ。／提案を公開するときは、改行を残してね。／母 〔被相続人の異母姉〕 法務省子 父 〔被相続人〕 法務大臣 〔被相続人の妻〕 法務次官 〔被相続人の弟〕 法務次郎 母 〔被相続人の異父妹〕 法務優子 父 〔続柄を戸籍の記載に合わせる必然性ではなく、その情報を編集した相続関係説明図や法定相続情報一覧図として意味をなす記載に改めればよい。】法務省の様式は、戸籍情報の一部である続柄だけを抜粋して、一覧図等で元の戸籍情報を再現できるとする発想が短絡である。／続柄情報を補充して、線図方式で表示している階層をスペースに代用すれば、「関係性の把握を一見して行うこと」が可能になる。／その上で、どうしても線図方式で審査したいのであれば、テキストファイルで提出せざるなり、OCRを使うなどして、プログラムで列挙方式を線図方式に変換すればいい。／要するに、列挙方式が見にくいのは法務省の固定観念と技術力によるもので、「国民の声をお伺いし、規制・制度の見直しや行政組織・運営の改善に結びつけ」れば、たちどころに解決するだろう。	商業登記ゲンロン	法務省	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項に基づき、表題部所有者、登記名義人又はその他の者について相続が開始した場合において、当該相続に起因する登記その他のために必要があるときは、その相続人又は当該相続人の地位を相続により承継した者は、法定相続人情報(①被相続人の氏名、生年月日、最後の住所及び死亡の年月日、②相続開始時における同順位の相続人の氏名、生年月日及び被相続人との続柄)を記載した書面(法定相続情報一覧図)の保管及び写しの交付の申出をすることができるとしています。	不動産登記規則(平成17年法務省令第18号)第247条第1項	検討を予定	法務局ホームページでは、主な法定相続情報一覧図の様式及び記載例を公開しているところですが、御提案の事例に係る様式及び記載例については、必要に応じて、ホームページの変更を検討させていただきます。	
24	令和6年8月22日	令和6年9月17日	車検場の待機車両を待機行列から呼出番号に	国土交通省が全国各地に設置する車検場では車を一列に並ばせて先頭から車検をしているが、これを予約番号順に呼び出す方法に改める。	民間車検工場では出来ない種類の車検は、車検場に持ち込まれなければならないが、車検場は慢性的に混雑し、車検時間よりも待ち時間が圧倒的に長い。その上、ゆっくりと動く待機列に並ばれるので一台毎に一人が乗車して待つ時間がとてもない無駄である。渋滞状態はエンジンを回すので、当然環境にも悪い。入口で外観検査をするが、時間のかかる車両では、その先の検査レーンが空いていても後続車は待ち続けるしかない。 番号札発券機と電光掲示板を設置するだけで、一人で数台の車検を受けることができて整備工場の働き方改革に繋がります。	個人	国土交通省	・持込検査の予約については、ラウンド制にて管理しており、原則として1日を4ラウンドに区分し、各ラウンドにおいて処理可能な検査台数(予約枠)を検査場毎に設定しております。 ・受検者には、当該ラウンドの受付時間中に窓口にお越しいただき、受付手続き完了後、検査場の待機レーンに受検車両を並べていただきおり、車両の呼び出し等は実施していません。	独立行政法人自動車技術総合機構審査事務規程4-3	対応不可	・検査場の待機レーンでは、必要な台数の検査を限られた検査レーンで処理する上で、検査両間の無駄な空き時間なく効率的に検査を実施するために、一列で待機いただいているが、待機時間が長くならないようラウンド毎の受付時間としています。 ・ご提案の内容については、自動車の移動や待機には人と異なり安全な導線の確保のため相応のスペースが必要なところ、現状の待機レーン内以外での呼び出し直前等の車両待機場所の確保や予約管理システムに対応する改修コスト等の面から導入は困難であり、また、運用面においても予約順の呼出方式は、予約順どおりに待ち込まれない場合、待機車両がなくなることによる一日あたりの処理可能車両数の減少や厳密な受付時間の範囲制限による受検機会の減少等が懸念されますが、いただいたご意見も参考に、引き続き、受検者の利便性の向上が図られるよう努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要		
25	令和6年8月22日	令和6年9月17日	各省庁から地方公共団体への調査について	DXの推進に伴い各省庁から地方公共団体への調査が年々増加しているように思われます。また、調査内容に類似項目が多く見受けられます。DX担当部署に限らず、他部署職員にも聞き取り等しないといけないケースが多くあります。調査を簡約し、共有できる基盤を構築することで調査依頼する省庁職員及び地方公共団体職員の人事費の削減に繋がると思います。調査に時間を取られ、DX推進の弊害となっております。	DXの推進に伴い各省庁から地方公共団体への調査が年々増加しているように思われます。また、調査内容に類似項目が多く見受けられます。DX担当部署に限らず、他部署職員にも聞き取り等しないといけないケースが多くあります。調査を簡約し、共有できる基盤を構築することで調査依頼する省庁職員及び地方公共団体職員の人事費の削減に繋がると思います。調査に時間を取られ、DX推進の弊害となっております。	個人	内閣官房	政府として、調査事項の重複排除、回答・集計方法の改善、調査等自体の廃止など、各府省等が行う調査等の自律的な改善・活用を図るために仕組みを構築し、運用しています。この仕組みにおいて、内閣官房行政改革推進本部事務局では、半年に一度、各府省等の調査等の実施状況をリストに取りまとめるとともに、調査事項の重複を含め、調査等実施部局が調査等を企画立案・実施する際に確認すべき点をまとめたチェックリストを作成しており、調査等を実施しようとする際は、各府省等がリストを基に実際の調査項目に重複がないか確認することとしています。 また、同務局は、調査事項の重複の解消・防止の事例のうち、改善の効果が高く、汎用性があるような事例の報告を受け、優良事例として各府省等に横展開し、他の調査等の改善を促しています。 さらに、同務局に調査等対象者から寄せられた要望等については、その内容を確認の上、該当府省等に対し、調査等の負担軽減等の見直しについて検討を要請するとともに、必要な調整を行うこととしています。	各府省等が行う調査等を改善するための恒常的な仕組み(令和3年9月～)	現行制度下で対応可能	これらの取組のもと、引き続き調査項目の重複の解消・防止並びに調査等の合理化及び負担軽減に努めてまいります。		
26	令和6年8月22日	令和6年9月17日	国家公務員の児童手当の支給資格の確認における書類を、提出不要とするべき	住民票は休日でもコンビニで取得可能だが、課税証明書の取得のために、わざわざ平日に休暇を取得し、市区町村の窓口に出頭する必要がある。 また、住民票・課税証明書の取得のために、住民票で250円、課税証明書で300円と計550円の自腹を切っている。しかし、児童手当を受給するためには自己負担が必要となる理由がない。支給資格を確認する側で負担すべきではないか。 提案としては、わざわざ職員が休暇を取得したり、自腹を切る必要がないよう、市区町村のシステムと国のシステムを連携させてオンラインで確認できるような仕組みを、デジタル庁や総務省やこども家庭庁において構築願いたい。あるいは、マイナンバーカードを活用することで住民票・課税証明書を提出不要とする出来る仕組みを構築できることであれば、それでも構わない。 その他の本件が例挙げると、現況届の提出、地方との間でシステムが構築されていない場合に、改修してもらうことによっても、改善を願いたい。 住民票・課税証明書取得のために、市区町村側の窓口の時間を奪うのはもつたない。取得不要とすることで、市区町村が本来の行政サービスに注力することができる。	国家公務員の児童手当の支給資格の確認における書類を、提出不要とするべき	個人	デジタル庁 内閣官房 人事院 こども家庭庁 総務省	児童手当について、受給者は認定請求書や現況届の提出時に、受給者の世帯の状況の確認や受給者本人と配偶者の所得確認等のために必要な資料を提出する必要があります。 受給者が一般受給者であれば市町村が支給事務を行なうため、市町村の所有する公簿等(マイナンバー制度による情報連携を含む)により必要な情報の把握が可能であることから、受給者からの書類提出が省略されていますが、受給者が国家公務員の場合、各府省等において、市町村の公簿等に相当する情報を保有しておらず、また、市町村の各システムとの連携がないことから、必要書類の提出を求めているところです。	児童手当法施行規則 第1条の4第2項(認定請求)及び第4条第2項(現況届)	検討を予定	デジタル庁が将来的に実現予定である公共サービスメッシュとのデータ連携が可能な府省職員向けのシステムを整備することで、技術的には各種証明書の添付省略が可能となることが見込まれますが、回線の敷設、端末の導入、既存システムの改修又は新規システム構築など一定のコストと時間を要することから、効率的な方法により実現を図っていく必要があります。 また、費用対効果や利用者視点の利便性の点からは、児童手当の手続だけでなく、他の人事・給与・共済関係手続を横断的に検討対象とし、業務見直し(BPR)を行いながらデジタル三原則(デジタルファースト、ワンストップ、ワンストップ)に沿った届出申請を実現することが重要であると考えられます。 令和6年度から、国家公務員の人事管理情報のデジタル化の取組として、人事管理業務に関する各府省の業務標準化・共通機能の検討を進めているところ、当該取組内において、児童手当に係る手続も含めた人事・給与・共済関係の手続のデジタル化を一課題として位置づけ検討を進めています。		
27	令和6年8月22日	令和6年9月17日	e-gov法令検索における抄とされている条項の収載、条項ごとの失効情報等のデータ保有等	e-gov法令検索において、法令改正条項と失効した条項を省略して抄と表示しているが、システムに収載したうえで、フラグにより非表示とすること。	e-gov法令検索においては、1各法令の附則の改正条項、2各法令の附則の経過措置条項のうち実質的に失効した条項、を非表示としたうえで、附則の題名に抄と表示している。 また、同様に、3〇〇施行法等の施行時に発動する法律の本則の経過措置のうち実質失効判定の条項、4整備及び経過措置に関する命令等の改正と経過措置を本則に伴う命令の改正条項と実質失効判定の経過措置条項、も非表示としたうえで法令名に抄と表示している。 特に実質失効判定の条項については、恐らく紙の現行日本法規と同様の失効判定と見受けられるが、実際に失効していない条項も少なからず見受けられ、条文の閲覧がe-govで完結しないこととなる。 また、過去時点での有効な条項をみる際にも、現在実質失効判定されていると閲覧ができない。 そこで、抄としている条項はシステムに収載したうえで表示、非表示を選択できるようにすることで、過去時点での経過措置を閲覧できるようにするとともに、実質失効のフラグで非表示を管理することで、仮に誤って実質失効判定したとしても外部指摘により表示復活させやすくなるものと想慮される。 その際、改正条項の規定も、収載して表示非表示を選べるようにするほうがより良い。 なお、法令全体が失効したものは、廃止失効法令に分類されることとなると思うが、システム構築以前に誤って法令全体を失効判定した法令は収載されおらず(例えは現在も死産届のためにお有効と思われるボンダム厚生省措置法は、現行法令にも廃止法令にも掲載されていない)、条項ごとにフラグ管理を行うことで、こういった法令全体の誤った失効判定も防げるものと想慮される。	e-gov法令検索における条項の収載、条項ごとの失効情報等のデータ保有等	個人	デジタル庁 法務省	e-Gov法令検索における各法令の附則の掲載は、法令の失効等により判断しておらず、当該法令に関係のあるもののみ掲載しております。 また、掲載される法令は改正法令ではなく、平成29年4月1日時点以降の法令のデータ(附則を含む)を対象に、改正法令の改正内容を反映させたデータを公開しております。 整備及び経過措置に関する法令等においては、その本則に他法令の改正が含まれる場合、それら改正は該当する被改正法令に反映され、整備及び経過措置に関する法令等は抄の表示をして掲載しております。 誤って表示されていないものについては個別に修正を行っておりますのでお手数ですがお問い合わせフォームよりお問い合わせください。	なし	検討を予定	改正法令や、失効した法令、被改正法令の附則のe-Gov法令検索上への登載については、運用面の課題や費用対効果等も踏まえて検討させていただきます。	
28	令和6年8月22日	令和6年9月17日	運転経歴証明書の廃止又は、本人確認書類として使えないことの周知徹底	既に身分証としての独自の意義を喪失した運転経歴証明書の廃止を検討いただきたい。 また、先般の犯罪対策閣僚会議においては、対面方式における本人確認書類について、犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の手続においてはマイナンバーカードや運転免許証等のICチップを読み取ることにより対応することが義務付けられる方針が打ち出されたところである。仮に運転経歴証明書が廃止できない場合、上記方針に対することが義務付けられる方針が打ち出されたところですが、この方針に沿った省令改正後には、ICチップの入っていない運転経歴証明書は本人確認に使用不可となることが予想されます。その場合、仮に運転経歴証明書の廃止がなされない場合、運転免許証と交付時等の機会を捉えて十分周知徹底し、事業者窓口における混乱を防止していただきたい。	運転経歴証明書の廃止又は、本人確認書類として使えないことの周知徹底	個人	警察庁 総務省	現在、単なる身分の証明のみならず運転免許証は自動車の運転の免許を有していることの証明にも用いることができる点で意義がありますが、運転経歴証明書は身分の証明以上の意義を有していないと考えます。その上で、運転経歴証明書の制度創設時には国民的な身分証が存在せず運転経歴証明書にも身分証としての意義がありましたが、現在では全国民に取得機会が与えられている点で運転免許証及び運転経歴証明書よりも優れたマイナンバーカードがあるため、運転免許証の存在意義は失われたと考えます。他の身分証同様に廃止・合理化が検討されるべきです。廃止により、発行にかかる行政コストが削減可能と考えられます。	・道路交通法第104条の4第5項及び第105条第2項 ・道路交通法施行令第39条の2の5及び第39条の2の6 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)第4条 ・犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省) ・運転免許証の交付を受けた方は、バス・タクシーの乗車運賃の割引等の様々な特典を受けることができ、警察では、運転免許証の自主返納及び運転経歴証明書制度の周知を図るとともに、運転免許証の返納後又は運転免許の失効後に運転経歴証明書の交付を受けた方への支援について、関係機関・団体等に働き掛けを行い、自動車の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証の返納等をしやすい環境の整備に向けた取組を進めています。 本人確認については、金融機関等の特定事業者は、顧客等との間で口座開設等の特定取引を行なう際して、当該顧客等の本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)等の確認を行なわれなければなりません。また、携帯電話事業者も、契約の相手方の本人特定事項(氏名、住居及び生年月日)等の確認を行なわれなければならないこととされています。 これらの確認の方法において、運転経歴証明書は、対面での確認においては、当該顧客等から提示を受ける方法が規定されています。	検討に着手	運転経歴証明書については、本人確認書類として使用できるだけでなく、運転経歴証明書を提示することにより、バス・タクシーの乗車運賃の割引等の特典を受けることができます。この実態を踏まえると、直ちに運転経歴証明書を廃止することは困難であると考えられます。 他方で、「国民を詐欺から守るための総合対策」(令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定)及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)において、「対面でもマイナンバーカード等のICチップ情報の読み取りを犯罪収益移転防止法及び携帯電話不正利用防止法の本人確認において義務付ける」とされたことも踏まえ、運転経歴証明書やその他ICチップが組み込まれていない写真付き本人確認書類の取扱いについては関係省庁間で検討を進めているところです。 なお、本人確認書類の取扱いに係る関係法令の改正を行う場合には、必要な周知・広報を行ってまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考		
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要			
29	令和6年8月22日	令和6年9月17日	行政経験のない教職員に入札および契約事務を強いる地方自治法の見直し	市町村によっては財務規則及び専決規定によって、50万円程度までの少額工事は学校長の権限で契約を行うことができる。しかし一者随意契約は緊急性が認められる場合に限られるなど地方自治法施行令で厳しく制限されており、随意契約できない場合は入札もしくは見積り合わせにより契約先を決定しなければならない。入札のためには参考見積の徴収・積算、仕様書の作成および入札参加業者の選定(指名競争の場合)まで契約事務経験のある行政職員でも難易度が高い事務処理を行わなければならないが、学校で外部との窓口にいる事務職員や校長・教頭の管理職はすでに多忙になっているため、入札事務まで行える余裕がない。そのため日常的に学校に出入りしている学用品納入業者でも発注するため建設基準法への抵触や公共工事にふさわしくない成果物(工事の不備・見積りもじない建物使用等)となり工事のやり直しを行うなど自治体の財務事務に悪影響を及ぼしている。	教育委員会所管の学校及び幼稚園の契約事務をすべて行政(事務局)にて集中処理するようにする。またエビデンスに基づく積算を適切に行えるよう、市町村教委に技術系職員(土木、建築、機械設備および電気設備の各技師)を常駐させるよう自治体に働き掛ける。	個人	文部科学省	地方公共団体における教育委員会とその所管に属する学校との事務の分担関係は、各地方公共団体が法令に基づき、地域の実情に応じて、その権限と責任において定めるものです。その上で申し上げれば、比較的軽微な契約事務は迅速性等の観点から学校ごとに契約した方が良いケースがある一方で、入札を行うような契約事務は現在でも学校ではなく、教育委員会事務局において集中的に行われている場合も多いものと承知しております。	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号、第33条第1項	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりであり、契約事務を教育委員会事務局で行うことは既に可能であり、また、市町村教育委員会の職員の任免等の人事は、当該市町村教育委員会自身の判断で行なべきものです。そのため、ご提案に沿って、文部科学省において対応を行うことは考えておりませんが、各教育委員会における効率的な事務の実施や学校における働き方改革は文部科学省においても重要な課題と認識しておりますので、今後の参考とさせていただきます。			
30	令和6年8月22日	令和6年9月17日	240629ST68[2/3]登記申請書様式見本市町村役場配布、希望者郵送。障害者合理的配慮対応改善	登記申請の様式は、法務省HPでの公開と、法務局での印刷物の配布がされている。／しかし、行政手続へのアクセスという点で、前者はデジタル・デバイド、後者は交通アクセスの問題がある。／インターネットが利用できることはないが、情報入手でき、オンライン申請も可。／登記申請書は、紙に描いた餅である。／法務省が繰り返す「司法書士に頼め！」は、経済的弱者に向かっている点で矛盾している。／政府として、地域的、社会的、経済的格差は是正する取り組みをするべきである。／そこで、市町村役場に登記申請書見本やそれをリスト化し—	ーたメニューを配布し、来庁者が手に取って見られるようにすべきである。／市町村役場は、有料又は無料で申請書見本を印刷して配布する。／相続登記未了問題は市町村にとって影響が大きく、配布や販売に応じる自治体もあるだろう。／それもできない市町村では、来庁者が見本やメニューに記載された宛先「地元の法務局又は全国」か所の発送センターに、返信用封筒を同封して、「〇〇の申請書様式を送りたい」と請求できるようすべきである。／法務局で印刷物を配布しているなら、無償で印刷物を送付できるはずである。／法務省HPには送付サービスの記載がないから、現在取り扱っていないのだろう。／しかし、インターネット環境にあっても、印刷可能であるとは限らない。／「お手上げ」が可能であるのにに対し、利用できない交通弱者は郵送申請をするための情報も得られない。／郵送の登記申請は、紙に描いた餅である。／法務省が繰り返す「司法書士に頼め！」は、経済的弱者に向かっている点で矛盾している。／政府として、地域的、社会的、経済的格差は是正する取り組みをするべきである。／そこで、市町村役場に登記申請書見本やそれをリスト化し—	商業登記センター	法務省	登記申請書の様式については、申請人の利便性の向上等の観点から、法務局ホームページに掲載するなどしています。	【登記申請書の見本について】検討を予定【障害を理由とする差別について】対応	なし	市町村の役所への登記申請書の見本の備付けなどについては、ニーズや費用対効果等を踏まえ、必要に応じて対応の検討を行う予定です。	また、各法務局・地方法務局においては、ホームページ上で、職員による障害を理由とする差別に関する相談窓口を案内しています。なお、御指摘の東京法務局のホームページの記載については、解消されています。		
31	令和6年9月19日	令和6年10月17日	公務職場勤務の障害者も障害者基本法や障害者差別解消法の対象となることを各機関に再通知	障害特性上抑制が難しい行動を制限させようなどの人事処分・戒告や減給、停職及び懲戒免職が、障害者の理解が遅い行政機関(国、自治体どちらとも)で起きている。当該障害者が人権侵害に該当するような不当な扱いを受けることが無いようにしていただきたい。	法定雇用率の達成目的で採用される年度雇用の非常勤職員は人件費を配属先所属の需用費により予算支出しているため、年度途中の配属替えが予算編成の関係(科目をまたぐ予算の組み換えが必要なため本省もしくは議会の承認が必要)で不可能となっていることが多い。そのため非常勤の場合、年度途中の配置換えが原則不可能となる。つまりスマッッチの解決手段が障害者の離職(自発的か否かは問わず)しか選択肢が存在していない。	個人	内閣府 人事院 厚生労働省 内閣官房 総務省	障害者差別解消法については、第13条に「行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行なう障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)の定めるところによる。」と規定しています。国家公務員については、国家公務員法第27条において平等取扱いの原則を定めているほか、「職員の募集及び採用時並びに採用後ににおいて障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針について(平成30年12月27日)」により、各省各庁の長は、障害者である職員の勤務環境についても、障害者でない職員との均等な待遇の確保や障害の特性に配慮した職務の円滑な遂行に必要な施設の整備、援助を行う者の配置その他の必要な措置を講じなければなりませんとされています。	障害者差別解消法第13条 国家公務員法第二十七条 「職員の募集及び採用時並びに採用後ににおいて障害者に対して各省各庁の長が講ずべき措置に関する指針」 【障害者基本法・障害者差別解消法の対象】事実認	【障害者基本法・障害者差別解消法の対象】事実認	制度の現状欄に記載のとおり取り組んでおり、引き続き、地方公共団体等への働きかけや、ハローワークにおける求人の確保等に努めてまいります。			
32	令和6年9月19日	令和6年10月17日	庶民の住宅相続に関するモデルケースの作成と検討	住宅相続は多くの家庭にとって大きな課題です。私の家では、父の母が90歳を超えてても健在で、69歳の母が父の残した家で世話をしています。私も子育てをしており、住居が手狭になっています。母の世話をしならかに子育てをするために、母がいる地元に家を買いたいのですが、新たに家を購入すると家なき子税制が適用されず、さらに地元の地価が高いため相続が発生すると一軒家を建てることの税金が発生する見込みです。	母の死後などにこの家の家を売却して一部は取り返せると思いますが、祖先から受け継いだ資産としては目減りすることになります。祖先から受け継いだ資産を減らすのは大変心苦しい思いです。このように私たちの世代は社会保険料の負担も大きくなり、代を経るごとに資産を増やすのが難しいと感じています。他方で、超富裕層は住宅の相続制度を巧みに利用し、莫大な遺産を残しています。例えば、祖父母と孫が養子縁組する方法や管理会社を設立する方法などが挙げられます。	個人	法務省 財務省	相続人が複数いる場合には、相続の開始により相続財産は相続人の共有に属するとされ、この遺産共有関係は、その後、遺産分割により解消されることが想定されています。そのため、遺産分割の協議は共同相続人全員により行われなければなりません。	民法第898条、第906条～第907条等 相続税法 租税特別措置法 不動産登記法	対応不可	相続税は、被相続人から相続や贈贈によって取得した財産等の価額の合計額(債務などの金額を控除します。)が基礎控除額を超える場合に、その超過する部分に対して、課税されます。この場合、相続税の申告及び納税が必要となり、その期限は、被相続人の死亡したことをつた日(通常の場合は、被相続人の死亡の日の翌日から10ヶ月以内です。なお、相続税の課税関係(特例のあらまし)については、「相続税の申告のしかた」 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/sozoku/shikata-sozoku2024/index.htm)などを国税庁ホームページにおいて公開しています。	また、相続税は申告納税制度を採用しており、その申告の前提とする遺産分割については、上記のとおり、一切の事情を考慮して行われるものです。	そのため、様々な個別具体的な状況が考えられる住宅相続について、モデルケースを示すことは相当でないと考えております。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
33	令和6年9月19日	令和6年10月17日	円安下で外国に赴任もしくは留学する国家公務員の日当について	知人の公務員から、円安のためかなり生活が苦くなるとの話を聞き、当該提案を行う。当該提案は、国家に奉仕する立場で外国に赴任もしくは留学に赴く職員の生活水準を一定程度以上維持することを保証することができ、職員のモチベーション向上につながる他、物価が安い国や為替レートが有利国に赴任する職員が現地の国民と比較し、豊かになりすぎないと現地の国民生活と乖離した生活を送ることを防ぐことに加え、物価が高い国や為替レートが不利な国に赴任する職員との間の職員間格差を防ぐことにもつながる。また、物価が安い国や平均所得が低い国に赴任する職員の日当等が抑制できることから財政的負担も軽減されると考えられる。為替レートの更新が効率的と考える。為替レートの更新が問題である場合は、円建て支給ではなく、現地通貨建てで支給することも一案として考えられる。	個人	人事院 外務省 財務省	長期在外研究員には、給与に加え、派遣期間中は旅費法に基づく滞在費（日当・宿泊料に相当するもの）及び渡航に係る交通費等が支給されています。 外国人に赴任する国家公務員のうち、在外公館に勤務する外務公務員に支給されている在勤手当は、令和6年度より、毎年4月に手当の月額を外貨建てで決定し、年度内はその外貨建ての定額を支給することとしたため、当該職員が受け取る手当額は基本的に為替変動の影響を受けないようにしました。	国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十一年法律第百二十四号) 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律第10条第1項等	【滞在費及び渡航に係る交通費】 【在勤手当】 【在勤手当】 【在勤手当】 【在勤手当】	【滞在費及び渡航に係る交通費等】 近年の経済社会情勢や旅費法改正等も踏まえ、長期在外研究員に支給される滞在費の額を令和7年度から見直すことを検討しております。 制度の現状欄に記載のとおりです。		
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則8:15から19:00まで冷房運転を行うこととなっていますが、実態上、19時に仕事が終わることではなく、冷房運転が止った後は、耐えられないくらい暑くなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、休調管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率が落ちることにより、結果的に残業代も増えています。また、新しく採用された者も激務とあまりに不快な勤務環境により、辞めています。 現在、農水省では現在各部屋ごとの温度管理ができない状況であるため、19時以降の対応のため、各部屋ごとにエアコンを入れて頂くか、或いは、冷房運転を少なくとも21時くらいまでは延長して欲しいです。残業代の削減や辞めてしまう職員の後任への教育のコストを考えれば、トータルコストは下がると思いますが、場合によっては、個々の職員に少し負担を求めて良いかもしれません。個人負担でカバーできるのであれば支払いもやむなしと考えるほど不快な環境です。他の霞ヶ関の官庁でも同じ環境ではないかと推測しますが、結果的に失っているものが多いと思いますので、ご検討お願いします。	個人	人事院 内閣官房 内閣府 官内庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	【人事院】 人事院(中央合同庁舎第5号館別館)では、例年、5月下旬から9月末までの8時45分から18時15分まで(7月1日から人事院勧告が行われる8月上旬までの期間は20時00分まで)冷房を稼働していたところ、令和6年からは、職員の良好な勤務環境を維持するため、8月中旬から9月末までの間も20時00分まで冷房を稼働することとしました。10月以降についても、外気温の高い日については冷房を稼働することとしています。また、冷房稼働時間外の時間帯については、個別空調が設置されている会議室等を活用するようにしています。 【内閣官房・内閣府】 冷房運転は、7月～9月に本格稼働しているところ、昨今の気温上昇に伴い、本格稼働期間外においても、冷房稼働期間の前倒し等、柔軟に対応しております。 また、冷房稼働時間についても、令和6年8月初旬より、原則8時00分～22時00分冷房稼働するよう運用改変しております。快適で安全な勤務環境の確保について通知に基づき、22時以降も柔軟に対応を行っております。(内閣府本府、中央合同庁舎第8号館) 【官内庁】 令和6年度においては、7月1日から9月13日までの期間中、原則8時30分から17時45分まで冷房運転を行っており、天候・気温の状況によっては運転期間を彈力的に運用しているほか、行事等による土日祝日の臨時運転、業務繁忙部局への運転時間の延長を行っています。また、冷房の効果が悪い部屋へは、個別にエアコンを設置することで対応しています。 【金融庁】 金融庁では、原則8時00分から20時00分まで空調運転を行っており、時間外については局課からの利用申請に基づき延長運転を行っています。 【総務省】 総務省(中央合同庁舎第2号館)は、夏季(令和6年は5月から10月末頃まで予定)について原則8時30分から18時15分まで冷房運転を行っており、業務の都合により延長等の申請があれば柔軟に対応しております。 ※延長申請により、6時00分～22時00分まで冷房運転。22時00分以降は送風運転 【法務省】 中央合同庁舎第6号館は、令和6年6月3日から令和6年8月31日を冷房運転期間として、閉庁日を除き、原則8時00分から18時45分まで冷房運転を実施しています。閉庁日及び8時00分から18時45分の時間外に冷房運転を希望する部署がある場合は、冷房運転希望時間を記載した時間外運転依頼書を提出してもらい、個別対応をしています。 また、上記運転期間外であっても、外気温及び室内温度に鑑み、必要に応じて冷房を稼働させています。 【外務省】 弊省では、幹部室や国際会議室等の一部の部屋を除き、本省庁舎内の空調は、一般空調及び窓際に設置しているファンコイルユニットにより空調を行っております。 原則、一般空調については、8時30分～18時15分(一般的な勤務時間9時00分～18時15分)のみの運転ですが、ファンコイルユニットについては、閉庁日を含め各執務室において業務の必要に応じて運転可能としています。 但し、消し忘れ防止のため1日(4回)、自動で電源が落ちるよう設定されており、更に継続して運転する場合には、再度、電源を入れる必要があります。	【人事院】 【内閣官房・内閣府】 【官内庁】 【金融庁】 【総務省】 【法務省】 【外務省】	【人事院】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【内閣官房・内閣府】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【官内庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【金融庁】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【総務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【法務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【外務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 なお、ファンコイルの24時間運転は令和5年より実施しております。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
34	令和6年9月19日	令和6年10月17日	夏季の冷房運転について	霞ヶ関官庁における個別の部屋ごとのエアコンの設置若しくは下記の冷房運転を延長して欲しい。	農林水産省では、7月1日から9月30日までは、原則8:15から19:00まで冷房運転を行うこととなっていますが、実態上、19時に仕事が終わることではなく、冷房運転が止まった後は、耐えられない暑くなり、業務の効率も落ちてしまっています。 このため、体調管理にも影響が生じ、更に暑さで業務効率が落ちることにより、結果的に残業代も増えてしまいます。また、新しく採用された者も激務とあまりに不快な勤務環境により、辞めていってしまいます。 現在、農林水省では現在各部屋ごとの温度管理ができない状況であるため、19時以降の対応のため、各部屋ごとにエアコンを入れて頂くか、或いは、冷房運転を少なくとも21時くらいまでは延長して欲しいです。残業代の削減や辞めてしまう職員の後任への教育のコストを考えれば、トータルコストは下がると思いますが、場合によっては、個々の職員に少し負担を求めてでも良いかもしれません。個人負担でカバーできるのであれば支払いもやむなしと考えるほど不快な環境です。他の霞ヶ関の官庁でも同じ環境ではないかと推測しますが、結果的に失っているものが多いと思いますので、ご検討お願ひします。	個人	人事院 内閣官房 内閣府 官内庁 金融庁 総務省 法務省 外務省 財務省 文部科学省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省 国土交通省 防衛省	【財務省】 (財務省本庁舎) 財務省本庁舎においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時30分から20時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、各部屋のリモコン操作にて冷房の運転が可能となっています。 【中央合同庁舎第4号館】 中央合同庁舎第4号館においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時30分から18時15分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、入居官庁からの要望に基づき、冷房運転の延長を行っています。 【九段第3合同庁舎】 九段第3合同庁舎においては、原則として7月1日から9月30日までの期間は、8時00分から18時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、各部屋のリモコン操作にて冷房の運転が可能となっています。 【西ヶ原研修合同庁舎】 西ヶ原研修合同庁舎においては、原則として6月1日から9月30日までの期間は、8時00分から18時00分まで冷房の一斉運転を行っています。なお、それ以外の時間帯についても、研修生等からの要望に基づき、冷房運転の延長を行っています。 【農林水産省】 農林水産省では、原則8時00分から20時00分まで空調運転を行っており、時間外については局課からの利用申請に基づき延長運転を行っています。 【厚生労働省】 中央合同庁舎第5号館では、7月1日～8月31日まで夏季冷房期間とし、7時30分(休み明けは6時30分)から職員が在勤する限り冷房運転を行っています(職員が不在となったブロックから適時冷房運転を停止。26時で全館で冷房を停止しますが、個別に申請があれば申請のあった時間まで運転します)。夏季冷房期間外も室温に応じて夏季冷房期間に準じた運転を行っています。 【農林水産省】 農林水産省(本省庁舎)の空調については、セントラル空調(全館一括空調)となっています。冷房運転につきましては、7月1日から9月30日まで、8時15分から19時までを基本に行っておりますが、時間外運転については、必要に応じて21時まで延長するとともに、期間についても延長するなど柔軟に対応しています。 また、冷房運転時間外において職員がやむを得ず残業する場合には、部局ごとの状況に応じて、個別空調を設置した省内会議室の利用が可能となっています。 なお、冷房運転をしない土日祝日は、建物が蓄熱し室内が高温状態になるため、週明けは7時30分から運転を開始しています。 【経済産業省】 冷房の運転時間は原則7時30分～18時30分までとしておりますが、職員が健康的に業務に取組めるよう、外気温によって運転時間の延長／短縮等の状況に応じた柔軟な空調管理を行っております。(なお、局課からの申請があった場合にも、同様の空調管理を行っております。) 【国土交通省】 国土交通省(中央合同庁舎第3号館)は、令和6年7月1日から9月30日までについては、原則8時30分から23時00分まで冷房運転を行っています。 また、上記運転時間外についても、室温を考慮し、必要に応じて冷房運転を行っています。 【防衛省】 防衛省市ヶ谷庁舎における令和6年度の冷房の運転状況については、7月1日(6月中旬より試運転)から9月30日まで、原則平日6時30分から23時まで行っているほか、時間外については、個別に延長の申請があれば冷房運転を行っております。	【財務省】 対応 【文部科学省】 対応 【厚生労働省】 対応 【農林水産省】 対応 【経済産業省】 対応 【国土交通省】 対応 【防衛省】 対応	【財務省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【文部科学省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【厚生労働省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【農林水産省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【経済産業省】 弊省では、職員の健康に配慮した適切な空調管理を行っており、今後もそれを継続する予定です。 【国土交通省】 制度の現状欄に記載のとおりです。 【防衛省】 制度の現状欄に記載のとおりです。	快適で安全な執務環境の確保について(通知)	
35	令和6年9月19日	令和6年10月17日	食事療養費の差額支給を受けた期間の長期入院期間の算入の周知	入院時の食事療養費の標準負担額は住民税非課税世帯で、過去1年間の入院日数が90日超える場合(長期該当)は、1食230円に、また、過去1年間の入院日数が90日を超える場合(長期該当)は、1食180円に軽減されます。また、入院時に減額認定証の提示ができます。一般的な費用を支払ったとき医療保険者がやむを得ないと認めた場合は、申請によりその差額が支給されます。規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策の「令和6年7月29日内閣府での回答とりまとめ日の受け番号020501001」では、「長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となつた期間の入院日数も含めることとされています。」との検討結果が示されていますが、多数の医療保険者は、前記の取り扱いを行わないで、過去1ヵ月間の入院日数も含めることとされています。これは、「健康保険の入院時食事療養費の標準負担額の減額の取扱いについて(平成六年九月九日)」の規定により差額が支給され、「長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となつた期間の入院日数も含めることとされています。」との内容が明示されていないと考えられます。長期該当の認定の際は、差額支給の対象期間の入院日数も含めることを事務連絡等で発出を要望します。	個人	厚生労働省	健康保険の食事療養標準負担額については、「健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額」(平成8年厚生省告示第203号)等により、健康保険法施行規則第105条等に規定する限度額適用・標準負担額減額の認定の申請を行った者について、標準負担額の減額を行っており、さらに、当該申請を行った月以前の12月以内の入院日数(減額対象者としての入院日数に限る)が90日を超える者については、更なる負担軽減を図るために、標準負担額を1食あたり180円としています。 また、健康保険法施行規則第61条第1項において、保険者は、被保険者が限度額適用・標準負担額減額認定を受けていることの確認を受けることなく減額しない額の食事療養標準負担額を支払った場合であって、当該認定を受けなかったことがやむを得ないものと認めたときは、その食事療養について支払った食事療養標準負担額を控除した額に相当する額を入院時食事療養費又は保険外併用療養費として被保険者に支給することができる旨が規定されています。	健康保険法(大正11年法律第70号)第85条、 健康保険法施行規則(大正15年内務省令第36号)第58条第1号、同条第2号、第105条、 健康保険及び国民健康保険の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額(平成8年厚生省告示第203号)	対応	「入院時に一般での費用を支払ったとき医療保険者がやむを得ないと認めた場合は、申請により差額が支給され、「長期該当の認定にあたっては、差額支給の対象となつた期間の入院日数も含めることとされています。」が、多数の医療保険者では、その取り扱いを行っています。」とのご意見をいただいておりますところ、事実確認のため関係団体にヒアリングを行いましたが、下線部の事実は確認できませんでした。 当該取扱を行っていない保険者をご存じの場合は、以下連絡先にご連絡いただきますよう、よろしくお願いいたします。 厚生労働省保険局保険課企画法令一係 電話:03-5253-1111(内線3247)		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
36	令和6年9月19日	令和7年1月20日	240713ST74[2/3]建物表題登記用図面作成サービスを認め、表題登記未了建物を減らす	不動産登記法は報告的な表示登記の申請義務を定め、その懈怠に対して過料を課すとしている。しかし過料が課されたではなく、それを知っている者は申請義務を無視するだろう、実際に無視している。「申請を怠った場合には罰則が課せられることが多い」とあるが、建物表題登記で提出する図面を自動作成できるはずである。「したがって、図面データを交換するプログラムがあれば、一般人でも建物表題登記を申請することが可能になる。もちろん、法務省によるプログラムを用意しているという話ではない。」やるはしない。法務省は、商業登記オンラインで申請書作成サービスを申請者の申請によることを原則としており、その制度の合理性があるとする法務省は、所有者に申請できる環境づくりをすべきである。法務省はR3行政改革140回答で、建物表題登記の様式を公開していない理由を、「当該登記の申請手続に係る問合せの状況などを踏まえた上で…要否を検討していきます」→	→としている。「おそらくその理由は、素人には図面は作れないという専門性によるものだろう。」通達で技術的な仕様が定められている図面は様式を公開しても素人には作れず、結局、専門家に依頼することになるからである。「しかし他方で、住宅建築には建築士がコンピュータで設計した図面データがあり、建築確認ではその図面が提出される。」事務処理、建物図面と各階平面図は建築確認で提出された図面を部分修正して作成されるから、当該データに不動産登記法のルールを当てはめてプログラム処理すれば、建物表題登記で提出する図面を自動作成できることはできる。「したがって、図面データを交換するプログラムがあれば、一般人でも建物表題登記を申請することが可能になる。もちろん、法務省によるプログラムを用意しているという話ではない。」やるはしない。法務省は、商業登記オンラインで申請書作成サービスを申請者の申請によることを原則としており、その制度の合理性があるとする法務省は、所有者に申請できる環境づくりをすべきである。法務省はR3行政改革140回答で、建物表題登記の様式を公開していない理由を、「当該登記の申請手続に係る問合せの状況などを踏まえた上で…要否を検討していきます」→	商業登記ゲンロン	法務省	不動産の表示に関する登記である建物の表題登記を申請する際の添付情報の一つとして、建物図面及び各階平面図の提供が必要となります。 土地家屋調査士でない者は、業として、不動産の表示に関する登記の申請手続について法務局又は地方法務局に提出し、又は提供する書類又は電磁的記録の作成を行うことはできず、これに違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。	不動産登記法第47条 不動産登記令別表12 の項 土地家屋調査土法第3条第1項第3号、第68条、第73条	対応不可	御提案の内容は必ずしも明らかではありませんが、土地家屋調査士ではない者が業として、不動産の表示に関する登記の申請手続について法務局に提出する書類等の作成を行なうことを認めるよう求めるものと解されます。 一般に、そのような行為はいわゆる非調査士行為に当たるおそれがあるため、御提案について対応することはできません。	
37	令和6年9月19日	令和6年10月17日	240720ST76[1/3]登記相談員の待ち時間に相談事例集を作成させ、相談回数を減少させる	法務省は、登記申請の前段階として登記相談を提供している。「従来は登記所のみだった相談が、コロナ特例で始めた電話とオンライン相談はコロナ収束後も継続らしい。」R4行政改革130で、電話やオンライン相談を全国統一した予約・応答制度に改めることにより予約枠の実質的拡充や相談員が休暇を取りやすい勤務体制が可能になると提案したところ、法務省は、全国の法務局で相談に応じているから現行制度下で可能であると回答した。「しかしそうすると、同一人が全国の法務局で個別に予約を入れることで、同一人は1回ずつの予約しかできない現行ルールを容易に満足できる。」現行制度下ではこのモラルハザードは防げず、これを解決すべし	→には予約体制を一元化するしかない。そもそも問題は、何度も相談しなければ登記申請できないという不毛な複雑さにある。「1回の相談で済まない人が複数の予約をすることが多い。」その相談枠は税金で運営されている以上、可能な限り、相談が不要になるような、HP等での情報提供が必要になる。法務省もR4行政改革334回答で、「手続案内について」は、より質の高い行政サービスを提供することができるよう、今後も法務局ホームページに掲載している申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図つていいといふ。法務省は本當に「充実を図つてしまいまる」としている。しかし実際には、素人は相談をしなければ、穴埋め式の申請書を埋められない。「申請書のひな形や添付書類の記載例等の充実を図つていいから、相談が必要になる。」法務省は本当に相談枠を充実させているのか?相談業務を通じてどこが分からなかが分かるのだから、相談員が受けた相談事例を蓄積して公開すればいい。それをしない法務省は怠慢である。「130回答によるように全国統一されない相談体制では、予約枠の空きや急なキャンセルなどで、相談員が手持ち無沙汰している時間が全国で大量にあるはずだ。」そのため相談員には給料が支払われ、それは税金で賄われている。手が空いた相談員は、その時間、何をしているのか?発発的な空き時間に通常業務はしていないはず。「したがつてこの空き時間を利用し、記載例を記載するためのマニュアルを整備する。」この内容は印刷せず、HPのQ&Aとして公開するだけよい。ネットを見れば、実質的に相談枠が拡大する。紙発想が無駄の原因。	商業登記ゲンロン	法務省	登記申請に係る申請人の利便性の向上等の観点から、登記申請書の様式を法務局ホームページに掲載、法務局において登記手続案内(登記申請書の作成や添付書類の収集方法等の説明を行うもの)を実施するなどしています。	なし	現行制度下で対応可能	御提案の「相談事例集を作成」に関して、法務局ホームページに「登記申請を御自身することを検討されている方からよくある質問」を掲載するなどしているところですが、引き続き、申請人の利便性の向上等に努めてまいります。 なお、登記手続案内については、多くの方に利用いただけるよう、事前予約制・時間制(20分程度)としているところですが、長時間を要する案件において次の予約枠が空いている場合には時間延長して実施するなど柔軟に運用しています。	
38	令和6年9月19日	令和6年10月17日	非常勤採用の公務員の派遣について	5.6年前に制度改革がされ、医師、弁護士などの専門性の高い人でも、会計年度任用職員で扱われるようになっていると思います。それ以前は特別扱いで扱われていたこともあり、隣の大きな区のどえらい先生に相談する、ましてやこちらの小さな町に来ていただき相談にのっていただくなどされませんで、そのハートが少し下がったように思います。しかし、何か大きな問題を抱えたとき、できれば2年から1年ほどでほしいときなど、1から採用活動をするのは間に合わないとき、県から派遣いただけないか問い合わせたところ、非常勤(採用が会計年度任用職員)なので派遣や兼任はためだとなりました。こうした専門的な人材は、特に希少で、また、非常勤で採用されやすいという特性があるため、非常勤職種の方でも派遣、兼職ができるようになっていたいです。	個人	総務省	「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル(第2版)」(平成30年10月18日付総務省自治行政公務員部長通知)において、地方公務員法(昭和25年法律第261号)、第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員は「相当の期間任用される職員を就けるべき業務に從事する職」ではないものとされています。 また、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17は、普通地方公共団体相互間の協力を援助する措置として職員の派遣を制度化することにより、派遣される職員の身分を保障し、積極的に職員の派遣を促進して、普通地方公共団体間の事務処理の能率化、合理化等に資するようにするために、一の普通地方公共団体が他の普通地方公共団体の求めに応じて行う職員の派遣の手続を定めるとともに、その場合における派遣される職員の身分取扱い等に関する規定を整備したものであります。	地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項 地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の17	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、会計年度任用職員が従事する業務は、「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務に従事する職ではないとされています。一方、地方自治法第252条の17に規定する職員派遣は、例えば、災害復旧のための技術者派遣など経験や専門性を保有する職員を派遣することにより、派遣を受けた地方公共団体の事務の遂行が能率的かつ効率的に行われること等が期待されることから、派遣される職員が専ら派遣先で行う業務は「相当の期間任用される職員」を就けるべき業務であることが想定されます。 このため、会計年度任用職員の派遣は、同条に規定する職員派遣の趣旨にそぐわないものであると解されます。 なお、提案理由中「非常勤(中略)なので派遣や兼任はだめ」とあります、複数の任命権者に同時に任用されることには妨げられるものではありません。		
40	令和6年9月19日	令和6年10月17日	人事院が実施する国家公務員試験の面接試験を廃止する。	総合職や一般職などの人事院が実施する国家公務員試験は、合格しても官庁訪問で何回も何時間も何日も面接を受けることで採用が決定する。つまり、試験に合格しても採用が保証されない。だったら国家公務員試験はまったく無意味で無駄なことを受験者に課していることにはかならない。即刻、この無意味で無駄な面接試験を廃止すべきである。 面接試験が廃止されても官庁訪問で人物評価は十二分に代替可能である。はっきり言って人事院が行う面接試験は数分の面接で何を評価してか理解しがたい。数分で何が評価できるのか聞いてみたいくらいである。そんな数分で初対面の人を評価できる超能力が人事院にあれば、こんな低俗率の不人気職業に国家公務員はならないだろう。 人事院が実施する総合職や一般職などの国家公務員試験の面接試験を廃止する。	個人	人事院	御指摘の人事院が実施する面接試験(以下、「人物試験」という。)を含む採用試験は、受験者が、当該採用試験に係る官職の属する職制上の段階の標準的な官職に係る標準職務遂行能力及び当該採用試験に係る官職についての適性を有するかどうかを判定することを目的としています。一方、官庁訪問は、官庁と志望者の「マッチング」のプロセスとして位置付けられています。そこから、採用試験における人物試験と官庁訪問は、それぞれ趣旨や目的が異なっており、全く別のプロセスです。 採用試験における人物試験は、採用試験の全てを通じて備えているべき、ペースラインとなる知識、能力等を判断する試験種目の1つであり、受験者の性格、情緒等の内面的なものや積極性、意欲その他の対人関係の能力等を検証する種目として位置づけられています。 一方、官庁訪問は、志望者が採用されたいと考える官庁を訪問し、業務説明や面接を受けるのですが、官庁の立場としては、採用しようとする志望者が、当該官庁の行政を推進するに当たり、求める人材として適しているかどうかなどの観点から確認をし、志望者の立場としては、「自分がやりたい仕事は何か」、「どのような職場で働きたいか」などの観点から、志望する官庁で職務に従事することが自分にとって適切な選択となるかを確認するという、官庁と志望者との間でいわゆる「マッチング」を図り、双方が納得した上で、採用に至ることができるよう、官庁訪問の機会を設けています。 以上のように、採用試験における人物試験と官庁訪問は、それぞれ趣旨や目的が異なっており代替関係にはありません。	なし	事実誤認	制度の現状欄に記載のとおりです。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考		
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要			
41	令和6年9月19日	令和7年1月20日	240727ST79[1/3]同一不動産で複数の登記名義人の住所を変更する場合の順位番号の記載は?	登記名義人の住所変更登記申請書様式は変更する登記の順位番号を特定するように記載されているが、この根拠となる規定はなさそうである。／令別表23の申請情報欄には、担保物件の追加設定を規定する別表42.46.47等の順位番号がない。／申請人が対象不動産を指定すれば、登記官にはどの登記を変更するか自明であるという前提のよう。しかし、複数の持分移転登記がある場合、どの登記名義人について変更するかが問題になる。／住所変更登記が義務化されても懈怠に罰則が課されるだけで申請義務はなく、そもそも住所と氏名だけでは申請人の同一性を確定できない／では、変更する受付番号や順位番号も特定されない前提で、登記官→	一はどうに変更すべき登記を特定するのか?／表示登記であれば、「実質的審査権を有する登記官が実地調査…を行い、…特定することは可能ですか」(R6規制改革102)けれど、権利登記では使えない。／なお、法令通りに申請していれば申請情報に不備ではなく、補正対象ではないから、申請人は登記官からの確認に応じるものとする。／答、登記官の権限によって、すべての持分の住所を変更する方法。／変更する順位番号が指定されない以上、登記官にはすべての持分を変更する義務があるとすれば、同姓同名の登記名義人がいた場合、他人の持分についても変更登記をする危険がある。／また、持分相互で登記名義人の表示を統一することが義務と言えるか疑問である。／式、登記官が任意の登記のみを変更する方法。／登記官には申請された不動産につき変更登記すべき義務があるのみであるとすれば、順位番号が指定されない場合、登記官は職務上の義務を果たしたとしたとならない。／しかし、同姓同名、それがたまたま同姓同名の他人の持分である場合、どちらのどれかを変更する義務があるとすれば、登記官は職務上の義務を果たしたとしたとならない。／しかしながら、それがたまたま同姓同名の他の人の持分である場合、そのうちのどちらが問題になる。／住所変更登記を再び申請させるのは、行政手続として無駄だ。／参考、変更すべき登記が不明であるため、却下する方法。／しかし、登記申請に必要な申請情報及び添付情報については、不動産登記法令において明記しています。」(R3行政改革150回答)という前提で、法令通りに申請したならば、却下事由が存在しないはずである。／したがって、いずれの対応でも法令に違反する。／同一不動産に変更すべき登記が複数ある場合は、その順位番号を申請情報とするよう、不動産登記令を改正すべきである。	商業登記センター	法務省	登記名義人の住所についての変更の登記の申請においては、申請情報として、登記の目的、変更後の登記名義人の住所等を提供することとされています。	不動産登記令(平成16年政令第379号)第3条第5号、同条第13号、別表第23の項	事実誤認	制度の現状欄に記載したとおり、登記名義人の住所についての変更の登記の申請に当たっては、登記の目的及び変更後の事項等を申請情報として提供するとともに、変更を証する情報を添付情報として提供する必要があります。また、複数の持分移転登記がある場合において特定の登記名義人についての住所変更の登記とするときは、対象とされている明確な登記名義人の全ての住所について変更の登記を行うこととなります。	「同姓同名の登記名義人」につきましては、所有権の登記名義人の生年月日を登記することとされており、登記官がどの登記名義人に対して、住所変更の登記をすべきか分からないといった問題は生じません。	そのため、御提案は、前提において、事実誤認があります。	
42	令和6年10月18日	令和6年11月13日	国家公務員の昇任・昇格にかかる課題の明確化	昇任・昇格が人事評価に基づき適切に行われることについて国民に対して説明する必要がある。このため、人事評価の結果と昇任・昇格(級・号棒)との関連性を示すデータを示すこと。	一般職(大卒)の自分の経験(本省勤務が基本、地方勤務2回、団体勤務1回)を踏まえる人事評価においては少なくとも過去10年間S若しくはAしか貰っていない。また、直近の評価は「非常に優秀」であったが、補佐に昇格したのは48歳であった。一方、総合職採用の場合、過去に大きな問題を起こした能力・人格的に問題がある者を含め、一律に30歳前半で課長補佐に昇任している。これらに実際には制度の適切な運用が行われていないのが実情である。自分としては、役職年数が見えてくる中で、課長補佐といえど場で何が次の世代のためにやれることがないかという想いで取り組んでいますが、一般職の中には業務内容が同じであるにもかかわらず、課長補佐への昇任の時期が15年以上異なる現状にモチベーションを失うものがいる。	個人	内閣官房 人事院	職員の採用後の任用、給与その他の人事管理は、職員の採用年次、合格した採用試験の種類及び幹部候補育成課程の対象者であるか否か又は同課程の対象者であったか否かにとらわれてはならず、国家公務員法に特段の定めがある場合を除くほか、人事評価に基づいて適切に行われなければならないこととされています。	国家公務員法第27条の2、33条、54条、一般職給与法第8条第3項、人事院規則9-8第20条、採用昇任等基本方針	対応	国家公務員の昇任・昇格については、左記の制度の趣旨に鑑み、各任命権者において、人事評価に基づく運用が徹底されているものと承知しております。引き続き、人事評価に基づく昇任・昇格が徹底されるよう、各省への周知徹底を図ってまいります。			
43	令和6年10月18日	令和6年11月13日	他の国家公務員採用試験の合格有効期間延長について	2023年から実施する総合職試験と一般職大卒程度試験から、現在3年の合格有効期間を5年に延長される発表されました。これにより、大学在学中に採用試験に合格した方が民間企業に数年間勤務して国家公務員への転職を目指す場合や、専門職試験、経験者採用試験合格有効期間も同時に延長すべきである。	2023年から実施する総合職試験と一般職大卒程度試験は合格有効期間延長されますが、専門職試験、経験者採用試験合格有効期間も同時に延長すべきである。	個人	人事院	各府省の専門職等を採用する、専門職大卒程度試験及び経験者採用試験の合格有効期間については、各府省の意向を確認しつつ対応することとしています。	なし	その他	引き続き、各府省の意向を確認しつつ対応いたします。			
45	令和6年10月18日	令和7年1月20日	重層的支援体制整備事業交付金と外国人受入環境整備交付金の一本的な交付	重層的支援体制整備事業交付金と外国人受入環境整備交付金について、一一本的な交付が可能にして、自治体が重層的支援体制整備事業で外国人住民にも対応できるような環境づくりを促す。それにより地域共生社会づくりをすめる。	今、私の住む自治体では、人口の1割くらいが外国人と言われている。今後地域共生社会づくりをすめるためには、外国人用の相談窓口だけが別になっているのは、分断であり、また窓口が分かれることでお金も掛かっていると思う。外国人住民の増加に対応するために、重層的支援体制整備事業の中で外国人相談窓口の機能も一体化し、継割りを超えた相談窓口をつくるとともに、会計検査において、「補助金等の目的外使用である」とか、「各制度の範囲を超える業務と範囲内である業務を区別して、それぞれで経費を計上すべき」といった指摘を受けるおそれがある。	個人	厚生労働省 法務省	【厚生労働省】 ・令和2年の社会福祉法改正では、既存の相談支援等の機能を活かしつつ、各市町村において包括的な支援体制を整備するため、相談支援、参加支援、地域づくりを一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」を創設しました。 ・このうち、相談支援については、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野における既存の相談支援機能を活かしつつ、既存機能(機関)で対応が困難である場合は、各機関が連携・協働して対応を行う仕組みを設けたところです。 ・また、重層的支援体制整備事業を実施する市町村にあっては、高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野における既存の相談支援関連事業に係る費用等を一括して支払えるよう、国からの交付金(重層的支援体制整備事業交付金)も一体的に交付することとしています。 【法務省】 外国人受入環境整備交付金(以下、「受入環境整備交付金」という。)は、都道府県及び市町村(特別区含む)が在留外国人に対し、在留手続、雇用、医療、福祉、出産・子育て、こどもの教育等の生活に係る適切な情報や相談場所に迅速に到達することができるよう、情報提供及び相談を多言語で行うワンストップ型の相談窓口(以下、「一元的相談窓口」という。)の設置・拡充又は運営のために必要な経費の全部又は一部を交付し、地域における外国人の受入環境整備を促進し、多文化共生社会の実現に資することを目的とした交付金です。	【厚生労働省】 社会福祉法第106条の4第2項 【法務省】 なし	対応不可	【厚生労働省】 (重層的支援体制整備事業と既存の支援機関等の関係について) ・重層的支援体制整備事業は、既存の支援機関等を統合していくワントップ窓口を設ける事業ではなく、既存の支援機関等の機能や専門性を活かし、既存の支援機関間の連携を強化し、市町村全体の支援体制をつくることを目的とする事業です。 ・外国人相談窓口を設置している市町村にあっては、重層的支援体制整備事業が行われているかどうかにかかわらず、同窓口と高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野で設けている支援機関等との緊密な連携が図られることが適切と考えています。 【法務省】 (交付金を一括して支払うことについて) ・高齢・障害・子ども・生活困窮の各分野においては、それぞれ別途の個別法に基づき、相談支援業務を実施していました。 ・重層的支援体制整備事業においては、これらの相談支援業務については全国的な体制整備が行われていること等も踏まえ、各個別法の規定を引用しつつ、法律に基づき事業の一括的実施、交付金の一括的支払を行うこととしたものですが、ご指摘の受入環境整備交付金は法律上の根拠がないことや、整備状況も異なっていることを踏まえる必要があります。 【法務省】 受入環境整備交付金は都道府県及び市町村(特別区含む)が交付対象であるところ、重層交付金では、都道府県は交付の対象とはなっておらず、交付対象に相違があります。 また、重層交付金は社会福祉法に基づく交付金ですが、受入環境整備交付金においては、社会福祉法に該当しない相談を含む一元的相談窓口の整備、運営費が交付対象となっているため、法令上、一体化することは困難です。			

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
46	令和6年10月18日	令和6年11月13日	検疫官の任用条件の再確認、職員任命を含めた柔軟な制度運用について	検疫法28条に記載のある検疫官の任用するための資格、基準を明らかにする。次に2020年の新型コロナウイルス感染症の様な事態が起こった場合に備え、柔軟な制度運営を行えるように任用条件を再確認する。	検疫法において、検疫官という単語が条文の中に散見される。同法28条には、厚生労働省は検疫官を置くという記述はあるが、任用される資格や条件について、厚生労働省のホームページ等を見ても不明確である。厚生労働省の採用に関するホームページでは、検疫官(看護師)とあるように看護師等の医療資格を所持する者が任命されているのか、任用の資格、条件が明らかではない。一方、検疫所(一般職)の採用ページにおいて、「行政職の職員は、医師や看護師とともに検疫官として~」と記載があるが、検疫官の任用、必要資格等について記述がない。医療関係の資格を持たない職員も検疫官に任命できるようにみえる。 2023年4月末頃まで実施されていた新型コロナウイルス感染症の水際対策では、支援派遣、補助業務、労働者派遣業務などに支出しており、ホームページ上で公開されている令和2年～令和3年の厚生労働省予算支出情報検索、成田空港検疫所、名古屋検疫所、福岡検疫所等の公共調達審査会に係る情報の公開、国会質問等の様々な情報から、厚生労働省以外の職員が業務していることが推測できる。 厚生労働省の職員のみを検疫官に任用させる必要性について、お伺いしたい。検疫法23条の四にあるように関係行政機関へ協力を要請し、過去に支援業務という名称で多数の民間委託を実施していたようであるが、合理性のない官職役職制度に固執する事が、統割り行政を生み出しきつた一因ではないか。 先日、WHOにより緊急事態宣言がされたエムボックスが、どのような経過を辿るか不明である。しかし、日頃から様々な制度の見直し、体制作りが不可欠ではないか。	個人	厚生労働省	・検疫法第28条に基づく検疫官の補職は、検疫官に関する補職要件に基づいて実施しており、医師や看護師等の医療職に加えて、行政職等の職員への補職も行っているところです。 ・検疫官は私権制限を伴う業務にも従事することから、検疫官の補職は検疫法上の検疫業務に従事する者に限定しています。 ・医師等の有資格者に対して、臨時に厚生労働省の非常勤職員を任命した上で検疫官を補職することは可能です。	検疫法第28条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
47	令和6年10月18日	令和6年11月13日	国家公務員の勤務実態の把握の強化及び勤務間のインターバルについてWeb調査の見直しについて	勤務間のインターバルについてWeb調査について、人事院が調査を行っているが、職員のPCへのログイン、ログアウト時間は、人材システムで把握している旨であるため、回答が困難なWeb調査ではなく、人材システムではまだ実態を把握してはどうか。 なお、11時間のインターバルが取れない理由は、概ね超過勤務の理由に記載の上おりであるが、超過勤務若しくはインターバルが取れない理由は、人材システム上で、詳細にカテゴリ分け(国会質問(待機時間(政党別)、答弁作成時間)、質問主意書、予算等)して収集してはどうか。	Web調査は予算がかかるほか、回答にも労力がかかるため、既存システム(人材システム)上で、超過勤務やインターバルを取っていない場合の理由を選択できるようにした方が継続的に国家公務員の勤務実態を把握できるため。 なお、システムの仕様上、PCの接続時間から11時間のインターバルを取っていない場合に職員に入力してもらう仕様は複雑ではなく、容易に実行可能と思料するので検討されたい。	個人	人事院	勤務間のインターバル等Web調査は、常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象とし、本年5月及び9月の計2回行ったものです。	なし	対応不可	制度の現状欄に記載のとおり、本調査は常勤・フルタイムの一般職国家公務員を対象としておりますが、システムの種類を含め各職場における勤務時間管理の方法は様々です。対象職員全員がシステムで勤怠管理をされている訳ではなく、職場によっては、職員に個人PCを貸ししている場合等もあります。システムを導入している職場であっても、終業時刻と始業時刻の間の時間数(インターバルの時間数)を算定する機能はなくシステム改修を要するため、システム上の集計は困難との意見が多く頂いたところです。 これらの点を踏まえますと、今回のようなWeb調査の形式とする必要があったと考えます。	
48	令和6年10月18日	令和6年11月13日	獵銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)の公示	獵銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)令和6年6月18日 警察庁丁保発第81号の実施要領がホームページ上で公開されていないので公開すべき	国民生活に影響を及ぼす通達は、基本的に全文公表すべきものである。	個人	警察庁	「警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達)」(令和4年4月1日付け警察庁丙総発第16号)別添3(2)において、警察庁訓令及び警察庁の施策を示す通達のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「情報公開法」という。)第5条各号に掲げる不開示情報を含むものについては、その名称及び概要を公表することが規定されています。 また、同条第4号には、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」が掲げられております。	警察庁訓令・通達公表基準の改正について(通達) (令和4年4月1日付け警察庁丙総発第16号)別添3(2) 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)第5条第4号	対応不可	警察庁訓令・通達については、情報公開法等を踏まえ公表の基準を定めており、全文を公表するもの、その名称及び概要を公表するもの又は名称、概要とも公表しないものがございます。 御提案にある、「獵銃等の所持許可のための調査及び審査の実施要領について(通達)」(令和6年6月18日付け警察庁丁保発第81号)には、情報公開法第5条第4号に該当する不開示情報が含まれておりますので、名称及び概要を公表しております。	
49	令和6年10月18日	令和6年12月16日	240831ST04[1/3]【住戸変更登記で委任状に原因や新住所が記載がなくとも補正対象としない】	民法103条は、権限を定めない代理人について、その代理権の範囲を定めていた。解説書によると、委任状で代理の目的となる物が確定すればよく、緊急時しか使えない等の制限はないらしい。そうすると、本条に基づき不動産の保存行為として登記申請する場合には、代理権限証書の記載として、物の特定のみでいいことになる。たとえば、所有権登記主義の住戸変更登記は当該登記主義者が所有者であることを公示するためのもので、前住所のままでは「なります」等の被書き受ける可能性があるから、住戸変更登記の申請は「保存行為」である。住戸変更登記が義務化されれば、罰則を避けるという意味で、なおさらだらう。そこで、→	一所有者が代理人と対象不動産とを明示した委任状を作成して代理人に交付し、代理人がその委任状を提示して、住所変更登記を申請すれば、登記手続が可能になる。ところが不動産登記の解説書は、提出する代理権限証書には具体的な登記申請の内容が必要であるとする。縦割り110番でも、「委任情報には、代理権の範囲が分かるように委任内容を記載する必要があります」というR5行政改革130回答。しかし、不登記法に民法103条を適用除外とする規定はなく、不登記7条1項2号は代理権限を証する情報とのみ規定しているから、民法103条に基づく代理申請であれば、権限の定めは不要ではないか。そして、権限を定めなければ全然委任事項の記載がなくても登記できるのに、「住所変更登記申請を委任する」という権限の定めがあれば、具体的な原因付や新住所の記載まで要求されるのは矛盾している。民法103条の趣旨は、権限を定めない代理人の権限を解釈として補充することである。したがって、住所変更登記申請を委任したことから、具体的な原因付や新住所の記載まで要求されるのは矛盾している。民法103条を適用又は類推適用するべきである。本条の要件は委任事項の不明確性であるため、代理人は保存行為の範囲で、すなわち住民票に記載された通りの内容で登記申請をすることができると考える。住民票の何が登記申請の委任事項とされているか一見して判断できず【同回答】という理由は成り立たない。商業登記で民法103条が使えるのか明らかでないが、少なくとも不動産登記の委任状では「住民票の通り」という文言も不要でしょ。	商業登記センター	法務省	登記の申請を、代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する情報を、その申請情報と併せて登記所に提供しなければならないとされています。	不動産登記令第7条	対応不可	代理人によって権利に関する登記の申請をする場合に提供すべき代理人の権限を証する情報は、申請人の意図しない内容が登記されないようにするために、委任者(申請者)、受任者(申請代理人)、対象となる不動産のほか、登記事項が記載されている必要があることから御提案については慎重な検討が必要です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
50	令和6年10月18日	令和6年12月16日	240831ST95[2/3]【登記手続において権限の定めがない委任状でも代理権限証書として認める】	新版注釈民法(4)p85は、民法103条1号の保存行為の例として、未登記不動産につき登記することをその代表例として挙げる。したがって、未登記不動産の所有者が不動産を特定して委任すれば、委任事項の定めがなくとも表題登記を申請できるし、火災や老朽化で一部取壊しをした場合の表題部変更登記申請も可能である。また、所有者が金銭を借り受け当該建物に抵当権設定登記に応じる義務が生じるから、その設定登記をするとともに保存行為と言える。抵当権設定登記に係る問題は言葉遊びではなく、行政手続として非常に重要な問題を含んでいる。一般的な行政手続を知らない専門家が作成した委任状に記載された権限が所有権保存登記が必要となるため、権限を定めない代理人は所有権保存登記申請ができる。被担保債権が完済され抵当権を一括りに譲り受けた場合に高度な審査注意義務を課したほうが消費者フレンドリーで、合理的な社会の建設に役立つだろう。	一挙消する行為も、103条の対象になるはずである。さらに、建物が滅失すれば所有者には申請義務があるから、その履行という意味で保存行為に当たるだろう。要するに、たいていの登記申請は「権限の定めがない委任状」できちやんじないですか? 委任状の作成年月日が古すぎても、民法103条のように権限を定めなければ、事実上の包括委任となるため、委任状作成からの時間経過は問題にならない。あとは代理権消滅後の表題代理の問題として、本人が責任を負えばよい。そして、事実上の包括委任である、権限の定めがない委任では、代理人には当該不動産につきすべての保存行為をなす能力があるとは限らないから、本人の許諾がなくても、「やむを得ない事由」として、復代理人を選択できる。権限の定めがなければ、納税行為も含めて委任されたものとして、還付金受領も可能ですか? 登記識別情報の受領は微妙で、法務省が言はば大事なものなら保存行為だらうし、美はなくとも問題ありませんといふ事実を強調すれば保存行為に当たらない。なお、本件提案は言葉遊びではなく、行政手続として非常に重要な問題を含んでいる。一般的な行政手続を知らない専門家が作成した委任状に記載された権限が高度に複雑化した結果であり、当事者間の説明により解決できる問題ではない。なれば、最初から権限を定めない委任として、専門家に丸投げできるようすべきである。立法政策として、丸投げされた資格者に高度な審査注意義務を課したほうが消費者フレンドリーで、合理的な社会の建設に役立つだろう。	商業登記ゲンロン	法務省	登記の申請を、代理人によってするときは、当該代理人の権限を証する情報を、その申請情報を併せて登記所に提供しなければならないとされています。	不動産登記令第7条	対応不可	代理人によって権利に関する登記の申請をする場合に提供すべき代理人の権限を証する情報は、申請人の意図しない内容が登記されないようにするために、委任者(申請者)、受任者(申請代理人)、対象となる不動産のほか、登記事項が記載されている必要があることから御提案については慎重な検討が必要です。	
51	令和6年11月15日	令和6年12月16日	道路運送車両の保安基準目録の法令標準XMLスキーマでの提供	国土交通省はホームページにおいて、道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示をPDF形式で公開している。これは法令標準XMLスキーマに改めることで、検索性を向上し、AI活用への障害を排除する。	PDF形式で公開しているが、検索性が非常に悪い。	個人	国土交通省デジタル庁	「道路運送車両の保安基準(昭和26年運輸省令第67号)」についてはe-Gov法令検索上で閲覧、検索が可能ですが、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)」についてはe-Gov法令検索に掲載していないため、国土交通省のホームページにて掲載しております。	なし	検討を予定	政府においては、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」(令和6年6月21日閣議決定)にて、「告示について、官報電子化の取組も踏まえ、デジタル庁、法務省等関係府省庁が連携し、整備を行う対象範囲、公開するデータ形式等について整理し、体制等を整備した上で、2026年度中目途で告示のベース・レジストリの提供開始を目指す。」こととしております。「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成14年国土交通省告示第619号)」をはじめ、提供する告示の範囲やデータ形式については、予算割り当てや費用対効果等を踏まえて検討し、データ利活用を考慮した形での整備を調整してまいります。国土交通省においても、こうした政府全体の取り組みを踏まえ、対応を検討してまいります。	
52	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240615ST63[3/3]【政府が、全国の自治体が参加できる電子図書館システムを提供する】	デジタル庁は「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化」を進めているらしい。この標準化の対象となる業務は20に限定され、図書館業務は含まれていない。しかし、図書館は設置していない市町村では住民の利用が大きく制限される上、デジタル・ガバメント好みな電子図書館に至っては設置の有無や蔵書数のはつきりが大きく、地域間格差を是正すべきである。図書館法は図書館設置を条例で定めているのは、建物の用意から蔵書の購入・貸出までの全工程を、各自治体が独自に行わなければならないという想定だろ。しかし、電子図書館であればサーバー上の仮想施設であるため、電子図書館プラットフォームへの参加決定だ→	一ヶ所で設置が可能になる。そのコストも運営費全てを負担する必要がなく、各自治体がそれぞれの住民の利用量に応じて費用を負担すれば、現在のような独自運営よりも大幅にコストが下がるはず。現実図書館で行われている近隣自治体での相互貸借や相互利用者登録なども電子図書館では自動処理が可能であり、都道府県立図書館と市町村立図書館との一元化も可能になる。たとえば市町村立図書館で住民が利用者登録すれば、当然に都道府県立図書館での利用者登録も可能である。しかし、図書館は設置していない市町村では住民の利用が大きく制限される上、デジタル・ガバメント好みな電子図書館に至っては設置の有無や蔵書数のはつきりが大きく、地域間格差を是正すべきである。図書館法は図書館設置を条例で定めているのは、建物の用意から蔵書の購入・貸出までの全工程を、各自治体が独自に行わなければならないという想定だろ。しかし、電子図書館であればサーバー上の仮想施設であるため、電子図書館プラットフォームへの参加決定だ→	商業登記ゲンロン	文部科学省	電子書籍サービスの全国導入率は文部科学省の委託調査によると約30%である一方、県域や複数市町村の連携による共同のシステムの導入例も一部で見られている状況です。現在は、電子書籍サービス自体が民間事業者による創意工夫によって日々進化している途上であり、単独の市町村のみならず、県域等を単位として実際にした仕組みの検討や導入が進められているところです。	なし	対応不可	基幹業務システムを利用する地方公共団体が、ガバメントクラウド上に構築された標準基準システムへ移行できるよう、環境を整備するとされており、業務全体の運用費用の適正化のため、継続的・横断的な分析等も行うこととしている他、ガバメントクラウドへの移行に当たっての課題の把握が行われているところです。文部科学省としては、共通のプラットフォームを図書館で導入・運用することによる課題について検討するためには地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化に関する取組状況等も注視していく必要があると考えております。したがって、現時点で基幹業務システムのような標準的なプラットフォームを検討する段階ではなく、引き続き全国の電子書籍サービスの導入状況や事例に係る調査の実施と成果の普及等を進めてまいりたいと考えております。	
53	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240713ST75[3/3]市町村への建物滅失届手続を政府が一元的にオンライン化する	固定資産税が課されている建物を取り壊した場合、当該建物が表題登記をされてしまう。法務局に建物滅失登記申請することにより、市町村への建物滅失届を省略できる。しかし、法務局への申請を省略しても過料が課されるわけではなく、申請人にはわざわざ法務局へ申請するメリットがない。そのため市町村は、登記があつても登記申請しない場合は滅失届をするよ叫びかけている。また、未登記建物については市町村で手続をするしかない。他方、政府はデジタル・ガバメント実行計画の「地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続」として建築確認を挙げ、「自治体DX推進計画」では「自治体の情報システムの標準化・共通化」→	一挙げているから、建築確認システムはいづれ共通化されるだろう。しかし、共通基盤としての建築確認システム上に保存されたデータはその後の手続きにも活用した方が行政手続全体の最適化が可能になる。建物に関する行政手続は多岐に及び、各手続でバラバラなシステムを運用してはこれまでの無駄を繰り返すからである。したがって、建築確認システムの建物データを、建築後の各行政手続においても継続的に活用していくべきである。そのため市町村への建物滅失届のオンライン化で、所有者は課税台帳番号なり国土交通省の不動産番号なり建物を特定し、市町村はシステム上の建物データを基準に滅失の事実を確認すればいい。R3規制改革665提案では建築確認から登記手続まで一括りしたシステムを提案したこと、表示登記の申請義務という論点を示されたため、今回は市町村での手続に限定して提案する。R4行政改革220回答では「建物滅失届出は各自治体がそれぞれの税務条例等に基づき提出を求めるものです。」とある。所有者は入力の手間を省き、市町村は建物同一性の審査を省ける。個別にオンライン化する以上の効果を期待できる。その上で、こうした市町村での手続が政府の管理するシステム上で行われれば政府も建物滅失の事実を否定できません。現在は取扱いの実績確認について市町村と法務局とで行われている二重行政のムダを削減できるかもしれない。もっとも、それは付随的効果であつて、この提案の主眼はシステム基盤の共通化と市町村手続のオンライン化である。	商業登記ゲンロン	総務省 法務省 デジタル庁	建物滅失届出は各自治体がそれぞれの税条例等に基づき提出を求めるものです。	なし	検討を予定	現在、地方税法令上に基づく申告・申請手続のうち、デジタル化未対応であるものについて、令和7年(2025年)末を目指してeLTAX等によるデジタル化を進めているところです。一方、建物滅失届出は、地方税法令上の規定がなく、各自治体がそれぞれの税条例等に基づき提出を求めるものですが、このような条例等に基づく申告・申請手続のデジタル化については、令和7年以降に検討(様式統一の要否も含め)する予定です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考	
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要		
54	令和6年11月15日	令和6年12月16日	e-Govでバブコメ募集を開始したらX(旧Twitter)でポストする。	e-Govでバブコメ募集を開始したらX(旧Twitter)でポスト(旧ツイート)する。	バブコメが開始して随分と年月が経ったが、社会的に重要な問題(例えば、「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ))についてバブコメ募集をして全く役所は広報や宣伝をしない。ただ役所のホームページで「バブコメが開始しました」と泥棒のようにこっそりと書いて波風立たずバブコメが終了すること願うばかりか意見が来ないよう誘導しているとか思えない。	そこで、全ての国の役所は、e-Govでバブコメ募集を開始したらX(旧Twitter)でポスト(旧ツイート)することを義務付ければよい。そうすることで社会的に重要な問題から日常の問題まであらゆる行政課題が身近となり、国民が意見を言いやすい環境が整って、行政手続法がうたう「行政運営における公正の確保と透明性」を実現することができる。	個人	総務省	命令等制定機関は、意見公募手続を実施して、行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号に規定する命令等を定めるに当たっては、必要に応じ、当該意見公募手続の実施について周知するよう努めるとともに、当該意見公募手続の実施に関連する情報の提供に努めるものとされています。	行政手続法(平成5年法律第88号)第2条第8号、第41条	現行制度下で対応可能	例示いただいた「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について(審議のまとめ)」は、行政手続法第2条第8号に規定する「命令等」に該当せず、任意の意見募集が行われたものであるため、同法の規定の対象となりません。	なお、行政手続法の規定の対象となる「命令等」を定めるに当たっては、命令等制定機関が意見公募手続の実施についての周知や関連情報の提供に努めることを同法第41条が定めており、X(旧Twitter)を用いることも含め、どのような周知の方法が適当かについては、それぞれの「命令等」の性質・内容等に応じ、それぞれの命令等制定機関が判断することとされていますが、いただいたご意見を踏まえ、今後、SNS活用も含めた意見公募手続の周知・広報の検討を命令等制定機関へ促してまいります。
55	令和6年11月15日	令和6年12月16日	医療機関から患者あてに発送する郵便物は書留等追跡可能な手段を用いるよう義務付け	患者に遅延なく確実に郵便物が届くように仕組みを整える。また本来患者を経由せずに送付すべき紹介状(医療情報提供書)や行政へ提出するための診断書は医療機関かオンラインで直接最終提出先へ送付しもしくは電子カルテの共有ができるようとする。	医療機関から患者に送付される郵便物は紹介状や診断書および健康診断(人間ドック)の問診票および結果票といった個人情報でも特に機微な病歴にかかわる事項が含まれている。医療機関は患者が遠方の場合や、難病の臨床検査個人票(診断書)のように特定の時期に作成依頼が集中する書類について郵送で作成した書類を交付している(ただし切手代は患者負担)。しかし普通郵便で送付しているため、遅配や誤配等の郵便事故が発生するなどでの個人情報が漏洩する可能性は一切考慮していない。	個人	厚生労働省	紹介状については、医療法上、必要に応じ、医療を受ける者を他の医療提供施設に紹介し、その診療に必要な限度において医療を受ける者の診療または調剤に関する情報を他の医療提供施設の医師等に提供することが努力義務とされています。	個人情報の保護に関する法律第61条、第66条、医療法第1条の4第3項、医師法第19条第2項、健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針	現行制度下で対応可能	患者の個人情報は、個人情報保護法及び医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等に基づき、医療関係従事者に対して安全管理措置を講ずること等の適切な管理を求めているところです。	他方、電子カルテ情報共有サービスにより、令和6年度以降、診療情報提供書を電子的に提供することができるようシステム構築を進めているところです。	
56	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240901ST97[1/1]行政評価局で受け付ける相談が国の行政に限定されるのが明確にする	総務省HPの行政相談についての説明[総務省トップ>政策>国民生活と安心・安全>行政相談>行政相談とは]には、画像に表示された文字情報として、「役所や手続、サービスに関するお困りごとの解決に向けて対応しています」とある。「ところが、この画像情報のalt属性を開発者ツールで調べると、「行政相談とは、国の仕事や手続、サービスに関するお困りごとの解決に向けて対応しています。」となっていましたが、文字情報の「役所」が「国」に置き換わっている。/alt属性は、画像が表示されなかった場合に代替的に表示されるテキストで、これが本文であるとも言える。/では、行政評価局の相談は「国」の業務に限定され一	ーなのか、それとも「自治体」の業務を含むのか? /この問題は、2つの方向から検討されるべきである。/専、役所のHPを調べるのに、通常はわざわざ開発者ツールで属性情報を調べようとは思わない。しかし、行政評価局のページは一般的な国HPと異なり、テキストを画像ファイルとして表示しているために、コピー&ペーストのように、そのままでは利用できない。/そのため、今日は例外的に開発者ツールを利用したところ、上記の矛盾が見つかった次第である。/なぜ行政評価局はテキストを画像ファイルとして公開するのか? /この回の矛盾は画像を差し替えた際に、従来のalt情報をそのまま転用したのが原因だと思われる。	商業登録センター	総務省	行政相談は、どこに相談したらよいか分からないものを含め、行政全般に関する国民からの困りごとを様々な窓口で受け付け、個々の相談事案の解決や行政の制度・運営の改善を図る仕組みです。	総務省設置法第4条第14号	対応	制度の現状欄に記載のとおり、行政相談では、行政全般に関する困りごとを受け付けております。ご指摘のホームページの説明については、修正を行いました。なお、総務省ホームページは、アクセシビリティ閲覧支援ツールを導入しており、当該ツールを使用することで、行政評価局ホームページも文字の拡大や音声の読み上げを行うことができます。		
57	令和6年11月15日	令和6年12月16日	デジタル庁一括計上予算の見える化	デジタル庁が一括計上して予算要求している各府省のシステム予算の予算額・支出額をデジタル庁が全て見える化する。	各府省がバラバラにシステムの予算を要求して、開発して、運用して、失敗して、税金を無駄遣いすることを止めると、デジタル庁が各府省のシステム予算を一括要求する仕組みがスタートしたときには、よくやったと思います。しかし、フタを開けると、いくら各府省のホームページを見て調べても各府省がどのシステムにどれだけ予算を注ぎ込んで開発しているか全く分かりませんでした。これでは、システムの費用対効果が国民は分からず。デジタル庁が一括計上しないほうがよい気がしてなりません。デジタル庁は、各府省の予算を一括して計上している以上は、その支出額についても一括して国民に公表するのが筋だと思います。また、システム予算の費用対効果を国民がチェックするには、国の行政の全事業が対象となる行政事業レビューが有益だと思いますが、行政事業レビューは「予算の計上府省庁」が作ると決まっていることが今回調べて分かりましたので、デジタル庁が責任をもって一括計上した全てのシステムの予算の使い方にについて行政事業レビューを作成して公開してください。	個人	デジタル庁 内閣官房	行政改革推進会議において、定められている行政事業レビュー実施要領等によると、行政事業レビュー(以下「レビュー」という。)は、各府省庁自らが、法律的に、原則全ての事業について、エビデンス(根拠)に基づく政策立案の手法等を用いて、事業の進捗や効果について成果目標に照らした点検を行い、事業の改善、見直しにつなげるとともに、予算が最終的にどこに渡り支出了か、何に使われたか(使途)といった実態を把握し、外部の視点も活用しながら、過程を公開しつつ事業の内容や効果の点検を行い、その結果を予算の概算要求や執行等に反映させ、また行政事業レビューシート(以下「レビューシート」という。)を予算編成過程で積極的に活用することで、事業の効果的、効率的な実施を通じ、無駄のない、質の高い行政を実現するものです。さらに、国の行政の透明性を高め、「見える化」を進め、国民への説明責任を果たすために実施されるものです。	なし	対応	制度の現状欄に記載のとおり、全ての情報システムの決算額を公表するとともに、デジタル庁において一括計上している情報システムについては、デジタル庁が行政事業レビュー作成、公表しているところ、情報システム経費の「見える化」により費用対効果の最大化を推進するため、引き続き対応してまいります。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
58	令和6年11月15日	令和6年12月16日	マイナンバーカードの有効期限	マイナンバーカードの有効期限廃止。	マイナンバーカードの有効期限の必要性に疑問。これがあることで、更新の手続きが手間。わざわざ役所に行かないと行けないのか。マイナンバーが普及しない一因ではないのか。 有効期限を廃止することで更新の手間を省ける。また、役所の負担も軽減できる。	個人	デジタル庁 総務省	マイナンバーカードの有効期限は10年(未成年者は5年)となっています。	なし	対応不可	個人番号カード自体の有効期限については、「次期個人番号カードタスクフォース」での最終とりまとめにおいて、個人番号カードがオンラインでも確実な本人確認ができる最高位の本人確認書類であるため、それ自体の更新については電子証明書の更新と異なり、顔写真の情報が必ず変更されるため、その確認を十分に行う必要があることに鑑み、現在と同様、対面による厳格な本人確認を継続することが記載されました。 一方、更新に伴う来所等の対応につきましては、郵便局での更新体制の整備を推進など、市町村の窓口負担の軽減方策について更に検討を進めることとしております。	
59	令和6年11月15日	令和6年12月16日	防衛省における中央調達契約の予定価格の公表について	防衛装備庁が公表している中央調達の契約情報 (https://www.mod.go.jp/atla/souhon/supply/jisssiki/rakusatu/index.html)において、予定価格が原則的に公表されないことは内部通知に反すると言わざるを得ず、予算執行の透明性を大きく損なうものであるから、画一的に非公表せず原則的に公表すべきである。	防衛装備庁が公表している中央調達の契約情報では、FMS契約を除き予定価格がなく公表されていない。これは、装備府長官名の通知「公共調達の適正化を図るための措置について(通知)」の3(1)に規定する金額以上の契約のうち、物品等又は役務契約で市場価格方式によらないものは3(3)ア(イ)により公表する必要はないが、市場価格方式によるものは、3(3)ア(イ)ただし書きに該当するとの理由から公表していないと思われるが、あまりにもこの例外規定を拡大解釈しすぎて、原則と例外が逆転し原則非公表となってしまっており、当該通知に違反しているのではないか。防衛省内の他の契約機関による地方調達のHP上の公表情報と比較してみると、例えば装備府の地方調達では原則的に公表されており、非公表の契約についてはその理由が記載されている。自衛隊・各機関はいくつか確認したところ同様である。例えば、陸自補給統制本部や各地方防衛局。同じ防衛省内であるのにこのような公表に対する姿勢が異なっているのは大問題であり、とりわけ中央調達は地方調達よりも相対的に契約金額の規模が大きく価格の透明性が一層求められることも十分念頭に置き、原則公表という大原則の下、市場価格方式の契約については例外規定の該当性を1件1件慎重に吟味し、その上で公表できないのであれば、地方調達と同様、その理由も付すべきである。 このような状態では、防衛予算が大幅に増額されている中、例えば予定価格と実際の落札価格を比較し、談合等のおそれの有無や、予算が適正に執行されているかどうかの検証が国民にとってできず、不透明な予算執行になっていると言わざるを得ない。	個人	防衛省	契約に係る情報の公表について、公共調達の適正化に関する財務大臣通知(財計第2017号、18.8.25)に則り防衛装備府長官通知(装管調第107号、27.10.1)で規定しており、予定価格の公表については、物品等又は役務に区分される契約で市場価格方式により予定価格を算定している場合には公表することとしていますが、「①3ヶ月以内に繰り返し同一の物品等又は役務の調達予定がある場合」又は「②需給状況を考慮し価格の変動要素がない場合その他契約担当官等が他の契約の予定価格を類推させるおそれがあると認められる又は国の事務又は事業に支障を生じるおそれがあると判断した場合」は、公表しないことができる(防衛装備府長官通知3(3)ア(イ)ただし書き)と規定されており、その場合、当該理由を明記することは行っておりません。	・公共調達の適正化について(財計第2017号、18.8.25) ・公共調達の適正化を図るための措置について(通知)(装管調第107号、27.10.1)	対応不可	防衛装備府長官通知において、3(3)ア(イ)ただし書きに該当するかの判断は、中央調達においても契約担当官等が実施することとなっており、予定価格を非公表とする場合は、その理由を掲載することにより、今後類似の調達が予定されていることが公告前に周知され、調達上公平性が担保されないこととなるため、制度の現状欄に記載のとおり当該理由の公表は行っておりません。 いざれにせよ、今回のご提案も踏まえ、中央調達における契約担当官に対し、当該通知の趣旨を再周知した上で、引き続き適切な公表判断を行いう努めてまいります。	
61	令和6年11月15日	令和7年2月18日	240907ST98[1/3]不正登記防止申出の3か月ルールを廃止し、登記名義人が撤回するまで続ける	不正登記防止申出は、「実印が盗難された可能性がある場合等に、申請人と代理人とを区別する実益はない。」したがって、代理人としての不正登記についても申出が可能であると考える。しかしそうすると、今度は準則35条8項の3か月ルールで矛盾が生じる。「申請人としての不正登記防止の申出は3か月で効力がなくなり、その延長を希望する登記名義人は3か月経過後に再度申出をしなければならない。」これは、代理人としての不正登記を防止する場合も同じだろ。」「ところで、不登記17条が代理権不消滅を規定するように、不登法体系は全般的に民法の代理制度を基礎としており、無権代理と表見代理についての規定も登記手続に適用される。」「代理人に委任状を交付した後に代理権が消滅する、当該委任状により代理行為が行われば、代理権消滅の通知を受けた相手方たる登記官はその時点で悪意になり、民法112条の「代理権消滅後の無権代理」として、本人たる登記名義人に対して善意無過失を主張できない。」すなわち、申出3か月が経過したことにより本人確認義務を主張できないのみならず、登記申請に使用された委任状が無権限であることにつき悪意となるため、当該不正登記申請は不登法25条4号の「申請の権限を有しない者の申請」として、却下する義務が生じるのではないか?「とりあえず却下義務は指すとしても、代理権消滅についてのみ3か月ルールが適用されず、実印等の盗難については3か月ルールが適用される均衡は解消すべきだろう。」したがって、不正登記防止の申出制度自体から3か月ルールを廃止し、本人が申請する場合に別途、撤回の意思表示をさせる手続に改めるべきである。	商業登記センター	法務省	不正登記防止申出は、実印や印鑑証明書が盗難された可能性がある場合等に、申請人となるべきものから、申請人になりすました者が申請するおそれがある旨を法務局に申し出る制度であり、その申出を基に、申請人となるべき者以外の者が申請していると疑うに足りる相当な理由があると認めるときは却下すべき場合を除き、申請人又はその代表者若しくは代理人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、申請人の権限の有無を調査しなければならないこととされています。	不動産登記法第24条、第25条、不動産登記事務取扱手続準則第33条第1項第2号、第35条第1項、第3項	対応不可	登記申請の際に添付することとなる印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも踏まえて、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、その必要に応じて申出を繰り返すことができるとしており、こうした取扱いには相応の合理性があるものと考えられます。 そのため、御提案に対応することはできません。		
62	令和6年11月15日	令和7年1月20日	240907ST99[2/3]不正登記防止申出制度の3か月ルールを撤廃。登記済証の失効制度を創設する	不動産登記事務取扱手続準則35条が定める不正登記防止申出は、権利証を紛失した登記名義人が当該権利証を用いて不正な登記申請がされないよう、事前に申し出る制度である。その申出人は「登記名義人」とされているから、抵当権の登記名義人が権利証を紛失しても申出できる。そしてこの制度は、3か月しか効力がない。「所有権の権利証を添付する登記申請には印鑑証明書の添付が必要で、登記申請は添付すべき印鑑証明書は実印も印鑑証明書も不要であるため、権利証さえ入手すれば、あとは登録免許料を納付するだけで抹消登記申請が通してしまう。つまり、印鑑証明書が不要な抵当権抹消登記については、3か月ルールには全然意味がない。」また、登記識別情報であれば失効の申出が可能であっても、登記済証にはこの制度がない。「法務省はR3行政改革159回答で、登記済証の登記識別情報への交換手続を否定している。」したがって、登記済証が発行された抵当権者が不正登記防止申出をしようとすれば、当該抵当権が消滅するまで、3か月おきに申出を繰り返さなければならず、これは抵当権者と登記所にとって無駄である。「理由音～参より、不正登記防止申出制度の3か月ルールには意味がない。」撤廃しても、通知と本人確認義務が残るだけ。	商業登記センター	法務省	登記官は、不正登記防止申出に係る登記の申請があったときは、申請人等に対し、出頭を求める質問をし、又は文書の提示その他必要な情報の提供を求める方法により、当該申請人の申請の権限の有無を調査しなければならないとされています。	不動産登記法第24条、不動産登記令第16条第3項	対応不可	不正登記防止申出がされた場合には、登記官は本人確認の調査や申出をした者に対する通知をする特別の取扱いをするものとされています。 もっとも、こうした特別の取扱いを永続させる必要性は乏しいことから、印鑑証明書等の有効期間が3か月とされていることも参考に、不正登記防止申出制度の期間を申出の日から3か月以内とした上で、必要に応じて申出を繰り返すことができるとされており、相応の合理性があるものと考えられます。 そのため、御提案に対応することはできません。		

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
63	令和6年11月15日	令和6年12月16日	スタートアップ支援等の観点から、省庁事業の支払における概算払の許容	【委託事業・補助事業の支払いについて】必要に応じて柔軟に概算払ができるよう、委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルを変更して頂きたい 【省庁等によって概算払を認めるかどうかの取扱いの差をなくして頂きたい】	スタートアップ等の場合、先進的な技術やサービスを持ち、委託事業・補助事業を遂行する能力があるにも関わらず、資力の乏しさから、入札に参加することができる場合が存在する。 【委託事業事務処理マニュアル・補助事業事務処理マニュアルには「原則として、事業終了後の精算払になりますが、事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払いも可能」とあるが、実際には前例踏襲により精算払を求められる事例が発生している。	都銀懇話会	経済産業省 文部科学省 防衛省 内閣府 環境省	<p>【経済産業省】現在、経済産業省では、事務処理マニュアル等の掲載HPや委託事業事務処理マニュアル及び補助事業事務処理マニュアルにおいて、「ご提案理由に記載いただいた文言の通り、概算払を希望される場合については担当者に相談いただき、財務大臣協議を通して認めています。また、各調達・補助金交付の公募を行ひながら契約書の条文においても、概算払の記載を明文化しており、委託事業における入札説明会等の場においても、担当者から概算払に関する説明を行っているところです。</p> <p>なお、概算払については現行法令において規定されているところ、会計法第二十二条において「支払をしなければ事務に支障を及ぼすような経費」について支払いができることされており、うち委託費及び補助金等の概算払については、予算決算及び会計令第五十八条において各省各庁の長より財務大臣に対して協議を要するものとなっております。</p> <p>【文部科学省】文部科学省の科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局においては、該当の委託契約事務処理要領に則り、委託契約に係る事務を行っています。</p> <p>【防衛省】安全保障技術研究推進制度の委託契約では、研究機関から要望があり防衛省において必要性が認められたとき、財務大臣協議を経て概算払を実施しています。</p> <p>【内閣府】成果運動型民間委託契約方式推進交付金は、成果運動型事業を委託する地方公共団体に対して交付しています。 同交付金の交付要綱において、交付金の支払いは、交付すべき交付金の金額が確定した後に支払われるとしています。が必要があると認められ、かつ会計法第22条及び予算決算及び会計令第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、交付金の全部又は一部について概算払できるものとしています。 なお、地方公共団体が事業者に委託費を支払う際の取扱いについては、各地方公共団体の判断に委ねられております。</p> <p>【環境省】ご提案のあった「環境省委託契約事務取扱要領」においては、委託業務の進捗状況を参照し必要と認める場合は、概算払ができる規定となっております。 ・委託事業の概算払を認めるかどうかは、各省庁間の処理の統一を図るために、予算決算及び会計令第58条に基づき、財務大臣に協議することとなっております。</p>	<p>【経済産業省】会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第二十二条 予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）第五十八条</p> <p>【文部科学省】会計法（昭和6年度時点版「科学技術・学術政策局、研究振興局及び研究開発局 委託契約事務処理要領」） 現行制度下で対応可能</p> <p>【防衛省】予算決算及び会計令第58条 現行制度下で対応可能</p> <p>【内閣府】会計法第22条 予算決算及び会計令第58条第4号 その他</p> <p>【環境省】環境省委託契約事務取扱要領 予算決算及び会計令</p>	<p>【経済産業省】制度の現状欄に記載のとおり、経済産業省では、法令の取扱いを踏まえながら、概算払を推奨する取組みを行っています。 また、予算決算及び会計令第五十八条にて財務大臣に対して協議を要することとなっているため、省庁毎に概算払を認めるかどうかの取扱いが異なることは基本的にはないと考えています。</p> <p>【文部科学省】該当の委託契約事務処理要領には既に以下の記載があり、概算払いの必要があれば、予算決算及び会計令第五十八条に基づく財務大臣に対する協議を経た後、概算払いに対応できるようしています。</p> <p>17 委託費の概算払いを希望するときは、甲に様式第15の「年間支払計画書」及び必要な関係資料を提出する。 2 甲に概算払いの必要性が認められ、概算払いを受けたいときは様式第18の「委託費支払計画書」を作成し、甲に提出する。 3 甲が前項の規定により提出された委託費支払計画書の内容を妥当と認めたときの請求は、様式第17の「概算払請求書」による。</p> <p>【防衛省】制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【内閣府】制度の現状欄に記載のとおりです。</p> <p>【環境省】制度の現状欄に記載のとおりです。</p>		
64	令和6年11月15日	令和6年12月16日	全国交通安全運動の廃止	春と秋、年2回実施している全国交通安全運動を廃止し、その予算を道路整備等のハード整備に充てる	個人	内閣府	「全国交通安全運動」は、広く国民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施しております。	中央交通安全対策会議（会長：内閣総理大臣）が、平成12年12月26日に決定した「全国交通安全運動の推進に関する基本方針について」に基づく	対応不可		第11次交通安全基本計画は、交通事故のない社会の実現を目指し、令和7年の交通事故死者数を2,000人以下という目標を掲げておりますが、令和5年の交通事故死者数は2,678人であり、目標を達成するためには官民総力を挙げて交通安全に取り組む必要があります。これには、指導取締り等による交通秩序の維持、道路整備、自動車技術の向上等に加え、国民の交通安全意識の向上が不可欠です。その国民の交通安全意識の向上のための重要な施策として全国交通安全運動があります。 全国交通安全運動期間中は、主催機関・団体が中心となり、民間団体や交通ボランティア等との幅広い連携を図りつつ、御指摘のあった街頭活動だけでなく、交通安全教育、キヤンバーンのほか、テレビ、ラジオ、新聞、広報誌（紙）、ポスター、広報車等、各種媒体を活用して対象に応じた広報啓発活動を展開しております。また、高齢化が進む交通ボランティアの活性化や若者の交通安全意識の向上等を図るために、ICT（情報通信技術）の普及も踏まえ、多様な形態の運動も展開しております。特に、時代に即した取組として、交通安全教育動画の配信等、ウェブサイトやSNSの活用による情報発信を積極的に行っております。 毎年、春と秋の年2回実施されている、全国一斉の「交通安全運動」は、広く国民に認知されており、運動期間中の交通事故死者数は減少傾向にあるなど、一定の成果が現れていることから、「全国交通安全運動」については継続実施していきます。	
65	令和6年11月15日	令和6年12月16日	旅費システムSEABIS改修	SEABISによる旅費の申請・決裁をより時間がかからないように改修する。	個人	デジタル庁	国家公務員の旅費業務については、「国家公務員等の旅費に関する法律」に規定されており、行政独自の用語や手続き面での煩雑さから、多くの作業時間が旅費業務に費やされてしまっている現状について認識しております。 また、SEABISのシステム操作性の問題や利用マニュアルが大量にあることについても旅費業務の煩雑化の一因となってしまっているところ、デジタル庁では作業効率化のため、下記のような改善策を検討しております。 1. 令和7年4月の改正旅費法施行・旅費業務マニュアル改定に合わせ、現行システムの改修を行う 2. SEABISの操作画面上に操作ガイドや利用マニュアルへのリンクを設ける等、UI/UX向上を図る 3. 今後のデジタル環境の変化も見据え、本システムのUI/UXを一層大幅に改善することや、民間SaaS製品・パッケージ製品を可能な限りカスタマイズせずに導入することも視野に入れたシステムの将来検討（次期システム（V4）検討）を行う	検討に着手				

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
66	令和6年11月15日	令和6年12月16日	新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削除すること	本人確認の際に、券面を目視確認するのではなく、マイナンバーカードのICチップを電子的に検証することが決定していますが、健康保険証や運転免許証などとしてマイナンバーカードを携帯する機会が増えることで、マイナンバーカードの紛失について不安に感じている国民も少なくないことから、新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削除が必要です。個人番号を把握しただけでは悪用できないと説明されていますが、それで納得する人ばかりではありません。国民の納得感を得られる施策として、カードの券面から個人番号を削除が必要です。	マイナンバー法第19条では「マイナンバー法に書かれている場合にあたらないところでは、他人に特定個人情報を提供してはいけないと定めていると思います。自分の番号を他人に提供したり、カード画像をネットに載せるなど不特定多数の人の目に触れる行為は禁止されているという認識です。マイナンバーカードの紛失について不安に感じている国民も少くないことから、新デザインの次期マイナンバーカードの券面から個人番号を削除が必要です。個人番号を把握しただけでは悪用できないと説明されていますが、それで納得する人ばかりではありません。国民の納得感を得られる施策として、カードの券面から個人番号を削除が必要です。	個人	デジタル庁 総務省	マイナンバーカード券面(裏面)に個人番号を記載することとされています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項	対応不可	個人番号カード券面におけるマイナンバー記載については、「次期個人番号カードタスクフォース」での最終とりまとめにおいて、各機関にマイナンバーを提供する際、自身のマイナンバーを券面で確認して記載や入力を行う場面が今後も多數想定されることや、カードをコピーする運用が今すぐには無くならず、支障が生じるおそれがあることに鑑み、次期カードにおいても、カード券面の裏面にマイナンバーを記載することされました。 また、性別及びマイナンバーを含めた券面記載事項等について、利用者本人が電子的に提供でき、かつ、カードの提示を受ける者が確実に確認し、効率的に登録できるようにするために、カードのICチップに記録された券面記載事項等をスマート等により個人情報保護に配慮しつつ、使いやすい上で読み取ることができるアプリを開発し、無償で配布するなど、さらに紛失時等にマイナンバーを見られるごとに不安に対しては、マイナンバーが他人に見られたとしても、マイナンバーだけでシステムへのアクセスや行政手続の申し込み等は一切できないため、個人情報を盗取されたり、給付金を詐取されるなど、損害を被ることはないとの周知に努めることとしております。	
68	令和6年11月15日	令和7年1月20日	確定拠出年金 企業型確定拠出年金制度における管轄厚生局の指導の統一化と標準的な企業型年金規約の提供	・企業型確定拠出年金規約の承認審査について、管轄厚生局(全国8箇所)毎に指導内容が統一化されていない。例えば、過去に厚生局に承認された事業主掛金の設定方法について、異なる厚生局に申請し否認されるケースが生じている。厚生局によって見解が統一されていないため、各厚生局との交渉が複雑化している。 ・また同一の厚生局においても、過去に承認を受けた年金規約と同じ内容で申請して承認されない場合がある。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な雰型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で標準的な雰型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めるもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛け金設定方法など)については、企業型年金規約の雰型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局・他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただけます。 ・本提案は法律の変更是要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知は法律の変更は要しないものではないかと考えている。2022年度・2023年度規制改革要望において引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。」とご回答いただいたが、その後の状況を踏まえてさらなる改善を要望するもの。	・過去に特定の地域を管轄する厚生局に承認された確定拠出年金制度を、他の厚生局が管轄する地域の事業主と策定し否認されるケースにおいては、両地域の事業主に不平等が生じないよう折衝・調整が必要になる。場合によっては否認された制度を変更する運営管理機関や事業主も存在することを懸念している。 ・企業型年金規約の標準的な雰型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、働き方の観点より検討を求めるもの。なお、現在は各社毎に企業型年金規約を作成しているが、法改正等の都度、各厚生局との膨大な調整・確認作業が発生している。 ・個別に認められた制度内容(掛け金設定方法など)については、企業型年金規約の雰型や指導内容にフィードバックし、他の厚生局・他の事業主においても円滑に承認いただくことを検討いただけます。 ・本提案は法律の変更は要しないものであり、厚生労働省から各厚生局への通知は法律の変更は要しないものではないかと考えている。 ・指導の結果作成される企業型年金規約の標準的な雰型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で標準的な雰型がないことにより、厚生局、運営管理機関の間で相応の時間をお互いに費やしながら、確認作業を行っており、双方の業務効率化を目的として雰型の提供を要望するもの。	一般社団法人 日本損害保険 協会	厚生労働省	・企業型確定拠出年金規約は、厚生労働省が示している審査要領等に基づき、企業の所在地を管轄する厚生局が審査、承認を行っています。厚生局において判断が難しい案件については、随時厚生労働省へ疑義照会がなされ、当該疑義照会の回答を各厚生局へ共有しています。 ・法改正への対応については、例えば、令和4年10月施行の法改正事項に関しては、令和3年8月6日付企業年金・個人年金課長通知「企業型DC加入者のDeCo加入の要件に係る対応について」により、規約の記載イメージを示すなど、法改正に伴う規約改正事項を各厚生局へ都度情報共有を行っています。	平成13年9月27日企 国令第18号「確定拠 出年金の企業型年金 に係る規約の承認基 準等について」、令和 3年8月6日付企 0806第1号「企業型 DC加入者のDeCo加 入の要件緩和に係る 対応について」	現行制度下 で対応可能	引き続き、企業型確定拠出年金規約の記載例や指導内容等について適切に各厚生局へ情報共有を図ってまいります。	
69	令和6年11月15日	令和7年2月18日	障害者雇用納付金等申請の事務改善について	精神障害の手帳は更新が必要であるが、更新の都度写しを取得するには、更新時期の管理など事務作業が発生する。 障害者雇用納付金等の申請書の提出にあたっては、雇用する障害者の障害者手帳等の写しを事業者が保管することとなっている。 マイナンバーを記載することにより、手帳の写しの保管を不要とするものです。	障害者雇用納付金等申請の事務改善について	個人	厚生労働省 デジタル庁	障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとされており、また、その写しを事業主が一定期間保存することについても、事業主自らが、雇用する(した)者が対象障害者であるかどうかを適切に把握するために必要であることから、障害者雇用率制度を適正に運用する観点から、障害者手帳等の写しの保存を不要とすることは困難であると考えています。	・障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとされており、また、その写しを事業主が一定期間保存することについても、事業主自らが、雇用する(した)者が対象障害者であるかどうかを適切に把握するために必要であることから、障害者雇用率制度を適正に運用する観点から、障害者手帳等の写しの保存を不要とするることは困難であると考えています。	対応不可	左記のとおり、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則(昭和51年労働省令第38号)の規定により、事業主が雇用する労働者が対象障害者であるかどうかの確認は、障害者手帳等の書類により行うものとされており、また、その写しを事業主が一定期間保存することについても、事業主自らが、雇用する(した)者が対象障害者であるかどうかを適切に把握するために必要であることから、障害者雇用率制度を適正に運用する観点から、障害者手帳等の写しの保存を不要とするることは困難であると考えています。	
70	令和6年11月15日	令和6年12月16日	内閣官房のホームページをリニューアルする。	内閣官房のホームページは、他省庁と異なり、昔よく見たような古めかしいホームページのデザインをしており、発信力や信頼性が弱いと思います。例えば、内閣官房のホームページを見ると、驚くほど多くの会議が掲載されていますが、すでに廃止された会議があとでも現在も設置されていると国民に誤解させるような作りになっています。例えば、10年以上前の平成24年に廃止された模擬品・海賊版対策関係省庁連絡会議のページを見ると、どこにも「この会議は、廃止されています」と書いていません。今すぐ書いたほうがいいと思います。このように、国民を誤解させる情報を掲載するなど、発信力や信頼性が弱い作りになっていますので、国民を誤解させない、国民に見てもらえるようなホームページにリニューアルしたほうがよいと思います。発信力や信頼性を高めることは、国民の利便性が高まり、よいことだと思います。なお、廃止された会議でもその資料が掲載されているのは、誰もいつでも閲覧できて便利なので、わざわざ消す必要はないと思います。よろしくお願いします。	内閣官房のホームページをリニューアルする。	個人	内閣官房	内閣官房ホームページにおける会議情報については、「各種本部・会議等の活動情報」ページ(URL: https://www.cas.go.jp/seisakukai/index.html)に「現在活動中の会議等」を一覧で掲載しており、当該ページの下部に「過去に掲載していた会議等」の一覧のPDF(URL: https://www.cas.go.jp/seisaku/kako_ichiran.pdf)を掲載しているところです。	なし	検討を予定	御提案を踏まえ内閣官房ホームページの発信力と信頼性の向上について、運用面の課題や費用対効果等を踏まえつつ検討させていただきます。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
71	令和6年11月15日	令和6年12月16日	雇用保険電子申請の拡大	雇用保険取得届及び喪失届において、「訂正・取消」についても電子申請を可能としていただきたい。	現在、雇用保険取得届及び喪失届については、電子申請が可能となっているが、「訂正・取消」については電子申請ができない状況である。ハローワーク窓口での手続きのために時間を要することになり業務が煩雑化していることから、「訂正・取消」についても電子申請ができるようシステムを見直していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	厚生労働省	現在、雇用保険取得届及び喪失届については、電子申請が可能となっておりますが、「訂正・取消」については電子申請には対応できていない状況です。	なし	対応	提出済みの雇用保険被保険者資格取得届及び雇用保険被保険者資格喪失届の内容の訂正・取消(「雇用保険被保険者資格(取得・喪失)等届(訂正・取消)願」)についても令和9年1月から電子申請を可能とする方向で検討しています。	
72	令和6年11月15日	令和6年12月16日	在留資格「技術・人文知識・国際業務」の運用見直し	店舗の店長クラスを対象にした、在留資格「技術・人文知識・国際業務」の適用に関する申請・認可要件を定めた通達を各地方出入国在留管理官署に向けていただきたい。また、「コンビニエンスストアの技術・人文知識・国際業務の明確化」を制定し、出入国在留管理局ホームページにて提示していくいただきたい。	卒業後の留学生等のコンビニエンスストア加盟店での受け入れについて、店舗の店長クラスの業務についてはマーケティング、マーチャンダイジング、店舗運営管理の素养が求められ、就学上のIT・ビジネスの専攻と関連性が深いことを説明し、在留資格「技術・人文知識・国際業務」へ在留資格変更する際に求められる外国人本人の学術上の素养と、従事できる業務の関連性について、従来よりも幅広く認めさせていただくことを趣旨とし、認可の事例を得ることができた。この事例を一般化し、全国展開するため、また、趣旨を踏まえない安易な申請防ぐためにも出入国在留管理局にて各地方出入国在留管理官署に向けた事例共有、及び周知拡大を目的として、「コンビニエンスストアの技術・人文知識・国際業務の明確化」を制定し、出入国在留管理局ホームページ等にて掲載していただきたい。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	法務省	在留資格「技術・人文知識・国際業務」について、ガイドライン「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等についてを公表しているところ、当該ガイドラインにおいて、コンビニエンスストアにおける店舗管理業務等に従事することを希望し在留資格変更許可申請に及んだ場合における事例の掲載はしていません。	「技術・人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について(最長改定令和6年2月)	検討に着手	御提案の対応の適否について検討を行っているところです。	
73	令和6年11月15日	令和6年12月16日	指定公金事務取扱者制度における対応方針の明確化	令和5年地方自治法等の改正により、令和6年4月1日から指定公金事務取扱者制度が開始となったが、現状では、収納代行サービスの観点で、指定公金事務取扱者制度において、各自治体及び公共団体、事業者間での対応方針を明確化し、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。	令和5年地方自治法等の改正により、令和6年4月1日から指定公金事務取扱者制度が開始となったが、現状では個別の事業者か等、対応方針が明確になっていない部分があり、今後どのようにこの制度を運用していくべきか方向性が定まっていない状況である。また、直近では一部自治体より当協会の一部会員コンビニエンスストアに対して、履歴事項全部証明書の写しの提出を求められたケースもあり、自治体によっても対応が異なることがある。この課題を解決し、各自治体及び公共団体、事業者間での本制度の対応方針を明確化していくために、今後の制度運用についての周知・啓発を実施していただきたい。これにより本制度への理解が深まり、円滑かつ効率的な制度対応が可能となると考える。	(一社)日本フランチャイズチェーン協会	総務省	令和6年4月1日に指定公金事務取扱者制度が創設され、普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出の事務を適切かつ確実に遂行することができる者を指定し、当該事務を委託することができるようになりました。	地方自治法第243条の2	その他	地方公共団体が取り扱う公金には様々な種類があり、取り扱う公金の種類によって、どの事業者を指定公金事務取扱者として指定すべきかは変わり得ることから、一律の方針を定めることは困難です。 また、指定公金事務取扱者を指定するに当たり、当該指定公金事務取扱者の状況によっては、資本金の額を確認する等の観点から、履歴事項全部証明書の写しの提出を求めなければならぬこともあります。が、可能な範囲で地方公共団体と事業者の双方にとって効率的な対応することが求められているものと考えていることから、必要に応じて地方公共団体に助言を行ってまいります。	
74	令和6年11月15日	令和7年2月18日	240921Z05[1/4]共同担保目録をオンラインで無料公開する	登記官は、2以上の不動産に関する担保権の設定登記があった場合、共同担保目録を作成しなければならないけれど、そうではないらしい(令別表26)。/ 共同担保目録は対抗要件ではないにせよ、追加設定の場合にのみ、申請中の証明書発行を停止する意味が分からぬ。/ 追加設定は申請人が利益を受けるために共同担保目録を特定し、抹消では登記官が職権で管理するってことですか?/ 仮にそうであっても、共同担保目録を証明書として発行する制度との整合性がつかなくなる。/ 証明書の発行を受付段階で停止するなら受付業務において登記記録の調査が必要になり、「直ちに」受付手続をしなければならない準則規定と矛盾するからである。 したがって、法務省は共同担保目録を作成される場合は、同一内容の共同担保登記所幹にまたがって共同担保が設定されれば、同一内容の共同担保登記所幹にまたがって共同担保が設定される場合の担保権追加設定において、申請情報として利用される[令別表56-2a-2c-2]、共同担保目録がある追加設定では、他の共同担保不動産には何も記録されず、目録にのみ新たな物件が追記されるからである。 この制度→	一設計を前提にすれば、共同担保の一部を抹消する場合には共同担保目録を申請情報としなければならないけれど、そうではないらしい(令別表26)。/ 共同担保目録は対抗要件ではないにせよ、追加設定の場合にのみ、申請中の証明書発行を停止する意味が分からぬ。/ 追加設定は申請人が利益を受けるために共同担保目録を特定し、抹消では登記官が職権で管理するってことですか? 仮にそうであっても、共同担保目録を証明書として発行する制度との整合性がつかなくなる。 証明書の発行を受付段階で停止するなら受付業務において登記記録の調査が必要になり、「直ちに」受付手続をしなければならない準則規定と矛盾するからである。 したがって、法務省は共同担保目録を作成される場合は、同一内容の共同担保登記所幹にまたがって共同担保が設定されれば、同一内容の共同担保登記所幹にまたがって共同担保が設定される場合の担保権追加設定において、申請情報として利用される[令別表56-2a-2c-2]、共同担保目録がある追加設定では、他の共同担保不動産には何も記録されず、目録にのみ新たな物件が追記されるからである。 この制度→	商業登記ゲンロン	法務省	共同担保目録は、2以上の不動産に関する権利を目的とする担保権の保存又は設定の登記の申請があった場合において、当該申請に基づく登記をするときに、担保権の登記事項を明らかにするため登記官が作成するものであり、登記記録の一部とされています。	不動産登記法第83条第1項第4号、同条第2項、第119条第1項不動産登記規則第166条第1項、第193条第1項第5号、第196条、第197条第2項第4号	対応不可	制度の現状欄に記載したとおり、共同担保目録は登記記録の一部であるため、共同担保目録に記録された事項について証明した書面の交付を請求する場合には、手数料を納付していましたが必要があり、これを無償することはできません。 また、オンラインで抹消登記の申請をする場合における共同担保目録の記号及び番号の入力を必須のものとすることは、申請人の負担を必要に重くすることになるため、対応することは困難です。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
76	令和6年11月15日	令和7年1月20日	貸金業法上の「金銭の貸借の媒介」の該当基準の明確化	貸金業法上の「金銭の貸借の媒介」の該当基準を定め、事業者団体が相互扶助の精神で構成員の便宜を図ることは、貸金業法上の「金銭の貸借の媒介」に該当せず、貸金業登録も必要がないことを明確にしてもらいたい。	貸金業法上、「金銭の貸借の媒介」を「業として行う」場合は貸金業登録が必要になりますが、どのような行為をどのような程度で行う場合にはこれに該当するのかが明確ではありません。巷に出てきている解説や解説の中には、事業者団体が構成員のために銀行や信用金庫に融資推薦、紹介を行うことも貸金業法の「金銭の貸借の媒介」に該当するかのようなものがあります。該当基準を明確にしてもらいたいです。例えば、商工会・商工会議所の中には、会員限定サービスとして、日本政策金融公庫・地銀・信金に融資推薦等の斡旋をしているところがありますので、他の団体についても商工会・商工会議所と同等程度の会費や手数料レベルであれば、「業として行う」に当てはまらない等と基準・解説を示してください。基準が明らか、貸金業法違反となることがあります明確になれば、事業者団体が相互扶助の精神で構成員の便宜を図る、資金調達支援を行いやすくなり、金融の円滑化にも寄与します。	個人	金融庁	貸金業法第2条第1項において、貸金業について、下記のとおり規定されております。 第二条 この法律において「貸金業」とは、金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介(手形の割引、売渡しその他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。)で業として行うものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 一 國又は地方公共団体が行うもの 二 貸付けを業として行うにつき他の法律に特別の規定のある者が行うもの 三 物品の売買、運送、保管又は売買の媒介を業とする者がその取引に付随して行うもの 四 事業者がその従業者に対して行うもの 五 前各号に掲げるもののほか、資金需要者等の利益を損なうおそれがないと認められる貸付けを行う者で政令で定めるものが行うもの	貸金業法第2条第1項	現行制度下で対応可能	貸金業法上の「金銭の貸借の媒介」の該当性については、金銭の貸借を内容とする契約の成立に向けた一連の行為等を総合考慮して個別に判断されるものであり、一律に基準をお示しすることは困難です。 なお、「金銭の貸借の媒介」の解説については、金融庁より、「一般的な法令解説に係る書面照会手続」に基づく照会への回答(平成27年12月1日)において下記のとおりお示しております(本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解説を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではありません。なお、関係法令が変更される場合などには、考え方方が異なるものとなることもあります。また、もとより、検索機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。) <参考URL(金融庁ウェブサイト)> 照会:https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/01a.pdf 回答:https://www.fsa.go.jp/common/noact/ippankaitou/kashikin/01b.pdf	
77	令和6年11月15日	令和6年12月16日	240928Z12[4/5]刑務所や留置場に常勤介護職員の雇用制度を導入し、刑務官や警察官を減らす	留置施設視察委員会の意見と措置によれば、留置施設での勤務は警察官に人気がないため、「登童門」と称して、次の人事異動で希望を通りやすくするとか。また、休憩や休暇も充分に取れず、他の部署からの応援で辻褄を合わせるとか。留置施設の運営は、職員の士気高揚が重要らしい。しかし、不人気な職場に勤務する職員を増やしたところで、職員全体のストレス総量は変わらない。/たとえば、古い留置施設ではイレの洋式化が進まず、高齢被留置者に対しては簡易洋式トイレを設置して対応している。/その設置や片付けなど、警察官には煩雑の介護業務に従事させられるのだから、当然にストレスになるだろう。/視察委員会は洗濯や清掃業→	一務に従事する非常勤補助員の雇用を提案しているけれど、予算を確保できなかったり、政策的に非常勤職員を減らしたりで、問題解決にはつながっていない。/そこで、刑事収容施設における非権力的業務に従事する補助員の雇用を、法令で規定することを提案する。/留置場の先にある刑務所では受刑者の高齢化が進み、刑務官はおむづち換等の介護業務に従事しているらしい。/そのため若手職員の離職が深刻で、NHKによれば、3年以内に離職する女性職員は37%だとか。/警察官も留置施設勤務が続けば、同様の数字になるだろう。/ここには、公務員の労働イメージと現実の業務とのミスマッチがある。/したがって、刑事収容施設での介護業務に従事する職種を新たに定義し、募集をかけなければよい。/なぜ刑事収容施設は治安維持要員だけで運営されなければならないのか? トイレもままならない高齢者が通常の粗暴犯の如きに危険であるとは考えにくく、被収容者が全員危険であるという想定が差別的である。/そうであれば、高コストな治安維持要員に介護研修をして介護職に従事させるよりも、最初から介護専門職を雇用して、介護業務に従事させるべきではないか? /要介護者が少なければ、掃除や洗濯などの低リスク業務に従事させればよい。/その点は、純粋な介護職ではなく、被権力的運営業務と定義する。/この横並びは公務員のストレス軽減だけでなく、低賃金な介護業界で働く介護従事者は安定と高賃金を得ることができます。/また、異業種からの転職を受け入れることで、閉鎖的な収容施設の不祥事も減るだろう。	商業登記ゲンロン	法務省 警察庁	【法務省】 刑事施設においては、心身の障害や高齢等の事由から、処遇上特段の配慮をする必要があると認められる受刑者に対し、社会生活のための適応性を醸成し、円滑な社会復帰に資するなどを目的とした処遇を実施しています。 身体に障害等があり介助が必要な受刑者に対しては、職員の介添え等といった障害等に配慮した処遇を実施しています。 【警察庁】 留置施設の規律及び秩序を維持し、逃走等の事故を防止するため、留置担当官が被留置者の処遇を行っています。	【法務省】なし 【警察庁】なし	【法務省】 介護業務に従事する職員の配置については、被収容者の高齢化等の状況を踏まえ、今後も必要な体制の整備に努めてまいります。 【警察庁】 引き続き、留置施設の規律及び秩序を維持し、逃走等の事故を防止するため、留置担当官が被留置者の処遇を行ってまいります。		
78	令和6年11月15日	令和6年12月16日	中央省庁に発出された庁舎の空調管理に関する通知を地方自治体にも発出	国民に一番身近な行政である地方自治体に対しても、室温28度にこだわらない空調設備の運用を促す。	内閣官房内閣人事局と人事院が令和6年8月8日に各省庁に発出した「快適で安全な執務環境の確保について(通知)」では、室温設定を28度にこだわらない機器の運用や夜間の延長運転について柔軟な運用を求めている。 https://www.jinji.go.jp/content/000005279.pdf	個人	総務省	提案理由に記載の通知は、快適で安全な執務環境を確保してもらうため、内閣人事局及び人事院から各省庁に対して発出したものであり、地方公共団体に対して対応を求めたものではありません。 労働安全衛生法第3条により、事業者は快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じて職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないとされており、快適な職場環境の実現に向けては、事業者であるそれぞれの地方公共団体において、対応いただこうとになっております。	労働安全衛生法	現行制度下で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
79	令和6年12月12日	令和7年1月20日	性犯罪被害者への配慮と捜査の専門性を高める、警察署におけるテレビ会議システム導入による告訴手続改革	近年、性犯罪被害者への支援強化が喫緊の課題となっている。同性の警察官に対応させる配慮はされるものの、対面する警察官に直接伝えることは、被害者にとって精神的負担が大きい。そこで、警察署にテレビ会議システムを導入し、画面越しに警察官に告訴意思を伝えることができる制度を提案する。これにより、警察庁又は警察本部に所属する専門の担当者が被害者のケアに細心の注意を払いながら対応することで、被害者の精神的苦痛を減らすことが期待できる。 テレビ会議システムを導入すれば、性犯罪以外の事件についても同様の手続きが可能になるため、たとえばインターネット犯罪のように専門性の高い分野では、より適切な聴取が可能になる。	1.性犯罪被害者への配慮 対面する警察官に被害申告することは、性犯罪被害者にとって心理的負担が大きい。現在でも、各都道府県警察は性犯罪被害者相談電話を設置し、24時間無料で通話できる制度が導入されている。しかし、電話相談してもその後に告訴や被審問の手続が必要であれば、被害者は再び精神的苦痛を受けることになる。そこで、この仕組みを告訴手続まで拡張し、警察署でのテレビ会議システムを使って、対面しない方法での告訴を可能とすべきである。告訴は書面でも可能であるため、口頭での告訴が対面である必要はない。 2.捜査の専門性向上 インターネット犯罪など、専門的な知識が必要な案件においては、地方の警察署は担当者に十分な知識がない場合がある。現在の制度では本部から各警察署に指示を下すにしても、各警察署の担当者が指示の内容を理解できなければ、情報が正確に伝達されない危険がある。そこで、テレビ会議システムを通じて、警察庁や警察本部の専門部署の担当者が被害者から直接話を聞くことができるようになります。 3.捜査効率化 テレビ会議システムは、通常のパソコンで導入可能であるため、警察署で使用するパソコンと同様に配備すればよい。すなわち、被害者からの告訴手続のみならず、警察内部での会議や研修等でも汎用化でき、追加的コストは大きくないと考える。また、法務省では、外国人の取調べで通訳をつける場合にテレビ会議システムを導入しており、捜査におけるテレビ会議システムの活用には合理性がある。 4.感染防止 コロナ流行期の感染対策のように、非対面型の手続を整備しておくことは今後の危機管理として必要であると考える。	個人	警察庁 法務省	「告訴がなければ公訴提起することができない」とされていた性犯罪については、刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号)により、告訴なくして性犯罪の被疑者に対して公訴提起するようになりました。 もっとも、立件に当たっては、証拠の収集、供述調書の作成等について、被害者の方に対面での対応をお願いする必要があります。	刑法の一部を改正する法律(平成29年法律第72号) 犯罪捜査規範(昭和32年国家公安委員会規則第2号)第61条	現行制度下で対応可能	制度の現状欄にあるとおり、刑法上の性犯罪については、法改正により非告罪とされており、性犯罪の被疑者の公訴提起にあたって告訴は不要となります。そのため、被害者の方が犯人の処罰及び犯人検挙に向けた捜査を求める場合には、告訴の必要はなく、適宜な方法で警察に被害申告することで足りることになっています。もっとも、被害申告がなされた場合、捜査の過程で、証拠の収集等は不可欠であり、被害者の方に対面での御対応をお願いする場面は避けられないところ、性犯罪被害者等への対応については、引き続き、全ての警察官が、警察こそが被害者等の人権の擁護者であることを自覚し、被害者の立場に立って、被害者の被害状況、体調等に配慮しながら事情聴取に当たるなど、捜査過程における被害者等の負担の軽減に努めてまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
80	令和6年12月12日	令和7年1月20日	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	課長以上に昇進させる条件にマネジメント研修の受講を義務付ける。	国家公務員は、人事評価が機能していないと思います。その証拠に防衛省でパワーハラした審議官が懲戒処分されます。このような人間がどうして人事評価で高く評価されて審議官という高級官僚に出世できるのか理解できません。課長以上の高級官僚に昇進させる条件に、マネジメント研修を受講させ、その修了テストに合格することを絶対にするべきではないでしょうか。少なくとも今は、パワーハラやマネジメント能力が欠如した人間でも課長以上になってしまふらしい人事評価が機能していないので、地方自治体のように昇進のための試験を実施してふるいにかけるべきではないでしょうか。パワーハラやマネジメント能力が欠如した人間が高級官僚になることをなくせば、公務員の皆さんの士気も上がり、公務員に対する国民の信頼も向上すると思います。よろしくお願ひします。	個人	人事院 内閣官房	・一般職の国家公務員の昇任等の任用に当たっては、職員の人事評価又はその他の能力の実証に基づくこととされています。この点、御提案にありますような本省の課長級相当以上の官職への昇任に当たっては、①人事評価の結果、②昇任させようとする日以前2年内で懲戒処分等を受けていないこと等が昇任の要件となっています。 ・なお、国家公務員法(昭和22年法律第120号)第61条の9第1項では、「内閣総理大臣、各省大臣…は、幹部職員の候補となり得る管理職員…としてその職責を担うにふさわしい能力及び経験を有する職員…を育成するための課程(…幹部候補育成課程…)」を設け、「…運用するものとする」と規定されており、これを受けて幹部候補育成課程の運用の基準(平成26年8月29日内閣官房告示第1号)第5の4において「各大臣等は、課程対象者に対し、政府全體を通じての政策の企画立案及び業務の管理に係る能力の向上等を目的として内閣総理大臣が実施する研修を計画的に講義をもつて行なう」とされています。 内閣人事局ではこれに該当する研修として、「幹部候補育成課程中央研修(係長級・課長補佐級)」を毎年度実施しており、マネジメントに関する講義の受講を必須とすることで、各府省等の課程対象者のマネジメント能力向上に努めています。 ・また、国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針(平成26年10月17日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定。令和6年1月16日一部改正)では、「全ての管理職に、管理職に昇任する前後にマネジメント能力の向上に向けた研修を受講させることとし、…内閣人事局、人事院及び各府省等が研修を実施する。」と規定されています。 これに該当する研修として、内閣人事局では、各府省等の全ての新任管理職員を対象として「マネジメント能力等向上のための新任管理職員向けeラーニング」を実施しています。 そのほか、本府省等の新任管理職員を対象とした「新任管理者マネジメント研修」も実施し、管理職のマネジメント能力向上に努めています。	【昇任要件について】 国家公務員法第33条、58条、第61条の2、第61条の3 【適格性審査基準】 (平成26年6月4日内閣官房長官決定) 人事院規則8-12(職員の任免)第25条第2号及び第30条 【研修について】 国家公務員法第61条の9第1項 幹部候補育成課程の運用の基準第5の4 国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針	現行制度下 で対応可能	制度の現状欄に記載のとおりです。	
81	令和6年12月12日	令和7年2月18日	電子申請による就業規則届の受理印押印について	電子申請で就業規則届出を行った場合、監督署によっては、就業規則変更届、意見書、提出諸規定の全てに受理印を押印しているが、3田・立川などの監督署(いずれも東京都)では就業規則(変更)届のみ受理印押印または就業規則(変更)届と意見書に受理印押印しているが、提出諸規定には受理印を押印していない。 就業規則変更届、意見書、提出諸規定の全てに受理印を押印し、諸規定を確実に届け出たことを担保することで、以下の手続、審査において、就業規則等、諸規定を雇用関係助成金申請に受理印押印して、提出を認められたり、IPO上場申請のチェックにおいて、各規程の受理印押印を確認する際に、不都合が生じている。 就業規則変更届、意見書、提出諸規定の全てに受理印を押印し、諸規定を確実に届け出たことを担保するべきである。	個人	厚生労働省 金融庁	現状、電子申請された就業規則等の諸規程に対し、自動的に受理印が押印される仕様にはなっていません。 ・雇用関係助成金申請において、審査の段階で審査者が添付文書の全部又は一部に受理印を押印する操作も可能となっています。 ・IPO上場申請のチェックにおいて、各規程の受理印押印が求められている。	なし	対応	雇用関係助成金等の申請のため就業規則等の諸規程に受理印を要する場合には、添付するファイル名にあらかじめ【[押印希望]】等と付していただくことで、審査者において受理印を押印することが可能です(e-Gov電子申請の対象手続中「電子申請方法別利用案内」においてご案内していますのでご確認ください。)		
82	令和6年12月12日	令和7年2月18日	キャリアアップ助成金の申請後の控え書類の返却について	「キャリアアップ助成金」の申請・控え書類の返却方法等について各都道府県労働局でバラバラの扱いとなっている。 神奈川労働局では、特にホームページ等での事前周知等もなく(現在も周知はない)、郵送申請での控え書類の返却を行っていない。 現状は以下である。 ・受理したことの確認は、郵便の追跡記録で確認してほしい。 ・窓口に出向いた場合は、申請書類の控えに受理印を押印する。 ・受理したことの確認は、郵便の追跡記録で確認してほしい。 ・窓口に出向いた場合は、申請書類の控えは、申請者の同意を得てシャッター廃棄している。 ・郵送申請で封筒に貼付された申請書類の控えは、申請者の同意を得てシャッター廃棄している。 ・郵送申請で封筒に貼付された返信用の封筒(切手貼付)は窓口に受け取りに来れば返送するが、受け取りに来なければ都道府県労働局で保管している。 理由は、以下である。 ・都道府県労働局内の事務繁忙と都道府県労働局から申請者への郵送事故防止のため。 いわゆる「地方ルール」を廃止して、全国統一とすべきである。 非効率・不親切な取扱いを改善すべきである。 受理印押印した提出書類の控えを申請者に郵送により返却すべきである。 無駄な事務作業がなくなり、時間が削減され、効率的な行政運営を行うことができる。	個人	厚生労働省	雇用関係助成金支給要領 第2各助成金別要領 11キャリアアップ助成金0603「支給申請書の受理(共通)」においては、事業主等からの提出のあった申請書類等の写しを交付する等を全国一的な対応とは定めています。 その上で、0801「支給決定及び通知」においては、「管轄労働局は、事業主が提出した支給申請書の内容を審査した結果、助成金を支給する事が適当と認められる場合には、支給額を確定した後、支給決定を行い、当該事業主に通知する。また、助成金を支給する事が適当と認められない場合には、不支給決定を行い、当該事業主に通知する。」としており、事業主等からの支給申請に対しては、支給決定通知書又は不支給決定通知書にて通知することで対応しています。	・雇用保険法第62条第1項第6号 ・雇用保険法施行規則第118条の2、附則第17条の2の7、附則第17条の3 ・雇用関係助成金支給要領 第2各助成金別要領 11キャリアアップ助成金	対応不可	各都道府県労働局においては、事業主等から支給申請書の提出があった場合、支給申請書等の内容を確認するとともに、必要に応じて事業主等に対する確認、疑惑が生じた場合に追加での書類提出、事業所訪問等を通じた確認等を行った上で、支給の可否を判断し、当該判断結果を支給決定通知書又は不支給決定通知書にて通知することとしております。 一方、事業主等からの提出のあった申請書類等の写しを交付することについては、郵送で提出された申請書類等のコピーや郵送での返却作業など、事務処理が煩雑になることから、全国一的な対応はしておりません。(ただし、各都道府県労働局においては、事業主等からの求めに応じて行政サービスの一環として、申請書類等の写しを交付する場合があります。) 今後、雇用関係助成金業務においても、電子申請によるオンライン申請を進めてまいります。電子申請においては、申請審査状況の確認や、ご提出いただいた申請書類等の電子媒体の確認が可能であるため、電子申請での申請を行っていただけるよう更なる普及促進に努めてまいります。		
83	令和6年12月12日	令和7年2月18日	災害対策基本法における罹災証明書の発行の対象となる災害と国民保護法における武力攻撃災害との関係の整理	災害対策基本法における罹災証明書の発行の対象となる災害と国民保護法における武力攻撃災害との関係の整理	災害対策基本法第2条第1項に規定する灾害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害」と定義されている。 一方、国民保護法において、「武力攻撃災害とは、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人又は物的災害」と定義されている。 仮に武力攻撃事態が発生し、他国とのミサイル攻撃や航空攻撃等により発生した火事や爆発等で家屋等を破壊された者が、自治体に対し、災害対策基本法における「大規模な火事若しくは爆発」に該当するとして、罹災証明書の発行を求める場合、自治体が困惑する恐れがある。 被災者生活再建支援法との関係や、そもそも人為的に引き起こされた災害であること、仮に家屋等に被害があっても、他国の武力攻撃によるものか、自衛隊の反撃によるものか判別がつかない等、様々な問題から、武力攻撃災害は罹災証明書の発行に適しないように思われるが、それを含め、両法における「災害」の定義の違いや、罹災証明書の発行が可能なか等を整理し、自治体に通知する。 上記対応により、万が一武力攻撃事態・武力攻撃災害が発生しても、自治体の業務の混乱を防ぐことができるものと思われる。	個人	内閣府 内閣官房	災害対策基本法第2条第1項に規定する灾害は、「暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因(※)により生ずる被害」を指し、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害は、「武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人又は物的災害」を指すものであり、国民保護法における武力攻撃災害は、一般的には災害対策基本法における災害には該当しないため、市町村は、武力攻撃災害により被害を受けた住家の罹災証明書の交付義務は負わないと考えられるところです。 (※) 災害対策基本法施行令第1条上、「放射性物質の大量の放出、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没その他の大規模な事故」とされている。	災害対策基本法第2条第1項 災害対策基本法施行令第1条 国民保護法第2条第4項	現行制度下 で対応可能	災害対策基本法上の「災害」と国民保護法上の「武力攻撃災害」の定義の違いは明らかであり、両者の定義による自治体の混迷は生じないものと承知しています。 災害対策基本法に基づく罹災証明書の交付については、自治体への研修等を実施するなど、引き続き制度の周知に努めるほか、武力攻撃災害に関して、自治体からの問合せ等があつた場合には、適切に対応してまいります。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
84	令和6年12月12日	令和7年2月18日	241005Z16[3/4]申請人に送付する方法を、送付書類の機密性に従って行政手続統一で格付けする	個人が不動産登記申請完了書類を受け取る場合、登記識別情報が発行されるときは本人限定受取郵便でなければならず[規則63条1項]、それ以外の場合でも書留郵便でなければならない[55条7項、182条3項]。/他方、登記事項証明書を郵送で受け取る場合は、普通郵便でもよい[197条6項]。/したがって、不動産登記申請で資格証明書や前登記を登記事項証明書を証明書として提出して原本還付請求し郵送で受け取る場合は、登記識別情報や登記完了証が同封されていないくとも、書留郵便でなければならぬ。/これは例外的な取扱いではなく、不動産登記法がオンライン申請[法18条]とオンライン交付[規則63条1項、182条1項]→	一を原則としているながら、法務省が会社法人等番号が異なる場合の資格証明書[4規制改革84(3)に変更]回答)や、不動産番号による前登記証明書[13行政改革184回答]の添付省略を認めていない結果として、制度的にそなはるを一貫してデジタルで処理することによる事務処理の効率化等により、標準処理期間の短縮を図る[15規制改革97回答]のではなかったのか?/この矛盾は、政府がオンライン理想論によって法令を策定する一方で、実務については省庁に丸投げしている結果である。登記識別情報の送付に本人受取郵便を義務付けたり、登記完了証が書留でなければならぬ点は措くとしても、原本還付書類は普通郵便でもよい[197条6項]。/したがって、不動産登記申請で資格証明書や前登記を登記事項証明書を証明書として提出して原本還付請求し郵送で受け取る場合は、普通郵便で送付していけるのに、書留郵便は義務付けける。それ以上に重要な原本還付書類とは何なのか?/書籍謄本は個人情報を取り扱うことから[15規制改革80回答]国家資格者にのみ本人以上の職務上請求を認め、成年後見制度は戸籍に記載されることにつきましては、関係者にとって強い心理的抵抗感[H11.11.16参議院法務委員会政務次官答弁]があるため戸籍から切り離したら戸籍謄本以上に厳格な情報管理が必要になる。/それにもかかわらず、これらの書類は普通郵便で送付されるのに、登記事項証明書の原本還付が書留では均衡を失する。/行政手続全体で機密性の格付けをして、送付書類ごとの送付区分を明確化すべきである。	商業登記センター	法務省	原本の還付は、申請人の申出によって原本を送付する方法によることができます。また、原本の送付は、申請人が申し出た住所に宛てて、書留郵便又は信書便の役務であつて信書便事業者において引受け及び配達の記録を行うものによって行うものとされています。	不動産登記規則第55条第1項、第6項、第7項	対応不可	一般に、還付請求がされる申請書の添付書面の原本は、申請人にとって重要なものですので、送付の方法により還付の場合には、確実に申請人に届けることができるよう、書留郵便等によることとされており、御提案のように対象文書の種類によって書留郵便によることとする取扱いをすることはできません。	
85	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の振り仮名の届書の様式について	法務省において作成した”戸籍に振り仮名が記載されます”と題したホームページについて、氏及び名の振り仮名の届書のPDF様式が掲出されている。PDF様式を印刷して手書きで書くのは煩雑であるので、Word形式のように入力が可能なものを掲出いただけと手続きが円滑になると考える。なお、署名欄に入力されることを危惧しているのであれば、PDFに文章を入力できる項目を設定したデータを掲出してほしい。せっかくホームページを作成したのだから、使いやすいものにしていただきたい。		個人	法務省	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)により、令和7年5月26日から戸籍の記載事項に氏の振り仮名及び名の振り仮名が追加されることになりました。現在、その広報に取り組んでいるところ、広報の一環として特設ホームページ(https://www.moj.go.jp/MINJI/furigana/flow.html)に振り仮名の届書の様式案を掲載しています。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第48号)第7条 附則第1条第3号 附則第6条~第14条	検討を予定	現在、特設ホームページに掲載しているのは、飽くまでも案であることから、届書の様式が確定した段階で、編集可能な形式を掲載することを検討します。	
86	令和6年12月12日	令和7年1月20日	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状のカード化	高圧ガス保安法における製造保安責任者や販売主任者などの免状について、プラスチックの形式で交付する。	現在、該当の免状は手帳型で発行されている。この手帳を作業中に携帯する規定になっているが、手帳型はかさばるし、作業によっては他の免状・免許証も携帯する必要があることから、かさばらないカード型にしてほしい。	個人	経済産業省	法令上、高圧ガス製造保安責任者免状や高圧ガス販売主任者免状は、縦7センチメートル、横11センチメートルの様式により発行することとしています。	・高圧ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)第29条第5項 ・高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則(昭和四十一年通商産業省令第五十四号)第2条第1号	検討に着手	いただいたご意見は、今後、高圧ガス保安行政の運用見直しの検討において参考とさせていただきます。	
87	令和6年12月12日	令和7年1月20日	戸籍の管轄法務局長への訂正許可申請時の戸籍謄本添付の省略	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、申請書に対象戸籍及び関連戸籍を特定できるよう明記することで、戸籍謄本の添付を省略してほしい。また、この取り扱いができる場合は市町村に周知してほしい。	戸籍法24条2項に基づく管轄法務局長への訂正許可申請時において、戸籍謄本を添付しているところ、戸籍情報連携システムにより法務局で戸籍副本の内容を確認できることから、わざわざ添付する必要はないと考える。そのため、対象となる戸籍や関連戸籍を特定できるよう申請書に明記することで、戸籍謄本そのものは添付省略するのが良い。	個人	法務省	戸籍法第24条第2項に基づき、市区町村長が管轄法務局長に戸籍訂正の許可を求める際にには、明文の規定はありませんが、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書(謄本)を添付いたします。	戸籍法第24条第2項	対応不可	管轄法務局において、戸籍情報連携システムを利用して関係戸籍を探索する作業には一定の時間を要すると見込まれることから、迅速かつ円滑な審査のためには関係する戸籍の証明書を添付いただく必要があると考えており、御提案に応じることは困難です。なお、市区町村長が戸籍訂正許可申請書を作成するに当たっては、訂正対象戸籍や関係する戸籍の証明書を収集しているものと承知しており、戸籍訂正許可申請書には既に収集した戸籍証明書等を添付いたければ足りることから、現行の運用が市区町村に大きな負担を課すものとは考えておりません。	

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

規制改革・行政改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

番号	所管省庁 への検討 要請日	回答 取りまとめ日	提案事項	提案の具体的な内容	提案理由	提案 主体	所管省庁	所管省庁の検討結果				備考
								制度の現状	該当法令等	対応の 分類	対応の概要	
95	令和7年1月23日	令和7年2月18日	32. 債権差押に係る書類の集中部署への直送の許容	債権差押に関する事務処理を集中部署（事務センター等）で行う金融機関について、裁判所からの債権差押に係る書類（債権差押命令通知書等）を集中部署に直送することを許容する。	○裁判所が発送する債権差押命令通知書等の書類の送付先は、法令上の制限はないものの、債権者が債権差押命令申立書に記載した送達場所に限定されている。預金債権の差押の場合、「送達場所」には、差押対象の預金口座がある金融機関の各営業店の住所を記載するのが通例となっている。 ○債権差押命令通知書が到達すると、各営業店において、通知書の内容確認、債務者の特定、差押対象預金の確保等の業務を速やかに実施する必要があり、窓口対応等の通常業務と並行して行うため、営業店での事務負担が大きい。 ○また、このような営業店の事務負担を踏まえ、営業店で受け取った書類をデータ化し、集中部署（事務センター等）に差押手続を集約している銀行もあるが、このような銀行でも書類のデータ化が一定の事務負担となっている。 ○以上のような事務負担を軽減し、円滑な債権差押に資する観点から、銀行が裁判所に事前申請等を行うことを前提に、債権差押に係る書類を集中部署（事務センター等）に直送する取り扱いも認めるよう、最高裁判所等において各裁判所へ働きかけてほしい。	一般社団法人全国地方銀行協会	法務省	債権に対する強制執行においては、執行裁判所は、差押命令を第三債務者に送達しなければならないものとされています（民事執行法第145条第3項）。そして、第三債務者が法人である場合には、当該法人に対する書類の送達は、当該法人の営業所又は事務所においてすることができるものとされています（民事執行法第20条、民事訴訟法第103条第1項、同項ただし書、第37条）。 預金債権を対象とする差押命令に係る第三債務者の送達場所については、対象となる預金に対する差押えを速やかに、かつ、確実に実施できるか等の観点から、裁判所が各金融機関の預金の管理体制等を踏まえて選定しているものと承知しています。	民事執行法第145条第3項等	検討に着手	制度の現状欄に記載のとおり、預金債権に係る差押命令の送達場所の選定は、対象となる預金に対する差押えを速やかに、かつ、確実に実施できるか等の観点を踏まえた裁判所の判断となります。 その上で、司法府の自律的判断を尊重しつつ、預金債権に係る差押命令の送達場所選定の前提となる各金融機関の預金の管理体制やこれを踏まえた各金融機関の希望が、各金融機関から各裁判所に適切に提供されるなどして預金債権に対する強制執行が速やかに、かつ、確実に実施されるよう、必要な環境整備に取り組んでまいります。	
96	令和7年1月23日	令和7年2月18日	補助事業について③ 補助事業の電子化・簡素化	補助事業の諸手続きについて、統一化・電子化・簡素化すること。	すべての補助事業について、デジタル社会の実現に向けた重点計画（2024年6月閣議決定）に則して電子化すること。 申請者の基本情報（会社概要や登記事項証明書等）について、補助事業共通のデータベース等に保存することにより、他の補助事業で利用できるようにすること。	公益社団法人リース事業協会	デジタル庁	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）において、事業者向け補助金申請については、2025年度以降、各省庁において、事業者向け補助金の電子申請対応を原則とする旨記載されています。 デジタル庁では、汎用的な補助金申請システムであるJグランツを運用しています。Jグランツでは、補助制度の公募から交付、その後の実績報告や支払いの手続まで、全てのプロセスを電子化しており、国や地方公共団体が執行する補助事業で利用が可能です。 また、デジタル庁では、法人・個人事業主が1つのアカウントで様々な事業者向け行政手続システムにログインできるサービスとして、法人共通認証基盤（GビズID）も運用しています。事業者はGビズIDを利用してJグランツにログインすることで、GビズIDで登録した法人名等の情報が自動的に連携され、申請の度に同一の情報を入力する必要がありません。 すべての事業者向け補助金の電子化に向け、補助制度を所管する府省庁へJグランツの利用を促進するとともに、行政書士等による代理申請を可能とする新機能の実装等を通じながらJグランツの利便性向上にも取り組んでいます。 ＜参考＞「事業者のデジタル化等に係る関係省庁等連絡会議（第6回）」 資料3：「補助金の電子申請化率工場に向けたJグランツの新機能追加及び取組について」 URL: https://www.digital.go.jp/councils/private-business-dx/councils/46505933-4f49-492f-9be3-ad9c99b04172	「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和6年6月21日閣議決定）	対応	すべての事業者向け補助金申請について原則電子化を目指し、引き続き関係府省庁へJグランツの積極的な利用を促すとともに、システムの利便性向上に向けた機能拡充等に取り組んでまいります。	
98	令和7年1月23日	令和7年2月18日	241123Z45[3/4]法務省のQ&Aページを整理して、申請書様式を起点とした情報提供を実現する	法務省HPには、登記手続に関するQ&Aページが3つある。／総合的な登記申請を御自身ですることを検討されている方からよくある質問」、不動産の「不動産登記のよくあるご質問等」、商業の「よくあるご質問等＜商業・法人登記関係＞」。／不動産のみが個別PDFである。／不動産と商業で分けるなら、不動産と商業の手続には総合的なQ&Aは要らないだろう。／そして、不動産と商業の各Q&Aにいても、その内容がそれぞれの申請書様式掲載ページと重複している。／どちらが詳しいわけでもなく、ほとんど同じ内容が複数の場所に掲載されているのである。／その結果、情報が無秩序に並んでいて、これを見た申請人は確実に混乱するはず	→だ。／一般人を混乱させることが目的ではないかと疑うほど、法務省のQ&Aページには、法務省の言いたいことがダラダラ書かれている。／そして、至るところに司法書士会の連絡先が書いてある。／登記申請を御自身ですることを検討されている方がよくある質問」に、司法書士の紹介は必要ないでしょう。／政府が国民に対して行政手続を説明する気があるのであれば、次のような方法を提案する。／まず、不動産と商業で共通する手続については、総合ページに統合する。／Q&A[共通]、／Q&A[不動産登記]、／Q&A[商業・法人登記]でタイトルを統一して、内容を明確化する。／そして、それぞれのhtmlに情報を羅列する方式をやめ、不動産Q&Aのように、質問ごとに個別化する。／FAQ提供サービスは廃止して、PDFではなくhtmlで書く。／各説明ページで用語の説明が必要なときは、独立したページへのリンクを貼る。「代理権限証書」が分からなければ、クリックして該当Q&Aページへ移動させる。／確かに説明を書き連ねるから、自分たちの責任逃れと引き換えに、利用者には意味不明な情報の羅列となるのである。／技術的には、とても簡単。／法務省がやらない理由を探して、毎回たどり着く費用対効果として見ても、各申請書様式を制度改正があるたびに手作業で説明の修正をするほうがムダである。／そのメンテナンスに、いくらかかっているのか、と。／申請書様式の説明には、代理人が必要な場合は、代理人についての説明ページを御覧ください」と書いておけばいい。／現在のように、どこに説明があるか分からないから、申請書様式に全部入りさせる無駄が生じる。	商業登記部門	法務省	法務局ホームページには、申請人の利便性の向上等の観点から、登記申請に係るQ&Aや登記申請書の様式を掲載するなどしています。	なし	検討を予定	法務局ホームページについては、見やすさや分かりやすさの向上等のため、令和6年度において掲載方法の見直しを実施したところであり、今後も必要に応じて見直しを行うこととしています。 いただいた御意見は、その検討に当たって参考にさせていただきます。	